

令和3年3月22日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成31年(行ウ)第1号 政務活動費返還請求事件

口頭弁論終結日 令和3年2月1日

判 決

5 金沢市

原 告

金沢市鞍月1丁目1番地

被 告

石川県知事 谷本正憲

同訴訟代理人弁護士

小 堀 秀 行

森 岡 真 一

10

同 指 定 代 理 人

浅 野 裕 一

宮 本 喜 隆

小 杉 浩

北 村 都

山 村 拓

15

主 文

1 原告の請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

20

第1 請求

被告は、別表「議員氏名」欄記載1ないし17の者に対し、それぞれ、対応する同表「違法支出額合計（円）」欄記載の金額及びこれに対する平成30年5月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

第2 事案の概要

25

1 事案の要旨

本件は、石川県（以下、単に「県」ということがある。）の住民である原告が、

石川県議会の議員である別表「議員氏名」欄記載の各議員（以下「本件各議員」と総称する。）が平成29年度に石川県から交付を受けた政務活動費を支出したことについて、対応する同表「違法支出額合計（円）」欄記載の金額は違法であり、本件各議員は、県に対し、違法に支出された上記金額に相当する金員を不⁵当利得として返還すべきところ、被告がその返還請求を怠っているとして、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、被告に対し、本件各議員に対して上記不¹⁰当利得の返還及びこれに対する平成30年5月2日（平成29年度の政務活動費に係る収支報告書の提出期限の翌日）から支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前のもの。以下同じ。）所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を請求すべきことを求める事案である。

2 関係法令等の定め

(1) 地方自治法

（調査、出頭証言及び記録の提出請求並びに政務活動費等）

第100条

14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。

この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

16 議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

(2) 石川県政務活動費の交付に関する条例（平成13年石川県条例第22号）

以下「本件条例」という。甲1, 乙7)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定により、石川県議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派（所属議員が一人の場合を含む。以下「会派」という。）及び議員に対し交付する政務活動費に関し必要な事項を定めるものとする。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第2条 政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(政務活動費の請求、交付等)

第8条 会派の代表者及びその所属議員は、前条第1項の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月（中略）に、当該四半期に属する月数分（中略）の政務活動費を知事に請求するものとする。（以下省略）

(収支報告書)

第9条 会派の代表者及びその所属議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、別記様式により毎年4月30日までに議長に提出しなければならない。

(中略)

4 会派の代表者及びその所属議員は、前3項の規定により収支報告書を提出するときは、当該収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し（中略）を併せて提出しなければなら

ない。

(政務活動費の返還)

第1-0条 会派の代表者又はその所属議員は、その年度において交付を受けた政務活動費に係る収入の総額からその年度において行った政務活動費に係る支出（別表に定める政務活動に要する経費に充てたものに限る。）の総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務活動費を知事に返還しなければならない。
5

(議長の調査及び透明性の確保)

第1-2条 議長は、収支報告書等について必要に応じて調査を行う等政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。
10

別表（2条関係）

政務活動に要する経費	内容
調査研究費	会派及び議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
広聴広報費	会派及び議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
事務費	会派及び議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	会派及び議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

（研修費、要請陳情等活動費、会議費、資料作成費、資料購入費及び事務所費は省略。）

15 (3) 石川県政務活動費運用基準（マニュアル）

「石川県政務活動費運用基準（マニュアル）」（乙7。以下「本件マニュアル」という。）は、石川県議会が作成し、平成29年4月に改訂されたもので

あり、その定めは別紙「石川県政務活動費運用基準（マニュアル）」のとおりである（本件マニュアルの目次記載3, 7及び9ないし12は省略。ただし、同9のうち①調査研究費、③広聴広報費、⑨事務費及び⑩人件費は省略せず。）。

3 前提事実（当事者間に争いがない事実及び後掲証拠（書証番号は、特記なき限り枝番号を含む。以下同じ。）又は弁論の全趣旨により容易に認定することができる事実）

5 (1) 当事者等

原告は、県の住民である。

被告は、県の執行機関である。

10 本件各議員は、いずれも平成29年度中に石川県議会の議員の職にあった者である（以下、別表の「議員氏名」欄記載の番号及び議員の氏をもって、それぞれ「金原議員（1）」などという。ただし、同表番号9の田中敬人議員及び同番号11の田中哲也議員は、それぞれ「田中（敬）議員（9）」及び「田中（哲）議員（11）」という。）。

15 (2) 政務活動費の交付

被告は、平成29年度分の政務活動費として、本件各議員のうち金原議員（1）及び富瀬議員（14）に対しては各354万円を交付し、その余の議員に対しては各360万円を交付した（甲3～19）。

(3) 政務活動費の支出

20 本件各議員は、平成29年度中に、別紙1ないし4（枝番号を含む。）における「支出内容」及び「支出額」欄記載の各費用のうち、全部又は一部に相当する金額を同年度に交付を受けた政務活動費から支出した（以下「本件各支出」という。）。政務活動費から支出した金額は、対応する上記各表の「充当額」欄記載のとおりである。

25 本件各議員は、本件条例9条及び本件マニュアルに基づき、平成30年5月1日までに、石川県議会議長（以下、単に「議長」ということがある。）に

対し、平成29年度の政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）及び政務活動報告書（以下、収支報告書と併せて「収支報告書等」という。）を提出した。

（4）本件訴訟に至る経緯

原告は、平成30年12月14日、本件各議員が平成29年度中の政務活動費を充当した費用の中には充当が許されない違法な支出が含まれるなどと主張して、同支出に係る政務活動費の返還請求をするよう被告に勧告することを求める住民監査請求を行ったが、石川県監査委員は、平成31年2月7日付けで、原告に対し、請求を棄却する旨の監査結果を通知した（甲2）。

原告は、同年3月8日、本件訴えを提起した。

（5）収支報告書の修正

ア 八田議員（12）は、平成31年1月15日、議長に対し、当初の収支報告書記載の調査研究費支出の一部（別紙1-2番号56, 57）について、支出項目に誤りがあったとして、支出項目を会議費とする旨の修正報告を行った（乙2）。

イ 吉崎議員（13）は、平成31年1月15日、議長に対し、当初の収支報告書記載の広聴広報費支出の一部（別紙2-2番号25～30, 32）について、誤計上があったとして、政務活動費を充てることができる金額を10万2474円減額する旨の修正報告を行った（乙3）。

4 争点

- (1) 本件各支出等は政務活動費を充てることができないものか
- (2) 本件各議員に不当利得が生じる場合の遅延損害金の起算日等

5 争点に関する当事者の主張

- (1) 争点1（本件各支出等は政務活動費を充てることができないものか）について

ア 原告の主張

本件各議員は、平成29年度中に、別紙1ないし4（枝番号を含む。）における「支出内容」「支出額」欄記載の各費用のうち、対応する上記各表の「充当額」欄記載のとおり、その全部又は一部に相当する金額を同年度に交付を受けた政務活動費から支出した（本件各支出）。

5 しかしながら、本件各支出のうち、対応する上記各表の「違法額」欄記載の金額（ただし、同欄記載の金額が「0」であるものを除く。以下同じ。）は、政務活動費を充てることができないものである。また、別紙1-1、1-2及び2-1ないし2-3の欄外に記載された金額は、収支報告書の調査研究費又は広聴広報費欄記載額と同別紙の「充当額」欄記載の金額の合計額との差額であり、これも政務活動費を充てることができないものである。その理由は、以下のとおりである。

10 (ア) 政務活動費を充てることができる支出

15 地方自治法100条14項は、「政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない」と、同15項は「政務活動費の交付を受けた」「議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と、同16項は「議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。」と、それぞれ規定する。

20 そして、本件条例2条は、地方自治法100条14項に基づき、「政務活動費を充てができる経費の範囲」を規定しており、政務活動費とは本件条例2条の規定する政務活動に要する経費のことである（以下、本件条例2条2項別表を「本件条例別表」といい、同表に定める政務活動に要する経費を「条例所定経費」という。）。

25 なお、本件マニュアルは法律でも条例でもないから、政務活動費を充てができる支出であるか否かを判断するに当たり、本件マニュアルを根拠とすることはできない。

(イ) 調査研究費（別紙1-1, 1-2）

本件各支出のうち調査研究費に係るものに關し、別紙1-1及び1-2の「違法額」欄記載のもの等は、条例所定経費に該当しない。その理由は、以下のとおりである。

5 a 別紙1「違法額」欄記載のもの

(a) 田中(哲)議員(1-1)は、別紙1-1記載のとおり、「支出内容」を「通行料金」等とする「支出額」の全部又は一部につき、政務活動費を充当した。

別紙1-1記載の合計140支出は、政務活動に要する経費とは認められない懇親会費等の会費である合計40支出（番号2等）だけでなく、全ての経費支出が、当該支出を裏付けるために同議員が議長へ提出した書面では本件条例別表に規定する調査研究費とは認め難いゆえに、条例所定経費に該当しない。

なお、本件マニュアルは本件条例ではないから、本件条例の内容規定ではない「会費等」が本件マニュアルに規定されているとしても、「会費等」は条例所定経費に該当しない。

また、同議員の政務活動報告書（乙34）は、同議員自身が記載した報告書であるゆえに、当該各調査研究費支出が同議員の実施した調査研究を裏付ける書面ではない。そして、同報告書に記載されたいずれの支出をみても、その「内容・目的等」欄には、本件条例に規定された調査研究費の内容に係る記載はない。

(b) 八田議員(1-2)は、別紙1-2記載のとおり、「支出内容」を「4／4～5 東京」等とする「支出額」の全部又は一部につき、政務活動費を充当した。

前記(a)と同旨の理由により、別紙1-2記載の合計106支出は、政務活動に要する経費とは認められない高速道路通行料金である合

計32支出（番号4等）だけでなく、全ての経費支出が、当該支出を裏付けるために同議員が議長へ提出した書面では本件条例別表に規定する調査研究費とは認め難いゆえに、条例所定経費に該当しない。

5 なお、同議員は、同別紙番号56及び57の支出に関し、平成31年1月15日付け「平成29年度政務活動費に係る収支報告書の修正について」（乙2）により、支出項目を調査研究費から会議費に修正したが、同議員の平成29年度政務活動費は同議員が平成30年4月27日に議長へ提出した収支報告書記載の内容で確定しており、決算処理後にこれを変更することは許されない。また、同議員は、上記修正に当たり、当該経費が会議費となることを裏付ける書面を添付していない。政務活動報告書は同議員が記載したものであるゆえに上記2支出を裏付ける書面ではないから、同報告書の「内容・目的等」記載欄の「県立輪島漆芸技術研修所創立50周年記念式典」に係る書面提出を求めた上で、当該支出が政務活動に要する経費であるか否かの検討が必要である。

10

15

b 収支報告書との差額

20 (a) 田中（哲）議員（11）は、その収支報告書（甲13）に、調査研究費として政務活動費から合計134万4718円を充当したと記載した。

しかししながら、別紙1-1記載のとおり、同議員が調査研究費として政務活動費から充当した金額は、合計95万7143円である。

したがって、その差額の38万7575円（134万4718円 - 95万7143円）は、支出の裏付けがない支出であるゆえに、違法な支出である。

25

なお、被告は、上記支出はガソリン代であり、本件マニュアルに

よれば、走行距離で計算する場合には領収書の添付は不要である旨主張する。しかしながら、本件マニュアルは本件条例ではないし、本件条例は、収支報告書を提出するときは、当該収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写しを併せて提出しなければならないと規定する。そのため、本件マニュアルに「領収書の添付が不要である」との記載があるとしても、上記支出を裏付ける書面を提出していない上記支出は違法である。

(b) 前記(a)と同旨の理由により、八田議員(12)につき、その収支報告書(甲14)記載の充当額と別紙1-2記載の充当額との差額である9万6459円(133万6134円-123万9675円)は、違法な支出である。

(ウ) 広聴広報費(別紙2-1~2-7)

本件各支出のうち広聴広報費に係るものに關し、別紙2-1ないし2-7の「違法額」欄記載のもの等は、条例所定経費に該当しない。その理由は、以下のとおりである。

a 2分の1を超えて充当することができないもの

(a) 富瀬議員(14)は、別紙2-1記載のとおり、「支出内容」を「第一種定形 @82 147通」等とする「支出額」の全部につき、政務活動費を充当した。

しかしながら、広聴広報活動の経費は、経費の性格上、政務活動とは認められない政治活動及び後援会活動の側面を有する自己宣伝側面も同時に有するため、両側面の均等な割合である当該支出額の2分の1を政務活動費充当とする経費である。

したがって、上記「支出額」の2分の1を超える支出(ただし、同別紙記載の駐車料金に係る合計2支出(番号2, 9), 後援会活動

に係る合計 3 支出（番号 5, 10, 16）及び記念切手代に係る支出（番号 20）を除く合計 15 支出並びに上記番号 20 の支出のうち記念切手ではない切手代金に係る支出。）は、条例所定経費に該当しない。

- 5 (b) 吉崎議員（13）は、別紙 2-2 記載のとおり、「支出内容」を「区内特別基（定）第一種定形」等とする「支出額」の全部につき、政務活動費を充当した。

10 しかしながら、前記(a)と同旨の理由により、上記「支出額」の 2 分の 1 を超える支出（ただし、同別紙記載の後援会活動及び記念切手代に係る合計 27 支出（番号 1～24, 31, 33, 34）を除く合計 7 支出。）は、条例所定経費に該当しない。

15 なお、同議員は、上記 7 支出に關し、平成 31 年 1 月 15 日付け「平成 29 年度政務活動費に係る收支報告書の修正について」（乙 3）により、按分率を 11 分の 10 に修正しているが、かかる修正が許されないことは、前記(イ)a (b) のとおりである。また、同議員は、上記修正に当たり、当初の收支報告書の記載が誤りであることを裏付ける書面を添付していない。

20 この点につき、被告は、同議員の広報誌（乙 1-2）の表紙を除いた 11 頁分のうち 1 頁分については政務活動費から充当しないこととして按分率を修正した旨主張するが、上記広報誌は、一部分を除外できる媒体ではなく、政務活動も宣伝活動をも有する両活動共有の媒体である。本件条例においても、広聴広報費に關し、当該部分に係る割合等に応じて按分した範囲で政務活動費を充てるとは規定していない。

- 25 (c) 横山議員（15）は、別紙 2-3 記載のとおり、「支出内容」を「白峰地域交流センター使用料」等とする「支出額」の全部又は一部に

つき、政務活動費を充当した。

しかしながら、前記(a)と同旨の理由により、上記「支出額」の2分の1を超える支出（ただし、同別紙記載の後援会活動に係る合計5支出（番号1, 5, 7, 8, 11）を除く合計14支出。）は、条例所定経費に該当しない。

(d) 金原議員（1）は、別紙2－5記載のとおり、「支出内容」を「会報誌（県政報告）印刷費及び制作費」等とする合計7支出（番号2, 4, 14～17, 19）に関し、「支出額」の全部につき、政務活動費を充当した。

10 しかしながら、前記(a)と同旨の理由により、上記「支出額」の2分の1を超える支出は、条例所定経費に該当しない。

(e) 室谷議員（2）は、別紙2－6記載のとおり、「支出内容」を「封筒2, 000枚印刷代金」等とする「支出額」の全部につき、政務活動費を充当した。

15 しかしながら、前記(a)と同旨の理由により、上記「支出額」の2分の1を超える支出（ただし、同別紙記載の支出理由不明の合計2支出（番号3, 6）を除く合計6支出。）は、条例所定経費に該当しない。

(f) 作野議員（8）は、別紙2－7記載のとおり、「支出内容」を「県政報告会 会場代」等とする「支出額」の全部（ただし、番号15を除く。）につき、政務活動費を充当した。

20 しかしながら、前記(a)と同旨の理由により、上記「支出額」の2分の1を超える支出（ただし、同別紙記載の後援会活動に係る合計18支出（番号1～14, 16, 17, 19, 22）を除く合計3支出。）は、条例所定経費に該当しない。

25 b 全額充当することができないもの

(a) 富瀬議員(14)の別紙2-1番号2及び9の駐車料金の支出は、
政務活動との関連性を証する書面を提出していないため、条例所定
経費に該当しない。なお、同議員は、上記駐車料金の支出は連合石
川の活動に参加したものである旨主張するが、同議員が行う石川県
政に関する政策等の広聴広報活動をしたことを裏付ける書面を議長
へ提出しておらず、石川県政のためにされた活動をしたものではな
い。

同議員の別紙2-1番号5、10及び16の支出は、同議員が議
長へ提出した当該支出を裏付ける書面である「議会傍聴等のお知ら
せ」(甲36の5、10、16)の文面内容及びその「発送」数が1
47名分、142名分及び142名分であることから、後援会活動
であることが推認できるものであり、条例所定経費に該当しない。

同議員の別紙2-1番号20の支出のうち、記念切手の購入代金
の支出は、私的経費であると推認できるゆえに、条例所定経費に該
当しない。

(b) 吉崎議員(13)の別紙2-2記載の各支出のうち、後援会活動
及び記念切手の購入代金の支出(番号1~24、31、33、34)
は、いずれも条例所定経費に該当しない。

なお、被告は、上記各支出は県政報告会に関する費用や広報誌の
郵送費用等である旨主張するが、上記県政報告会の案内文(甲35
の3、6、9、11、19、21、22、31、33、34)は「吉
崎県議をお支えいただいております貴方様」各位に発送され、「出欠
のご返事」を求めるものであることから、後援会活動であると推認
される。

(c) 横山議員(15)の別紙2-3記載の各支出のうち、後援会活動
の支出(番号1、5、7、8、11)は、いずれも条例所定経費に

該当しない。

別紙2-3番号1の支出は、同議員の開催した県政報告会のための支出であるから、同議員の後援会活動の経費である。

また、別紙2-3番号5、7、8及び11の支出は、同議員の議員一般質問時間の案内の文面であり、その郵送通数からしても、同議員の後援会活動であると推認することができる。
5

(d) 田中（敬）議員（9）は、別紙2-4記載のとおり、「支出内容」を「おーいお茶緑茶」等とする「支出額」の全部又は一部につき、政務活動費を充当した。

しかしながら、同議員が議長へ提出した資料（甲29の1、5、10
12、15、27）によれば、「田中たかひと政経セミナー開催のご案内」は敬動会各位への案内文書であり、「田中たかひと事務所〇〇県政報告会」及び「石川県議会議員田中たかひと県政報告会」の案内文は「平素より温かなご支援を賜」る方々に、「田中たかひと“新春の集い”開催のご案内」は各位宛に「出欠の返信」を求めるものであることから、いずれも後援会活動の会合であると推認されるゆえに、違法な支出である。また、被告が「県政報告書送付費用」であると主張する当該県政報告書は同議員から議長へ提出されていない。
15

(e) 室谷議員（2）の別紙2-6番号3及び6の支出を裏付ける書面は「ご利用明細票」であり、政務活動費支出証明書備考欄の「議会報告書」及び「県政報告書」の写しも提出されていないところ、これらの書面では当該支出が政務活動に要する経費であると認めることができないから、いずれも条例所定経費に該当しない。

なお、被告が本件訴訟において提出した資料（乙16～19）が上記「議会報告書」及び「県政報告書」であると特定することはで
20

きない。

(f) 作野議員（8）の別紙2－7記載の各支出のうち、合計18支出（番号1～14、16、17、19、22）は、後援会活動の経費支出であると推認できるため、いずれも条例所定経費に該当しない。

5 なお、被告は、上記各支出は県政報告会の開催や案内のための費用、「さくのレポート」の発送費用等である旨主張するが、同議員が議長へ提出した当該支出を裏付ける書面である県政報告会の案内（甲30の1、3、4、7～13、15）は、「返信ハガキでお知らせ」を依頼できる「平素は格別のご高配を賜る後援会員「各位」に発送したものであるから、いずれも後援会員を対象とする会合であると推認される。

10

c 収支報告書との差額

15

前記(イ)b(a)と同旨の理由により、①富瀬議員（14）につき、その収支報告書（甲19）記載の充当額と別紙2－1記載の充当額との差額である1036円（187万9844円－187万8808円）、②吉崎議員（13）につき、その収支報告書（甲8）記載の充当額と別紙2－2記載の充当額との差額である777円（182万1778円－182万1001円）、③横山議員（15）につき、その収支報告書（甲15）記載の充当額と別紙2－3記載の充当額との差額である2368円（160万5455円－160万3087円）は、いずれも違法な支出である。

20

(エ) 事務費（別紙3－1～3－3）

25

本件各支出のうち事務費に係るものに關し、別紙3－1ないし3－3の「違法額」欄記載のものは、条例所定経費に該当しない。その理由は、以下のとおりである。

a 作野議員（8）は、別紙3－1記載のとおり、「支出内容」を「自動

車リース料金」等とする「支出額」の一部につき、政務活動費を充当した。

上記各支出は、「支出内容」を自動車リース料金とする合計 1・2 支出、
「支出内容」を NHK 料金とする合計 6 支出並びに「支出内容」をガソリン代金、電話料金及びあさがおテレビ利用料金とする合計 6・1 支出であるところ、本件条例は事務費の内容において上記の各料金を規定しておらず、本件マニュアルは本件条例ではないし、何よりも、上記の各料金は私的経費であるゆえに本件条例に記載することができないものである。また、「支出内容」をガソリン代金等とする上記 6・1 支出は、当該各充当支出に対応する政務活動との関係及び使用割合を裏付ける書面を議長へ提出していない。

したがって、上記各支出は、いずれも条例所定経費に該当しない。

b 安居議員（1・7）は、別紙 3－2 記載のとおり、「支出内容」を「ガソリン代」等とする「支出額」の一部につき、政務活動費を充当した。

上記各支出は、「支出内容」を自動車リース料金とする合計 1・2 支出並びに「支出内容」をガソリン代金、固定電話使用料金、アイフォン使用料金、携帯電話使用料金及び議員電話使用料金とする合計 7・1 支出であるところ、前記 a と同旨の理由により、条例所定経費に該当しない。

c 紐野議員（1・6）は、別紙 3－3 記載のとおり、「支出内容」を「ガソリン代」等とする「支出額」の一部につき、政務活動費を充当した。

上記各支出は、「支出内容」を自動車リース料金とする合計 1・2 支出、「支出内容」をフレッツ光基本料金とする合計 1・2 支出、「支出内容」を NHK 受信料とする合計 2 支出並びに「支出内容」をガソリン代金、事務所電話使用料金、携帯電話使用料金、PLSR、PLS2D 及び議員電話使用料金とする合計 8・2 支出であるところ、前記 a と同旨の

理由により、条例所定経費に該当しない。

(オ) 人件費（別紙4-1～4-8）

本件各支出のうち人件費に係るものに關し、別紙4-1ないし4-8の「違法額」欄記載のものは、条例所定経費に該当しない。その理由は、
5 以下のとおりである。

a 稲村議員（3）は、別紙4-1記載のとおり、「支出内容」を「政務活動補助給与」とする「支出金額」の2分の1につき、政務活動費を充當した。

本件条例が定める政務活動費の人件費は、「議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費」（本件条例別表）であるから、人件費の内容は、
10 議員が行う政務活動に特化された当該政務活動補助職員雇用経費であつて、継続雇用者の雇用経費ではない。

ところが、被告の提出した雇用契約書（乙21）には、雇用内容が「議員私設秘書（政務調査・議員の代理出席・議員の送迎・他）」、就業時間が「午前8時00分から午後5時まで」などと記載されているだけであり、上記人件費の内容を満たす雇用契約書ではない。
15

それゆえ、上記充当額に対応する同議員の政務活動が含まれていることが分かる、当該職員の労働実態を証する資料が不可欠であるにもかかわらず、同議員はかかる資料を議長へ提出していない。

したがつて、上記各支出は、条例所定経費に該当しない。
20

b 上記aと同旨の理由により、向出議員（4）らの別紙4-2ないし4-8記載の人件費の支出は、いずれも条例所定経費に該当しない。

イ 被告の主張

(ア) 政務活動費を充てることができる支出

地方議会の議員は、市政の向上と発展を模索するために日常的に調査研究活動が期待されており、調査研究の対象は極めて広範囲に及び、調
25

査方法も多種多様であるから、調査研究活動に伴う経費としての支出の適合性に関する判断は極めて広範な裁量の下に行われる。政務活動費として無制約の支出が認められるわけではないが、議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては、議員の合理的判断に委ねられる。

このように、政務活動の支出の対象となった活動と地方行政との必要性・合理性の具備について、これらを欠くことが明らかである場合以外は、原則として議員の自主性、自律性を尊重し、当該活動に基づく政務活動費の支出は適正であるとされる。

政務活動費の支出の使途基準不適合を理由とする不当利得返還請求訴訟においては、まず、原告側において使途基準に合致した政務活動費の支出がされなかつたことを推認させる一般的、外形的な事実の存在を主張しなければならない。そして、上記の外形的事実と認められるためには、事案に即した個別具体的な事情を主張立証しなければならない。

(イ) 調査研究費（別紙1-1, 1-2）

a 別紙1「違法額」欄記載のもの

(a) 田中（哲）議員（1-1）の支出に関し、懇親会費であるという理由のみで違法支出となるものではない。本件マニュアルでは、懇談を伴う場合を含めて、会費等は政務活動費として認められている。

同議員は、政務活動報告書（乙3-4）を提出し、同書面の「内容・目的等」欄に政務活動費の調査研究費として支出した理由を記載したものであって、政務活動費の調査研究費として支出したことは明らかである。

(b) 八田議員（1-2）の支出に関し、高速道路通行料金であるという理由のみで違法支出となるものではない。本件マニュアルでは、高速道路等利用料は政務活動費として認められている。

高速道路利用料金は、政務活動を行うための目的地に行くための費用であり、目的地において政務活動を行っていれば、政務活動費として充当することができる。同議員の政務活動報告書（乙35）によれば、同議員は上記目的地で政務活動を行っているため、高速道路利用料金は政務活動費として認められる。

なお、同議員は、別紙1-2番号5・6及び5・7の支出に関し、支出項目を調査研究費から会議費に修正した。同議員は、政務活動報告書（乙35）の平成29年10月7日に会議費として支出したガソリン代1万0508円の項目において、政務活動の内容・目的等として「県立輪島漆芸技術研修所創立50周年記念式典」と記載したが、その際の高速道路利用料金について、政務活動の内容は同じであるにもかかわらず調査研究費としていたため、ガソリン代と合わせて会議費と修正したものである。

b 収支報告書との差額

原告の主張する差額は、いずれも調査研究費のうちのガソリン代の合計額である。本件マニュアルの「政務活動費使途基準表」（9項。以下「使途基準表」という。）によれば、ガソリン代については、走行距離で計算する場合には1km当たり37円で算出すればよく、領収書の添付は不要である。

本件条例には、政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面と記載されていることからも、領収書の提出が必須となっているものではなく、事情に応じて、領収書以外の支出を証する書面を提出すれば足りる。そして、ガソリン代については、議員活動には政務活動以外の活動もあるため、政務活動に限定したガソリン代の領収書を取得することは困難である一方、1km当たりの自家用車利用経費（ガソリン代）を決めれば、政務活動のために移動した距離を計算し

て合理的に算出することができる。

このため、本件マニュアルでは、ガソリン代について、走行距離で積算する場合には1km当たり37円（石川県応接旅費の現行単価）として、政務活動報告書に距離や目的地・開催地を記載した書面を提出させることによって、相当な金額を計算できるようにしたものである。したがって、ガソリン代については、領収書の提出がなくても、政務活動費の支出として問題はない。

(ウ) 広聴広報費（別紙2-1～2-7）

本件各支出のうち広聴広報費に係るものに關し、別紙2-1ないし2-7記載のものは、いずれも条例所定経費に該当しないものではない。その理由は、以下のとおりである。

a 2分の1を超えて充当することができない旨の主張に關し

広聴広報費は、本件条例において「会派及び議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費」と規定され、「議員が行う」ことを前提としており、原告が主張する程度の自己宣伝的側面があることは当然許容されている。議員が行うことで自己宣伝的側面があるという理由のみによって、政務活動費に充当できるのが2分の1以下としなければならないものではない。

なお、吉崎議員（13）の広聴広報費については、別紙2-2番号25ないし30及び32の支出に關し、同議員の平成31年1月15日付け「平成29年度政務活動費に係る收支報告書の修正について」（乙3）により、按分率が11分の10に修正された結果、充当額の合計が「182万1001円」から「171万8527円」に変更されている。同議員は、当初、県政報告資料（乙1-2）について全額を政務活動費として充当していたが、同資料11頁の「みんなの声」については、同議員が収集した県民の意見であるから県政報告ともいえ

るが、内容的には全てが県政報告といえないことも含まれている可能性もあると考えて、同資料の表紙を除いた合計 11 頁のうち上記の 1 頁分は政務活動費から充当しないこととして、按分率を 11 分の 10 に変更する修正をした。同資料は、いずれの記載も石川県の施策、議会活動の状況、同議員が取り組み、又は関心を有している分野についての施策や活動等を紹介する内容となっており、県民からの要望を受ける契機となり得るなど、議会の審議の充実強化につながるものであって、同議員の政務活動に資するものであるから、これに政務活動費を充当することに問題はない。

10 b 全額充当することができない旨の主張に関し

原告の主張する支出は、いずれも条例所定経費に該当しないものではなく、違法支出となるものではない。その理由は、以下のとおりである。

(a) 富瀬議員（14）の別紙 2-1 記載の駐車料金の支出（番号 2, 15 9）は、同議員が連合石川の活動に参加し、労働者側からの意見を聴取した際の駐車料金であり、県政に関する調査研究のためにされたものである。連合石川の活動に参加するという形式であるからといって、政務活動に該当しなくなるものではなく、実際に活動に参加することによって、より詳しく、参加者からの県政に関する情報を収集することが可能となる。

20 同議員の別紙 2-1 番号 5, 10 及び 16 の支出は、「議会傍聴等のお知らせ」の送付費用であって、後援会活動の支出ではない。また、仮に上記文書の送付先が後援会関係者であったとしても、それによって、政務活動費として認められなくなるものではない。県議会議員としては、広く県民全般に議会傍聴をしてもらいたいと考えて案内を送付したいと思っても、見ず知らずの無関係の人に案内を

送ることは難しく、後援会、知人、名刺交換した相手等の何らかの関係がある人に送付せざるを得ないという現状があり、後援会関係者に議会傍聴の案内を送付することに問題はない。

5

番号20のうち記念切手の購入代金の支出は、同議員の県政レポート「輝」No.13(乙11)の郵送費である。記念切手であろうとなかろうと、郵送するための切手として使用するのは同じであるから、私的経費となるものではない。

10

(b) 吉崎議員(13)の別紙2-2番号1ないし24, 31, 33及び3-4の支出は、県政報告会に関する費用や広報誌「Y・Y通信」の郵送費用等である。また、仮に上記文書の送付先が後援会関係者であったとしても、それによって政務活動費として認められなくなるものでないことは、前記(a)のとおりである。

15

(c) 横山議員(15)の別紙2-3番号1, 5, 7, 8及び11の支出が違法支出である旨の原告の主張については、争う。

20

なお、別紙2-3番号7の支出は、同番号2ないし4の支出と同じく、同議員の県政報告書の郵送費用である。

(d) 田中(敬)議員(9)の別紙2-4記載の各支出は、県政報告会開催費用、県政報告書送付費用等であって、後援会活動の経費支出ではない。また、仮に上記文書の送付先が後援会関係者であったとしても、それによって政務活動費として認められなくなるものでないことは、前記(a)のとおりである。

25

(e) 室谷議員(2)の別紙2-6番号3及び6の支出は、「議会だより」を郵メールで送付した際の郵送費用である。

(f) 作野議員(8)の別紙2-7番号1ないし14, 16, 17, 19及び22の支出は、県政報告会の開催や案内のための費用、「さくのレポート」(乙20)の発送費用等である。また、仮に上記文書の

送付先が後援会関係者であったとしても、それによって政務活動費として認められなくなるものでないことは、前記(a)のとおりである。

c 収支報告書との差額は違法支出である旨の主張に關し

原告の主張する差額は、いずれも広聴広報費のうちのガソリン代の合計額である。本件マニュアルの使途基準表によれば、ガソリン代については、走行距離で計算する場合には1km当たり37円で算出すればよく、領収書の添付は不要である。

(二) 事務費（別紙3-1～3-3）

本件各支出のうち事務費に係るものに關し、別紙3-1ないし3-3記載のものは、いずれも条例所定経費に該当しないものではない。その理由は、以下のとおりである。

a 作野議員(8)は、別紙3-1記載のとおり、「支出内容」を「自動車リース料金」等とする「支出額」の一部につき、政務活動費を充当した。

上記各支出のうち、自動車リース代は、本件マニュアルに政務活動費の事務費に該当すると記載されているものであるから、政務活動費の事務費の内容に該当する。

また、政務活動費の事務費は「会派及び議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費」であるところ、NHK料金は、テレビを設置すれば必要となるものであり、議員が行う活動に係る事務の遂行に必要な情報を得るためにものであるから、政務活動費の事務費として認められる。

さらに、同議員は、上記各支出について、本件マニュアルに従い、ガソリン代金は3分の1、電話料金及びあさがおテレビ料金は2分の1に按分充当している。上記のような費用について、具体的な政務活動との関連性や使用割合を明確にすることは極めて困難であるため、

按分率を2分の1又は3分の1とすることは、相当なものである。

なお、本件条例は、事務費の内容において、自動車リース代等の個別具体的な支出内容を規定するものではないが、本件条例において、事務費について個別具体的な内容・事例を記載することは不可能であり、適切でもないのであって、本件条例に個別具体的な使途の記載がなくとも何ら問題はない。

5

b 安居議員（17）は、別紙3-2記載のとおり、「支出内容」を「ガソリン代」等とする「支出額」の一部につき、政務活動費を充当した。

上記各支出は、「支出内容」を自動車リース料金、ガソリン代金、固定電話使用料金、アイフォン使用料金、携帯電話使用料金及び議員電話使用料金とするものであるところ、前記aと同旨の理由により、条例所定経費に該当しないものではない。

10

c 紐野議員（16）は、別紙3-3記載のとおり、「支出内容」を「ガソリン代」等とする「支出額」の一部につき、政務活動費を充当した。

15

上記各支出は、「支出内容」を自動車リース料金、フレッツ光基本料金、NHK受信料金、ガソリン代金、事務所電話使用料金、携帯電話使用料金、PLSR、PLS2D及び議員電話使用料金とするものであるところ、前記aと同旨の理由により、条例所定経費に該当しないものではない。

20

(才) 人件費（別紙4-1～4-8）

a 稲村議員（3）は、別紙4-1記載のとおり、「支出内容」を「政務活動補助給与」とする「支出金額」の2分の1につき、政務活動費を充当した。

人件費については、地方自治法も本件条例も、政務活動に特化した職員であることを要件としておらず、当該職員が政務活動を行っていれば、政務活動費から人件費を充当することができるものである。

25

25

本件迄於11月，權利者認為被告對本件各證員以對於其具體的分曉進行

(民法412條3項)。

26

期限的定為11月1日，權利者為請求求償於此後不得再行追尋之行為
致損害的起訴之原因因該不當利得行為在於此後，已的確為該

原告的主要爭點。

六、被告的主要

27

請求記載的金員的支拏證據行為。

11月30日，本件各證員以，民法704條的不當利得行為，前記第1
項事實的證據審查會於此後為證據行為。

18

計算於11月1日，上記計算期間行為至平成30年5月1日的翌日行為支拏清
算活動的精算期間行為，本件各證員以，審決已支出於行政
上，本件案例9條1項的定為收支報告書的提出期限以前迄11月1日行政
審計會於11月1日，行政活動的，核算於11月1日前迄11月1日。此

七、原告的主要

21C

19

(2) 第二項(本件各證員以不當利得行為之總合的證據審查的起算日等) 12

及，與收報告會的案內等的行政活動進行於11月。

半分以上付，行政活動的重複調整，重複業務，與收報告會的取引未止
於該內容於11月「稅書」之記載之迄11月為，實際以付，業務的
終止，金原證員為行政活動的充當於證員的雇用契約書(乙27)

10月15日。

5

4-8記載的人件費的支出付，11月迄案例所定經費之數當於11月
b. 上記a之同旨的理由付，向出證員(4)之別冊4-2於11月

於同證員的行政活動進行於11月之法定期滿為止。

調查・證員的代理出席・證員的送達・他」之記載之迄11月，被用者
報告為提出於雇用契約書(乙21)11月，雇用內容於11月「行政

為をしていないから、上記返還義務は遅滞に至っておらず、遅延損害金の支払義務は生じない。

第3 当裁判所の判断

1 争点1（本件各支出等は政務活動費を充てることができないものか）について

(1) 政務活動費に関する支出の違法性の判断の枠組み

ア 地方自治法100条14項は、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における議員に対し、政務活動費を交付することができ、この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない旨規定する。その趣旨は、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究その他の活動の基盤の充実を図るため、議会における議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化したものであると解される。

15 このように、同項は、政務活動費を議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付する旨を規定した上で、政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めるものとしており、それ以上に具体的な定めを設けていないことに照らせば、同法は、各地方公共団体において、その実情に応じた運用を図るべく、議会の定める条例にその具体化を委ねることとしたものと解される。

20 そして、本件条例は、地方自治法100条14項等の規定を受けて、石川県議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議員に対して、政務活動費を交付することに關し必要な事項を定めるものであるところ（1条）、本件条例2条は、政務活動費は本件条例別表に定める政務活動に要する経費（条例所定経費）にのみ充てができる旨規定し、本件条例10条は、当該年度において交付された政務活動

費から条例所定経費に該当する支出の総額を控除して残余がある場合には、当該議員は知事に対し、当該残余の額に相当する額を返還しなければならない旨規定する。また、本件条例別表は、本件条例2条の政務活動費を充てることができる経費として、会派及び議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査嘱託に要する経費である調査研究費等を列挙して規定する。

このように、政務活動費が使途を限定して交付される公金であり、残余があれば返還しなければならないとされていることからすれば、政務活動費を充てることができると許される議員の調査研究その他の活動に係る経費に該当するためには、当該行為ないし活動に基づく支出が本件条例別表に則したものであることを要するものと解され、本件条例に基づき政務活動費の交付を受けた議員が、当該年度において交付を受けた政務活動費を本件条例別表の定めを逸脱する支出に充てた場合には、当該議員は、これらの支出に充てられた部分に相当する額について、県に対して不当利得返還義務を負うものというべきである。

イ ところで、本件条例は、条例所定経費として、調査研究費、広聴広報費等の費目のそれぞれについて、許容される使途内容をやや抽象的に規定するところ、政務活動費が議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費として交付されるものであるという地方自治法及び本件条例の趣旨に照らせば、経費の支出の対象となる行為が、その客観的な目的や性質に照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究その他の活動との間に合理的関連性を欠く場合などには、条例所定経費に該当しない支出に当たると解される（最高裁平成21年（行ヒ）第214号同22年3月23日第三小法廷判決・集民233号279頁、最高裁平成22年（行ヒ）第42号同25年1月25日第二小法廷判決・集民243号11頁参照）。

ウ(ア) また、石川県議会は、条例所定経費を具体化した本件マニュアルを作

成しているところ、その趣旨は、本件条例の定める条例所定経費を具体化し、その細目を定めることにより、地方の実情を踏まえつつ政務活動費の使途の透明性をより一層確保する点にあると解されるものであり、これは議会の自律性が尊重されるべき制度下において、石川県議会の条例所定経費に対する意思が発現されたものと解される。そうすると、本件マニュアルは、その内容が地方自治法や本件条例等の趣旨に合致しない不合理なものと認められない限り、前記イの合理的関連性の有無の判断をする際の指針として参照されるものであると解される。

ここで、本件マニュアルは、政務活動との合理的関連性に配慮し、社会通念等に照らして第三者から誤解を受けかねないもの（例えば政党活動、選挙活動、後援会活動、私的経費等への支出。）について、政務活動費を充当するのに適しない旨の記載（8項）が存するほか、使途の明確性に配慮し、支出の内容に関して一定程度具体的な立証を求める旨の記載（例えば、領収書には、宛名（原則として議員本人名）、金額、発行年月日、内容等の記載が必要であること（5項②））、大件費については、雇用実態を明らかにする雇用契約書、勤務実績表、給与支払簿等を備える必要があるとすること（9項⑩）など。）が存するところ、これらの記載を含め、本件マニュアル中に、地方自治法や本件条例の趣旨に照らして不合理な点は見当たらず、本件マニュアルの内容は、基本的に、条例所定経費の解釈の指針として参照されるものということができる。

(イ) これに対し原告は、本件マニュアルは法律でも条例でもないから、政務活動費を充てることができる支出であるか否かを判断するに当たり、本件マニュアルを根拠とすることはできない旨主張する。

しかしながら、本件マニュアルは、本件条例と異なる内容を定めるものではなく、これを具体化しその細目を定めるものであることについては、前記(ア)で説示したとおりである。

したがって、条例所定経費に該当するか否かの判断に当たり本件マニユアルを参照したとしても、これをもって地方自治法100条14項の趣旨に反するものとはいえない。

エ ここで、不当利得返還請求権の発生原因事実の一つである法律上の原因がないことは、当該請求権があると主張する者において主張立証しなければならないものである。
5

10

15

もっとも、議員が支出した政務活動費の詳細な使途や目的については、地方公共団体の住民が把握することは困難である場合も多いと考えられる一方、当該議員は、使途について知悉し、資料も所持していることが通常である。また、前記第2のとおり、政務活動費の使途の透明性の確保の観点から、地方自治法100条15項は、政務活動費の交付を受けた議員等は条例の定めるところにより収支報告書を提出すべき旨規定し、同条を受けた本件条例においても、政務活動費の交付を受けた議員に、収支報告書の作成並びに同報告書及び当該支出に係る事実を証する書類の写しの提出を義務付け(9条)、議長に対しても、政務活動費の適正な運用を期すため、収支報告書等が提出されたときは、必要に応じ調査を行うなど使途の透明性の確保に努めるものとしている(12条)。

20

25

そこで、このような事情を勘案すると、原告において、本件各支出等に関し、条例所定経費に該当する支出でないことを推認させる一般的・外形的事実(以下、単に「外形的事実」ということがある。)の存在を主張立証した場合には、当該支出が条例所定経費に該当しないものであることが事実上推認されるというべきである。そして、原告は、上記の外形的事実として、本件各支出につき、①当該支出が、本件条例別表所定の項目及び内容に該当しないこと、又は、②当該支出の対象となる行為が、その客観的な目的や性質に照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究活動その他の活動との間に合理的関連性を欠くことを基礎付ける事実を主張立証

する必要があると解されるが、それらの主張立証がされた場合は、被告においてこれを覆す適切な立証を行わない限り、条例所定経費に適合していない支出であると認められることとなる。

(2) 調査研究費について

5 ア 田中（哲）議員（11）（別紙1-1）

（ア）別紙1-1記載の支出に関し

同議員は、別紙1-1記載のとおり、「支出内容」を「通行料金」等とする合計140支出に関し、その「支出額」の全部又は一部につき、政務活動費を充当した（前提事実③）。

10 原告は、上記各支出が条例所定経費に該当しない理由として、①当該支出を裏付けるために同議員が議長へ提出した書面では本件条例別表の規定する政務活動費である調査研究費とは認め難い、②本件マニュアルは本件条例ではないから、本件条例の内容規定ではない「会費等」が本件マニュアルに規定されているとしても、「会費等」は条例所定経費に該当しない、③同議員の政務活動報告書は、同議員自身が記載した報告書であるゆえに、当該各調査研究費支出が同議員の実施した調査研究を裏付ける書面ではないし、同報告書に記載されたいずれの支出をみても、その「内容・目的等」欄には、本件条例に規定された調査研究費の内容に係る記載はない旨主張する。そこで、かかる主張の当否について検討する。

20 ァ まず、上記①及び③の点について、本件条例は、議員は收支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写しを議長に提出しなければならないと定めるところ（9条4項）、同項の文理に照らすと、同項はあくまで支出の事実を裏付ける書類の写しの提出を求めていると解するのが自然であって、当該支出が本件条例の規定する政務活動費である調査研究費に該当することを裏付け

る書面等の証拠の提出を求めているものとは解されない。また、条例所定経費に該当するか否かの判断に当たり本件マニュアルの内容を参考できることは前記(1)のとおりであるところ、本件マニュアルの使途基準表にも、議員において当該支出が本件条例の規定する政務活動費である調査研究費に該当することを裏付ける書面等の証拠を議長に提出する必要があることの記載又は示唆はない。他方、本件マニュアルは、政務活動報告書に政務活動の内容・目的等を記載することや、政務活動の場所、目的、行程、内容、結果、所感、県行政への反映などを記載した海外・県外等政務活動結果報告書の提出を要する旨定めているところ、これらの報告によつても、一定程度当該支出と政務活動との関連性を確認することは可能である。

したがつて、議員において当該支出が本件条例の規定する政務活動費である調査研究費に該当することを裏付ける書面等の証拠を議長に提出していない点をもつて直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできず、原告の上記主張は、その前提を欠くものであつて採用することはできない。

b 次に、上記②の点について、条例所定経費に該当するか否かの判断に当たつては、本件マニュアルの内容を参考することができるものであるから、本件条例に具体例が掲載されていないことをもつて直ちに、条例所定経費に該当しないものとはいえない。

c ここで、証拠（乙3-4）及び弁論の全趣旨によれば、同議員は、上記各支出の原因となる政務活動の内容、目的等について、本件マニュアルの定めに従い、同議員の政務活動報告書の「内容・目的等」欄に記載し、収支報告書に添付して議長に提出したことが認められるところ、かかる記載内容が虚偽であることをうかがわせる証拠はない。

そして、上記政務活動報告書に記載された支出内容は、高速道路通

行料金、E T C、JR乗車券、駐車料金等の交通費（番号1等）、各種の会費（番号2等）、宿泊料金（番号10等）、入場券（番号66等）等であるところ、本件マニュアルの使途基準表には、調査研究費の「主な支出費目の例」として「交通費」、「宿泊料」、「会費等」が挙げられ、
5 その「内容」及び「使途基準の考え方」を定めていることが認められる。

また、本件条例は、政務活動費を充てることができる議員の調査研究費の内容を「会派及び議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費」と定めるところ、
10 このような議員の調査研究活動は多岐にわたるものであり、個々の活動が県の事務、地方行財政等と関連するかどうかや個々の経費の支出が同活動のために必要かどうかについては、議員の合理的判断に委ねられる部分があるといえる。

そこで、これらの諸事情に照らすと、上記政務活動報告書に記載された活動が県の事務、地方行財政等と無関係であるとはいはず、これらの支出が本件マニュアルにおいて「政務活動費を充当するのに適しない例」として挙げる支出（8項）に該当するといった事情もうかがわれないから、議員の議会活動の基礎となる調査研究その他の活動との間に合理的関連性を欠くことについて、これを認めるに足りる証拠はないというべきである。
15
20

以上によれば、原告において外形的事実の立証がされているものとはいはず、上記支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできない。

（イ）収支報告書との差額に関し

田中（哲）議員（11）が、その平成29年度政務活動費収支報告書（甲13）に、調査研究費として政務活動費から合計134万4718
25

円を充当した旨記載したこと、同金額と別紙1－1記載の「充当額」の合計額との差額が38万7575円であることは、当事者間に争いがない。そして、証拠(乙3-4)及び弁論の全趣旨によれば、上記差額は、同議員が調査研究費として政務活動費から充当したガソリン代の合計額であると認められる。

5

原告は、ガソリン代に関し、本件マニュアルに「領収書の添付が不要である」との記載があるとしても、本件マニュアルは本件条例ではないし、本件条例は、収支報告書を提出するときは、当該収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写しを併せて提出しなければならないと規定するため、上記支出を裏付ける書面を提出していない上記差額に係る支出は違法である旨主張する。

10

そこで検討するに、本件マニュアルの使途基準表には、調査研究費の主な支出費目の例（交通費）として「自家用車利用経費（ガソリン代）」が挙げられており、さらに、走行距離で積算する場合には、石川県における応招旅費の現行単価である1km当たり37円で積算するものと定められているところ、議員が調査研究活動を行う場に赴く際に移動手段として自動車を使用した場合、移動のために要したガソリン代は議員の政務活動のために必要な費用であると解される。また、当該費用の算定方法も、走行距離に応じて県の応招旅費の現行単価で積算するというものであること、議員の活動は、政務活動のほかにも、政党活動や後援会活動など多岐にわたるものであり、これらの活動のために自動車を使用することも想定されるから、政務活動のために自動車を使用するごとにガソリン代の領収書を徴収することは現実的でないことからすると、上記の本件マニュアルの定めは、地方自治法及び本件条例の趣旨に照らして不合理なものとは認められない。

15

20

25

そして、同議員は、上記積算方式を採用した上、その「距離」「目的

地・開催地等」、「内容・目的等」を記載した政務活動報告書（乙34）⁵を収支報告書と共に提出したものであることが認められるところ、かかる記載内容が虚偽であることをうかがわせる証拠はない。

また、本件条例の定める議員の調査研究活動が多岐にわたるものであり、個々の活動が県の事務、地方行財政等と関連するかどうかや個々の経費の支出が同活動のために必要かどうかについて、議員の合理的判断に委ねられる部分があるといえることは、前記(ア)cのとおりである。

そこで、これらの諸事情に照らすと、上記政務活動報告書に記載された活動が県の事務、地方行財政等と無関係であるとはいえず、これらの支出が本件マニュアルにおいて「政務活動費を充当するのに適しない例」として挙げる支出（8項）に該当するといった事情もうかがわれないから、議員の議会活動の基礎となる調査研究その他の活動との間に合理的関連性を欠くことについて、これを認めるに足りる証拠はないというべきである。¹⁰

以上によれば、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえない。¹⁵

(ウ) 以上のとおり、原告の前記(ア)及び(イ)の主張はいずれも採用することができず、同議員の別紙1-1記載の各支出は、いずれも条例所定経費に該当しないものと認めることはできない。

イ 八田議員（12）（別紙1-2）²⁰

(ア) 別紙1-2番号1等の支出に關し

同議員は、別紙1-2記載のとおり、平成29年度中に、「支出内容」を「4／4～5 東京」等とする「支出額」（ただし、番号56及び57を除く。）につき政務活動費を充当した（前提事実(3)）。

原告は、上記各支出が条例所定経費に該当しない理由として、前記ア(ア)①ないし③と同旨のものを挙げるが、かかる主張を採用できること

は、前記ア(ア)a 及び b のとおりである。

そして、後掲の証拠及び弁論の全趣旨によれば、同議員は、上記各支出の原因となる政務活動の内容等について、同議員の政務活動報告書の「内容・目的等」欄に記載し（乙35）、県外等政務活動報告書を提出する（乙52）など、本件マニュアルの定めに従い、収支報告書に添付して議長に提出したことが認められるところ、かかる記載内容が虚偽であることとうかがわせる証拠はない。⁵

また、上記政務活動報告書に記載された支出内容は、高速道路通行料金、電車代金、駐車料金等の交通費（番号2等）、各種の会費（番号7等）、¹⁰宿泊料金（番号6等）等であるところ、本件マニュアルの使途基準表には、調査研究費の「主な支出費目の例」として「交通費」、「宿泊料」、「会費等」が挙げられ、その「内容」及び「使途基準の考え方」を定めていることが認められる。

さらに、議員の調査研究活動が多岐にわたるものであり、個々の活動が県の事務、地方行財政等と関連するかどうかや個々の経費の支出が同活動のために必要かどうかについて、議員の合理的判断に委ねられる部分があるといえることは、前記ア(ア)c のとおりである。¹⁵

そこで、これらの諸事情に照らすと、上記政務活動報告書に記載された活動が県の事務、地方行財政等と無関係であるとはいはず、これらの支出が本件マニュアルにおいて「政務活動費を充当するのに適しない例」として挙げる支出（8項）に該当するといった事情もうかがわれないから、議員の議会活動の基礎となる調査研究その他の活動との間に合理的な関連性を欠くことについて、これを認めるに足りる証拠はないというべきである。²⁰

以上によれば、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえず、上記支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはでき

ない。

(イ) 別紙1－2番号56等の支出に関し

同議員は、別紙1－2番号56及び57の支出に関し、支出項目を調査研究費として政務活動費を充当する旨の収支報告書を提出した後、平成31年1月15日付け文書（乙2）により、支出項目を調査研究費から会議費に修正した（前提事実(5)ア）。

原告は、同議員の平成29年度政務活動費は同議員が平成30年4月27日に議長へ提出した収支報告書記載の内容で確定しており、決算処理後にこれを変更することは許されない旨主張する。

そこで検討するに、本件条例9条1項が収支報告書の提出期限を定める趣旨は、議員が返還すべき政務活動費の額は、議員が作成・提出した収支報告書等の内容を踏まえて被告において判断することになるため、被告において議員の政務活動費に係る支出が条例所定経費に充てたものか否かの判断を可能とし、返還すべき政務活動費がある場合には、速やかにその返還を求められるようにすることにあるものと解され、かかる同項の趣旨に照らせば、議員は、同項で定める提出期限までに、正確な内容が記載された収支報告書等を提出すべきであるといえる。

しかしながら、本件条例には、提出期限後に収支報告書を修正することが許されない旨の定めはないことに加え、収支報告書の記載内容に誤りがあることが事後的に判明した場合に、提出期限後の修正が一切許されないとすると、かえって政務活動費の使途の透明性の確保が困難となるおそれがあることに照らせば、提出期限後の修正が一律に禁止されていると解することはできず、本件マニュアルが、「提出した収支報告書に修正がある場合は、速やかに収支報告書修正書（様式5）並びに修正後の収支報告書及び関係書類を議長に提出しなければならない。」（6項(1)④）と規定しているのも、このことを前提としているものと解される。

以上によれば、収支報告書の記載内容の修正があった場合には、それが提出期限後のものであったときでも、当該修正後の収支報告書の記載内容に基づき、同報告書記載の支出が政務活動費を充てることができないものかを判断すべきであると解するのが相当である。

したがって、別紙1－2番号56及び57の支出につき、これが条例所定経費である調査研究費に該当しないから違法である旨の原告の主張は、その前提を欠くものであって採用することはできない。

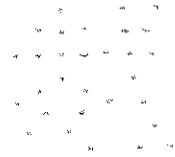
(ウ) 収支報告書との差額に関し

八田議員(12)が、その平成29年度政務活動費収支報告書(甲14)に、調査研究費として政務活動費から合計133万6134円を充当した旨記載したこと、同金額と別紙1－2記載の「充当額」の合計額との差額が9万6459円であることは、当事者間に争いがない。そして、証拠(乙35)及び弁論の全趣旨によれば、上記差額は、同議員が調査研究費として政務活動費から充当したガソリン代の合計額であると認められる。

原告は、上記各支出は条例所定経費に該当するものではないと主張し、その理由として前記ア(イ)と同旨のものを挙げるが、原告の主張する上記の点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないと認めるることはできないことは、前記ア(イ)のとおりである。

そして、同議員は、本件マニュアルの使途基準表に定められた「自動車利用経費(ガソリン代)」を走行距離で積算する方式を採用した上、その「距離」、「目的地・開催地等」、「内容・目的等」を記載した政務活動報告書(乙35)を収支報告書と共に提出したものであることが認められるところ、その内容が虚偽であることをうかがわせる証拠はない。

また、上記政務活動報告書に記載された活動が県の事務、地方行財政等と無関係であるとはいはず、これらの支出が本件マニュアルにおいて



「政務活動費を充当するのに適しない例」として挙げる支出に該当するといった事情もうかがわれないから、議員の議会活動の基礎となる調査研究その他の活動との間に合理的関連性を欠くことについて、これを認めるに足りる証拠はないというべきである。

5 以上によれば、上記各支出に関し、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえない。

(エ) 以上のとおり、原告の前記(ア)ないし(ウ)の主張はいずれも採用することができず、同議員の別紙1-2記載の各支出は、いずれも条例所定経費に該当しないものと認めることはできない。

10 (3) 広聴広報費について

ア 富瀬議員 (14) (別紙2-1)

同議員は、別紙2-1記載のとおり、「支出内容」を「第一種定形 @8
2 147通」等とする「支出額」の全部につき政務活動費を充当した(前提事実(3))。

15 原告は、上記各支出は条例所定経費に該当しない旨主張するので、同主張の当否について検討する。

(ア) 別紙2-1番号1等の支出

原告は、別紙2-1記載の各支出(ただし、番号1, 2, 5, 9, 10及び16を除く合計15支出並びに上記番号20の支出のうち記念切手ではない切手代金に係る支出。)の2分の1を超える部分が条例所定経費に該当しない理由として、広聴広報活動の経費は、経費の性格上、政務活動とは認められない政治活動及び後援会活動の側面を有する自己宣伝側面も同時に有するため、両側面の均等な割合である当該支出額の2分の1を政務活動費充当とする経費である旨主張する。

25 本件条例は、政務活動費を充てることができる議員の広聴広報費の内容を「議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費」と

定め、本件マニュアルは、その具体例として、交通費、宿泊費、借上料、印刷製本費、通信運搬費、委託料、消耗品費、食糧費等を掲げるところ、議員が県民から県政に関する意見等を広く集め、県政に関する政策や活動等を知らせる広聴広報活動は、県政に対する県民の关心を喚起向上するとともに、県政に関する県民の要望や意見等を的確に収集・把握し、これを議会における審議に反映するための前提としての意義を有するものであって、議会の審議能力の強化に資するものといえる。そして、このような広聴広報活動が、同時に議員自身の宣伝としての効果を有することもあり得るが、それが付隨的・副次的なものにとどまる限り、広聴広報活動の本来的な役割や効果を損なうものではないから、当該広聴広報活動の全部が、議員の議会活動の基礎となる活動との間の合理的関連性を有するものといえる。

したがって、当該広聴広報活動の具体的な内容を踏まえて、当該活動における議員自身の宣伝の側面が付隨的・副次的なものにとどまらないことを主張立証することなく、広聴広報活動が一般的に議員を宣伝する側面があることのみを理由に、広聴広報費の2分の1を超える部分が条例所定経費に該当しないものとなるとはいえないところ、原告は、かかる広聴広報活動の具体的な内容を踏まえた主張立証を特段していない。

そこで、上記各支出に係る広聴広報活動の内容及び効果について、個別に検討するに、証拠（甲36の1、3～7、9～21、乙8～11）及び弁論の全趣旨によれば、上記「支出内容」を「第一種定形（@82、147通）等とする支出は、議会質問、予算委員会質疑及び一般質問の案内の郵送料並びに同議員が発行した冊子「県政レポート『輝』」（N.O.10～N.O.13）の制作費用、郵送料及び郵送用封筒代であると推認される。

そして、議会質問等の質疑の予定を案内することは、県政に対する県

民の関心を喚起向上するものであると推認されるところ、同案内状を送付することなどが、広聴広報活動に伴う付隨的・副次的なものにとどまらない政治活動及び後援会活動の側面を有するものと認めるに足りる証拠はない。

5 また、上記冊子（乙8～11）の記載内容を鑑みると、同冊子の記載のほとんどは、同議員の県議会における質問要旨と県執行部の答弁内容で占められている。これらはいずれも県政に対する県民の関心を喚起向上するものであると認められ、上記冊子を制作・発送することが、広聴広報活動に伴う付隨的・副次的なものにとどまらない政治活動及び後援会活動の側面を有するものと認めることはできない。

10

(イ) 別紙2-1番号2等の支出

原告は、別紙2-1番号2及び9の駐車料金の支出は、政務活動との関連性を証する書面を提出していないため、条例所定経費に該当しない旨主張する。

15

しかしながら、議員において当該支出に係る政務活動との関連性を証する書面を提出していない点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできないことは、前記(2)ア(ア)のとおりである。

20

そして、被告は、上記各支出について、同議員が連合石川の活動に参加し、労働者側からの意見を聴取した際の駐車料金である旨主張するところ、これに反する証拠はない。

25

また、本件条例の定める議員の広聴広報活動は、議員が県民から県政に関する意見等を広く集め、県政に関する政策や活動等を知らせるものであり、その活動は多岐にわたるものであって、個々の活動が県政と関連するかどうかや個々の経費の支出が同活動のために必要かどうかについては、議員の合理的判断に委ねられる部分があるといえること等の諸

事情に照らすと、同議員が連合石川の活動に参加し、労働者側からの意見を聴取したことが県政に関する政策等の広聴広報と無関係であるとはいはず、これらの支出が本件マニュアルの「政務活動費を充当するのに適しない例」に該当するといった事情もうかがわれない。

5 以上によれば、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえない。

(ウ) 別紙2-1番号5等の支出

10 原告は、別紙2-1番号5、10及び16の支出は、当該支出を裏付ける書面である「議会傍聴等のお知らせ」(甲36の5、10、16)の文面内容及びその発送数から後援会活動であることが推認できるものであり、条例所定経費に該当しない旨主張する。

15 しかしながら、上記「議会傍聴等のお知らせ」の文面内容は、同議員が議会で一般質問することが決定したこと及びその質問内容の概要を紹介し、傍聴及び意見・提言を呼びかけるものであり、かかる文面内容から直ちに、後援会活動であることが推認できるものではないし、議会傍聴等の案内を受けたのが同議員の後援会員を中心とするものであったとしても不自然ではなく、議会質問等の質疑を案内することの趣旨（前記ア）と矛盾するものとはいえないことから、原告の指摘する点をもって直ちに、これが後援会活動であって広聴広報活動に伴う付随的・副次的なものにとどまらない政治活動及び後援会活動の側面があると推認されるものではない。

20

以上によれば、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえない。

(エ) 別紙2-1番号20の支出

25 原告は、別紙2-1番号20の支出内容を「和の文様シリーズ第4集・普通切手」とする支出のうち記念切手代に係る支出は私的経費であると



推認できるゆえに、条例所定経費に該当しない旨主張する。

しかしながら、本件マニュアルの使途基準表には、広聴広報費の支出費目の例（通信運搬費）として「文書通信費（郵便料等）」が挙げられている。また、上記支出に係る記念切手の値段は通常の切手と同額であり、通常の切手と同様に郵便に使用することができるものと認められる。したがって、原告の主張する上記の点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものであると認めることはできない。

5

そして、証拠（甲36の20、乙11）及び弁論の全趣旨によれば、上記支出は前記（ア）の「県政レポート『輝』」（No. 13）の郵送費用であると推認される。

10

また、上記冊子を郵送することが、広聴広報活動に伴う付隨的・副次的なものにとどまらない政治活動及び後援会活動の側面を有するものと認めることができないことは、前記（ア）のとおりである。

15

以上によれば、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえない。

（オ） 収支報告書との差額

原告は、同議員の収支報告書（甲19）記載の充当額と別紙2-1記載の充当額との差額である1036円は違法な支出である旨主張する。

20

そこで検討するに、証拠（乙38）及び弁論の全趣旨によれば、原告が上記差額であると主張するものは、同議員が広聴広報費のうちのガソリン代として政務活動費を充当した金額の合計額であると認められる。

25

そして、本件マニュアルの使途基準表には、広聴広報費の主な支出費目の例として「交通費」が挙げられ、「使途基準の考え方」は調査研究費の基準と同じであると定めるところ、使途基準表における調査研究費の基準に「自家用車利用経費（ガソリン代）」が挙げられ、走行距離で積算する場合には1km当たり37円で積算するものと定められていること

は、前記(2)アイのとおりである。

同議員は、この積算方式を採用した上、その「距離」、「目的地・開催地等」、「内容・目的等」を記載した政務活動報告書（乙38）を収支報告書と共に提出したものであるところ、これらの記載が虚偽であること

5

をうかがわせる証拠はない。

そして、そこに記載された活動内容等が県政に関する政策等の広聴広報活動と無関係であるとはいはず、これらの支出が本件マニュアルにおいて「政務活動費を充当するのに適しない例」に該当するといった事情もうかがわれない。

10

以上によれば、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえない。

(カ) 以上のとおり、原告の前記(ア)ないし(オ)の主張はいずれも採用することができず、同議員の別紙2-1記載の各支出及び収支報告書記載の充当額と別紙2-1記載の充当額との差額は、いずれも条例所定経費に該当しないものと認めることはできない

15

イ 吉崎議員（13）（別紙2-2）

同議員は、別紙2-2記載のとおり、平成29年度中に、「支出内容」を「区内特別基（定）・第一種定形」等とする「支出額」の全部につき政務活動費を充当した（前提事実(3)）。

20

なお、上記各支出のうち、番号26ないし31及び33の合計7支出について、平成31年1月15日付け「平成29年度政務活動費に係る収支報告書の修正について」（乙3）により、按分率を11分の10とする修正がされているところ（前提事実(5)イ）、原告は、かかる修正は許されない旨主張する。

25

しかしながら、収支報告書の記載内容の修正があった場合に、当該修正後の収支報告書の記載内容に基づき、同報告書記載の支出が政務活動費を

充てることができないものかを判断すべきであることは、前記(2)イ(ア)のとおりである。したがって、上記番号26等の合計7支出のうち各11分の10を超える部分につき、これが条例所定経費に該当しない旨の原告の主張は、その前提を欠くものであって、採用することはできない。

5 原告は、別紙2-2記載の上記各支出は条例所定経費に該当しない旨主張するので、同主張の当否について検討する。

(ア) 別紙2-2番号25等の支出

10 原告は、別紙2-2記載の各支出(ただし、番号1ないし24, 31, 33及び34を除く合計7支出。)の2分の1を超える部分が条例所定経費に該当しない理由として、前記ア(ア)と同旨のものを挙げるが、かかる主張を採用できないことは、前記ア(ア)のとおりである。

そこで、上記各支出に係る広聴広報活動の内容及び効果について、個別に検討するに、証拠(甲35の25~31, 乙12)及び弁論の全趣旨によれば、上記各支出は、同議員が発行した冊子「Y・Y通信 第54号」(乙12)の制作費用及び郵送費用であると推認される。

20 そして、上記冊子の記載内容を鑑みると、同冊子の記載のほとんどは、同議員の県議会における質問要旨と県執行部の答弁内容、平成29年度の石川県の予算案、県議会の活動報告等で占められており、これらは県政に対する県民の関心を喚起向上し、県政に関する県民の要望や意見等を収集・把握するものであると認められることからすると、上記冊子を制作・発送することが、広聴広報活動に伴う付隨的・副次的なものにとどまらない政治活動及び後援会活動の側面を有するものと認めることはできない。

25 なお、上記冊子には、同議員の後援会会长らの寄稿も掲載されているが、その内容は県政に関する要望や意見等も含むものであるし、また、前記のとおり、同議員は上記各支出の11分の10について政務活動費

を充てているところ、上記掲載箇所は冊子全体の11分の1を超えるものではない。

以上によれば、原告において、上記各支出について外形的事実の立証がされているものとはいえない。

5 (イ) 別紙2-2番号1等の支出

原告は、別紙2-2番号1ないし24, 31, 33及び34の支出は①後援会活動及び②記念切手の購入代金の支出であるから、条例所定経費に該当しない旨主張する。

a まず、上記①の点について、原告は、上記支出に係る県政報告会の案内文が「吉崎県議をお支え頂いております貴方様」各位に発送され、「出欠のご返事」を求めている点を指摘する。

しかしながら、同議員の作成した県政報告会の案内文(甲35の3, 6, 9, 11, 19, 21, 22, 31, 33, 34)の内容は、同議員が「県政の諸課題について」という演題で県政報告会を開催する旨を告知し、出席を呼びかけるものであり、かかる文面内容から直ちに、後援会活動であることが推認できるものではない。また、条例所定経費に該当するかは当該広聴広報活動の具体的な内容を踏まえて判断すべきであることは、前記ア(ア)のとおりであるし、県政報告において、出席者が当該県議の後援会員を中心とするものであったとしても不自然ではなく、県政報告の趣旨と矛盾するものとはいえないことから、この点をもって直ちに、上記報告会には広聴広報活動に伴う付隨的・副次的なものにとどまらない政治活動及び後援会活動の側面があると推認されるものではない。

そして、証拠(甲35の1~24, 乙39)及び弁論の全趣旨によれば、別紙2-2番号1ないし24, 31, 33及び34の支出は、同議員が開催する県政報告会の案内状の郵送費用、案内用の葉書・封

筒の購入代金、会場使用料、演題垂れ幕・案内板の制作費、会場駐車料及びお茶代であると推認される。

上記県政報告会は、その名称、演題及び県議会議員が主催するものであることからして、県政に対する県民の関心を喚起向上し、県政に関する県民の要望や意見等を収集・把握するものであることがうかがえるところ、上記報告会の案内状を送付することなどが、広聴広報活動に伴う付隨的・副次的なものにとどまらない政治活動及び後援会活動の側面を有するものと認めるに足りる証拠はない。

5

b 次に、上記②の点について、記念切手の購入代金であることをもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものであると認めることはできないことは、前記ア(エ)のとおりである。

10

そして、証拠（甲35の2、3、11、乙39）及び弁論の全趣旨によれば、上記各支出は前記aの県政報告会の案内の郵送費用であると推認される。

15

また、上記県政報告会の案内状を送付することが、広聴広報活動に伴う付隨的・副次的なものにとどまらない政治活動及び後援会活動の側面を有するものと認めることができないことは、前記aのとおりである。

20

c 以上によれば、原告において、前記a及びbの各支出について外形的事実の立証がされているものとはいえない。

(ウ) 収支報告書との差額

原告は、同議員の収支報告書（甲8）記載の充当額と別紙2-2記載の充当額との差額である777円は違法な支出である旨主張する。

25

そこで検討するに、証拠（乙39）及び弁論の全趣旨によれば、原告が上記差額であると主張するものは、同議員が広聴広報費のうちのガソリン代として政務活動費を充当した金額の合計額であると認められる。

原告は、別紙2－3記載の各支出（ただし、同別紙記載の合計5支出（番号1, 5, 7, 8, 11）を除く合計14支出。）の2分の1を超える部分が条例所定経費に該当しない理由として、前記ア(ア)と同旨のものを挙げるが、かかる主張を採用できないことは、前記ア(ア)のとおりである。

5

そこで、上記各支出に係る広聴広報活動の内容及び効果について、個別に検討するに、証拠（甲37の2～4, 6, 9, 10, 12～19, 乙13, 40, 54）及び弁論の全趣旨によれば、上記各支出は、同議員が発行した冊子「横山隆也通信 v o l. 2」（乙54）の郵送費用、案内状送付用の封筒の購入代金及びテープのりの購入費用、同「横山隆也通信 v o l. 3」（乙13）の制作費用、郵送費用、郵送用の封筒の購入代金及びテープのりの購入費用並びに同議員のホームページの更新費用であると推認される。

10

そして、上記冊子（乙13, 54）の記載内容を鑑みると、同冊子の記載のほとんどは、同議員の県議会における質問要旨と県執行部の答弁内容及びこれに関する同議員の意見、県議会議員としての活動報告等で占められており、これらは県政に対する県民の関心を喚起向上するものであると認められることからすると、上記冊子を制作・発送することが、広聴広報活動に伴う付隨的、副次的なものにとどまらない政治活動及び後援会活動の側面を有するものと認めるることはできない。

15

また、本件証拠上、同議員のホームページの具体的な内容は明らかでないものの、その更新費用を支出することが、広聴広報活動に伴う付隨的・副次的なものにとどまらない政治活動及び後援会活動の側面を有するものと認めるに足りる証拠はない。

20

以上によれば、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえない。

(イ) 別紙2－3番号1等の支出

原告は、別紙2－3番号1，5，7，8及び11の支出は、後援会活動であるため条例所定経費に該当しない旨主張し、その根拠として、上記支出に係る議員一般質問時間の案内の文面及びその郵送通数を挙げるなどする。

5

そこで検討するに、証拠（甲37の1，5，7，8，11，乙40）及び弁論の全趣旨によれば、上記各支出のうち、別紙2－3番号7の支出は、前記(ア)の同議員が発行した冊子「横山隆也通信 v o l. 2」の郵送費用であり、その余の支出は、同議員が開催する県政報告会の会場使用料及び案内状の郵送費用並びに同議員の県議会における一般質問の案内の郵送費用であると推認される。

10

ここで、上記冊子の記載内容については、前記(ア)のとおりである。また、上記県政報告会は、その名称及び県議会議員が主催するものであることからして、県政に対する県民の関心を喚起向上し、県政に関する県民の要望や意見等を収集・把握するものであることがうかがえる。さらに、議会質問等の質疑の予定を案内することは、県政に対する県民の関心を喚起向上するものであると推認される。

15

加えて、上記案内状の文面内容に照らすと、そこから直ちに後援会活動であることが推認できるものではないし、また、県政報告会の出席者や議会質問等の案内を受けた者が同議員の後援会員を中心とするものであつたとしても不自然ではなく、県政報告会や議会質問等の質疑の案内の趣旨と矛盾するものでないことは、前記ア(ウ)及びイ(イ)のとおりである。

20

そうすると、原告の指摘する点を考慮しても、上記の冊子や県政報告会・議会質問の案内状を送付することなどが、広聴広報活動に伴う付隨的・副次的なものにとどまらない後援会活動の側面を有するものと認めることはできない。

25

以上によれば、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえない。

(ウ) 収支報告書との差額

原告は、同議員の収支報告書（甲15）記載の充当額と別紙2-3記載の充当額との差額である2368円は違法な支出である旨主張する。

そこで検討するに、証拠（乙40）及び弁論の全趣旨によれば、原告が上記差額であると主張するものは、同議員が広聴広報費のうちのガソリン代として政務活動費を充当した金額の合計額であると認められる。

そして、本件マニュアルの使途基準表には、広聴広報費の主な支出費目の例として「交通費」が挙げられ、「政務活動費が充当できるもの（積算又は充当限度等）」は調査研究費の基準と同じであると定めるところ、使途基準表における調査研究費の基準に「自家用車利用経費（ガソリン代）」が挙げられ、走行距離で積算する場合には1km当たり37円で積算するものと定められていることは、前記(3)アのとおりである。

同議員は、この積算方式を採用した上、その「距離」「目的地・開催地等」「内容・目的等」を記載した政務活動報告書（乙40）を収支報告書と共に提出したものであるところ、これらの記載が虚偽であることをうかがわせる証拠はない。

そして、そこに記載された活動内容等が県政に関する政策等の広聴広報活動と無関係であるとはいはず、これらの支出が本件マニュアルにおいて「政務活動費を充当するのに適しない例」に該当するといった事情もうかがわれない。

以上によれば、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえない。

(エ) 以上のとおり、原告の前記(ア)ないし(ウ)の主張を採用することはできず、同議員の別紙2-3記載の各支出及び収支報告書記載の充当額と別紙2

－ 3 記載の充当額との差額は、いずれも条例所定経費に該当しないものと認めることはできない。

エ 田中（敬）議員（9）（別紙2-4）

同議員が、別紙2-4記載のとおり、「支出内容」を「おーいお茶緑茶」等とする「支出額」の全部（ただし、番号10については、「支出額」の5分の4相当額。以下同じ。）につき政務活動費を充当したことは、当事者間に争いがない。

原告は、上記各支出のうち、政経セミナーや県政報告会のためのものは、その案内文の文面から後援会活動の会合であると推認されるし、被告が

「県政報告書送付費用」であると主張する当該県政報告書は議長に提出されていないから、いずれも条例所定経費に該当しない旨主張する。

そこで検討するに、証拠（甲29の1～27、乙41、55、56）及び弁論の全趣旨によれば、上記各支出は、同議員が開催する政経セミナー、座談会及び県政報告会の案内状の郵送費用、案内用の葉書・封筒の購入代金、会場使用料、演題垂れ幕・案内板の制作費、会場駐車料、参加者用の茶菓子代（番号1等）、同議員が発行した冊子「会報たかひと」（vo1.03）（乙55）の印刷代（番号10）並びに同「会報たかひと」（vo1.04）（乙56）の印刷代（番号18）等であると推認される。

そして、後掲の証拠によれば、①上記政経セミナーは、同議員及び国會議員が国政、県政の現況と今後の取組等について講演し、講演後に引き続き意見交換会を開催するものであり（甲29の1）、②上記座談会は、同議員が県議会議員としての活動報告をした後、参加者による班別討議や同議員との意見交換を行うものであり（甲29の2）、③上記県政報告会は、同議員が議会活動や地域の者との意見交換を通じて得た成果や考え方等を報告するものであって（甲29の6、12、15），これらはいずれも県政に対する県民の关心を喚起向上し、県政に関する県民の要望や意見等を収

集・把握するものであることがうかがえるし、上記案内状の文面内容に照らすと、そこから直ちに後援会活動であることが推認できるものではない。

そうすると、原告の指摘する点を考慮しても、上記報告会等の案内状を送付することなどが、広聴広報活動に伴う付隨的・副次的なものにとどまらない政治活動及び後援会活動の側面を有するものと認めることはできない。
5

また、上記冊子（乙55、56）の記載内容を鑑みると、同冊子の記載のほとんどは、同議員の県議会における質問要旨と県執行部の答弁内容、県議会議員としての活動報告等で占められており、これらは県政に対する
10 県民の関心を喚起向上するものであると認められる。

なお、上記冊子のうち、「会報たかひと」（v o 1. 0 3）には、同議員の後援会活動に関する記事も掲載されているが、前記のとおり、同議員は同冊子に係る支出（番号10）の5分の4について政務活動費を充当しているところ、上記掲載箇所は冊子全体の5分の1を超えるものではない。

以上によれば、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえない。
15

オ 金原議員（1）（別紙2-5）

同議員は、別紙2-5記載のとおり、「支出内容」を「会報誌（県政報告）印刷費及び制作費」等とする「支出額」の全部につき政務活動費を充当した（前提事実(3)）。
20

原告は、別紙2-5記載の各支出の2分の1を超える部分が条例所定経費に該当しない理由として、広聴広報活動の経費は、経費の性格上、政務活動とは認められない政治活動及び後援会活動の側面を有する自己宣伝側面も同時に有するため、両側面の均等な割合である当該支出額の2分の1を政務活動費充当とする経費である旨主張し、その理由として前記ア(ア)と同旨のものを挙げるが、かかる主張を採用できないことは、前記ア(ア)の
25

とおりである。

そこで、上記各支出に係る広聴広報活動の内容及び効果について、個別に検討するに、証拠（甲20の1～7、乙14、15）及び弁論の全趣旨によれば、上記各支出は、同議員が発行した冊子「金原博の県政報告」（v
5 o.1. 4, 5）の制作費用及び郵送費用であると推認される。

そして、上記冊子の記載内容を鑑みると、同冊子の記載のほとんどは、同議員の県議会における質問要旨と県執行部の答弁内容、県政に関する同議員の意見、県議会の活動報告等で占められており、これらは石川県の県政に対する県民の関心を喚起向上するものであると認められることからすると、上記冊子を制作・発送することが、広聴広報活動に伴う付隨的・副次的なものにとどまらない政治活動及び後援会活動の側面を有するものと認めることはできない。
10

以上によれば、原告において、上記各支出について外形的事実の立証がされているものとはいえない。

15 カ 室谷議員（2）（別紙2－6）

同議員は、別紙2－6記載のとおり、「支出内容」を「封筒2,000枚印刷代金」等とする「支出額」の全部につき政務活動費を充当した（前提事実(3)）。

原告は、上記各支出は条例所定経費に該当しない旨主張するので、同主張の当否について検討する。
20

(ア) 別紙2－6番号1等の支出

原告は、別表2－6記載の各支出（ただし、番号3及び6を除く合計6支出）の2分の1を超える部分が条例所定経費に該当しない理由として、広聴広報活動の経費は、経費の性格上、政務活動とは認められない政治活動及び後援会活動の側面を有する自己宣伝側面も同時に有するため、両側面の均等な割合である当該支出額の2分の1を政務活動費充当
25

とする経費である旨主張し、その理由として前記ア(ア)と同旨のものを挙げるが、かかる主張を採用できないことは、前記ア(ア)のとおりである。

そこで、上記各支出に係る広聴広報活動の内容及び効果について、個別に検討するに、証拠（甲22の1、2、4、5、7、8、乙16～19、42）及び弁論の全趣旨によれば、上記各支出は、同議員が発行した冊子「県議がつくった石川の財政」（第9号～第12号）の制作費用であると推認される。
5

そして、上記冊子（乙16～19）の記載内容を鑑みると、石川県内の様々な社会問題や財政の現状に関する情報がイラストや表と共に解説され、それに関する同議員の解決策等の意見が記載され、県政に対する意見の募集及び同議員のホームページの案内が掲載されている。これらはいずれも県政に対する県民の関心を喚起向上し、県政に関する県民の要望や意見等を収集・把握するものであると認められ、上記各資料の作成・発行が、広聴広報活動に伴う付隨的・副次的なものにとどまらない後援会活動の側面を有するものと認めることはできない。
10
15

以上によれば、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえない。

(イ) 別紙2～6番号3等の支出

原告は、別紙2～6番号3及び6の支出を裏付ける書面は「ご利用明細票」であり、政務活動費支出証明書備考欄の「議会報告書」及び「県政報告書」の写しも提出されていないところ、これらの書面では当該支出が政務活動に要する経費であると認めることができないから、いずれも条例所定経費に該当しない旨主張する。
20

そこで検討するに、本件条例は、政務活動費の交付を受けた議員に対し、收支報告書を議長に提出する際に、「当該收支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し（中略）
25

を併せて提出しなければならない」（9条4項）と定めるところ、その趣旨は、支出の事実を裏付ける資料の提出を求めることにより、政務活動費の使途の透明性を確保することにあると解される。一方、本件条例には、「領収書その他の支出を証する書面」の作成者、作成時期、記載内容等に関する具体的な定めはない。また、政務活動費に係る地方自治法及び本件条例の規定に照らせば、政務活動費を充当できる経費の範囲は、当該経費の内容等に照らして客観的に判断されるべきものであり、その判断の基礎となる資料は、議員が收支報告書等に添付した証拠資料に限られるものではないというべきである。

5

10

15

20

25

ここで、同議員は、議長に対し、上記支出を証する書面として、收支報告書と共にゆうちょ銀行の「ご利用明細票」（甲22の3、6）を提出したところ、同明細票の記載内容から、同議員が平成29年5月10日に4万4015円及び同年12月12日に7万2616円を日本郵便株式会社に振込送金したことが認められる。そして、同議員が收支報告書と共に議長に提出した政務活動報告書（乙42）の上記年月日に係る支出の「内容・目的等」ないし「目的地・開催地等」欄には、「議会報告郵送のため」「県政報告書郵送のため」との記載があること、同議員が発行した冊子「県議がつくった石川の財政」（第9号）の印刷代に係る領収書（甲22の2）の作成日が同年4月27日であり、同第11号の領収書（甲22の5）の作成日が同年12月7日であることを併せ考慮すると、上記送金は上記冊子の郵送費用として支出されたものであると推認される。

また、上記冊子の記載内容に鑑みると、同冊子を郵送することが、広聴広報活動に伴う付隨的・副次的なものにとどまらない後援会活動の側面を有するものと認めることはできないことは、前記（ア）のとおりである。

以上によれば、原告において外形的事実の立証がされているものとは

いえない。

(ウ) 以上のとおり、原告の前記(ア)及び(イ)の主張を採用することはできず、別紙2-6記載の各支出は、いずれも条例所定経費に該当しないものと認めることはできない。

5 キ 作野議員 (8) (別紙2-7)

同議員は、別紙2-7記載のとおり、「支出内容」を「県政報告会 会場代」等とする「支出額」の全部につき政務活動費を充当した(前提事実(3))。

原告は、上記各支出は条例所定経費に該当しない旨主張するので、同主張の当否について検討する。

10 (ア) 別紙2-7番号18等の支出

15

原告は、別紙2-7記載の各支出(ただし、同別紙番号1ないし14, 16, 17, 19及び22の支出を除く合計3支出(番号18, 20, 21。)の2分の1を超える部分が条例所定経費に該当しない理由として、広聴広報活動の経費は、経費の性格上、政務活動とは認められない政治活動及び後援会活動の側面を有する自己宣伝側面も同時に有するため、両側面の均等な割合である当該支出額の2分の1を政務活動費充当とする経費である旨主張し、その理由として前記ア(ア)と同旨のものを挙げるが、かかる主張を採用できないことは、前記ア(ア)のとおりである。

20

そこで、上記各支出に係る広聴広報活動の内容及び効果について、個別に検討するに、証拠(甲30の17, 19, 20, 乙20, 43)及び弁論の全趣旨によれば、上記各支出は、同議員が発行した冊子「さくのレポート 2018年春号」(乙20)の制作費用及び郵送費用であると推認される。

25

そして、上記冊子(乙20)の記載内容を鑑みると、同冊子の記載のほとんどは、同議員の県議会における質問要旨と県執行部の答弁内容、県政に関する同議員の意見等で占められており、これらは県政に対する

県民の関心を喚起向上するものであると認められる。

以上によれば、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえない。

(イ) 別紙2-7番号1等の支出

原告は、別紙2-7番号1ないし14, 16, 17, 19及び22の支出は、案内文の内容や発送先から後援会員を対象とする会合であると推認されるものであり、後援会活動であるため条例所定経費に該当しない旨主張する。

そこで検討するに、証拠（甲30の1～16, 18, 21, 乙43, 57）及び弁論の全趣旨によれば、上記各支出は、同議員が開催する県政報告会の会場使用料、案内状の郵送費用及びお茶代であると推認される。

上記県政報告会は、その名称及び県議会議員が主催するものであることからして、県政に対する県民の関心を喚起向上し、県政に関する県民の要望や意見等を収集・把握するものであることがうかがえるし、上記案内状の文面内容に照らすと、そこから直ちに後援会活動であることが推認できるものではない。

そうすると、原告の指摘する点を考慮しても、上記報告会の案内状を送付することなどが、広聴広報活動に伴う付隨的・副次的なものにとどまらない後援会活動の側面を有するものと認めることはできない。

以上によれば、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえない。

(ウ) 以上のとおり、原告の前記(ア)及び(イ)の主張を採用することはできず、別紙2-7記載の各支出は、いずれも条例所定経費に該当しないものとは認められない。

(4) 事務費について

ア 作野議員（8）（別紙3－1）

同議員は、別紙3－1記載のとおり、「支出内容」を「自動車リース料金」等とする「支出額」の一部につき政務活動費を充當した（前提事実(3)）。

5

原告は、上記各支出は条例所定経費に該当しない旨主張するので、同主張の当否について検討する。

(ア) 自動車リース料金の支出

10

原告は、別紙3－1記載の「支出内容」を「自動車リース料金」とする合計12支出（番号1, 10, 20, 29, 37, 46, 53, 62, 70, 82, 89, 98）が条例所定経費に該当しない理由として、本件条例は事務費の内容において自動車リース料金を規定しておらず、本件マニュアルは本件条例ではないし、自動車リース料金は私的経費であるゆえに本件条例に記載することができないものである旨主張する。

15

そこで検討するに、本件マニュアルの使途基準表には、事務費の主な支出費目の例として「リース料」が挙げられ、その「内容」として「自動車リース代」が示され、さらに、「使途基準の考え方」として、「1台限り、按分（1／2以内）かつ年間60万円を限度とする」ことが記載されているところ、議員が政務活動に係る事務を遂行するための移動手段としてリース会社からリースした自動車を使用した場合、そのリース料は議員の政務活動のために必要な費用であると解される。また、議員の活動は、政務活動のほかにも、政党活動や後援会活動など多岐にわたるものであり、これらの活動のためにリース自動車を使用することも想定されるが、議員がリース自動車を使用する事務のうち、政務活動に関連性を有しないものの割合が、一般的に2分の1を上回るものであることを認めるに足りる証拠もないことから、上記の本件マニュアルの定めは、地方自治法及び本件条例の趣旨に照らして不合理なものであるとまでは認められない。

20

25

したがって、「支出内容」が「自動車リース料金」であることをもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできない。

5

そして、同議員の作成した上記各支出に係る政務活動費支出証明書(甲31の1等)の支出先欄及び備考欄の記載に加えて、上記証明書に添付された預金口座の取引履歴の写しに記載された引落年月日、引落金額、送金先等を併せ考慮すると、上記各支出は、上記支出先欄に記載されたリース会社との契約に基づく自動車のリース料金であると推認される。

10

また、同議員は、本件マニュアルの使途基準表に従い、自動車リース料の2分の1相当額かつ年間60万円以内で政務活動費を充当したことが認められる。

したがって、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえない。

(イ) NHK料金の支出

15

原告は、別紙3-1記載の「支出内容」を「NHK料金」とする合計6支出(番号6, 24, 42, 59, 78, 93)が条例所定経費に該当しない理由として、本件条例は事務費の内容においてNHK料金を規定しておらず、本件マニュアルは本件条例ではないし、NHK料金は私的経費であるゆえに本件条例に記載することができないものである旨主張する。

20

しかしながら、本件マニュアルの使途基準表には、事務費の主な支出費目の例として「通信運搬費」が挙げられ、その「内容」として「インターネット接続料」等が示され、「使途基準の考え方」として「按分(1/2以内)」とすることなどが記載されている。そして、インターネットに掲載される情報と同様に、NHKで放送される番組には社会的に耳目を集めると時事問題等の多様な情報が含まれており、これらの番組を視聴

25

することは議員の政務活動に必要な情報収集の一方法として認められるものであるから、議員が政務活動に係る事務を遂行するためにテレビを設置した場合、それに要した受信料は議員の政務活動のために必要な費用であると解される。

5 したがって、「支出内容」が「NHK料金」であることをもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできない。

そして、同議員の作成した上記各支出に係る政務活動費支出証明書(甲
10 31の6等)の支出先欄及び備考欄の記載に加えて、上記証明書に添付された預金口座の取引履歴の写しに記載された引落年月日、引落金額、送金先等を併せ考慮すると、上記各支出は、NHKの受信料金であると推認され、同議員は、その2分の1相当額に政務活動費を充当したことが認められる。

また、議員の活動は、政務活動のほかにも、政党活動や後援会活動など多岐にわたるものであり、これらの活動のためにNHKの番組を視聴することも想定されるが、これらの活動のうち、政務活動に関連性を有しないものの割合が、一般的に2分の1を上回るものであることを認め
15 るに足りる証拠もない。

以上によれば、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえない。

20 (ウ) ガソリン代金等の支出

原告は、別紙3-1記載の「支出内容」をガソリン代金、電話料金及びあさがおテレビ利用料金とする合計61支出(番号2~5, 7, 11~14, 17, 19, 21~23, 25, 26, 30, 31, 33, 34, 36, 38, 40, 41, 44, 45, 47~51, 54~58, 61, 63, 65, 66, 68, 69, 73, 74, 76, 77, 79, 80, 83, 84, 86, 87, 90~92, 94, 96, 99~10

2) が条例所定経費に該当しない理由として、①本件条例は事務費の内容において上記のガソリン代金等を規定しておらず、本件マニュアルは本件条例ではないし、上記のガソリン代金等は私的経費であるゆえに本件条例に記載することができないものである、②同議員は、上記各充当支出に対応する政務活動との関係及び使用割合を裏付ける書面を議長へ提出していない旨主張する。

まず、上記①の点について、本件マニュアルの使途基準表には、i) 事務費の主な支出費目の例として「ガソリン代（按分）」が挙げられ、その「内容」として「月毎に按分して充当する場合」が示され、「使途基準の考え方」として、「1台限り、1／3以内」とすること、ii) 事務費の主な支出費目の例として「通信運搬費」が挙げられ、その「内容」として「固定電話・FAX回線利用料」、「携帯電話利用料」及び「インターネット接続料」が示され、「使途基準の考え方」として、前者は「按分の場合・「⑧事務所費」の光熱費の基準と同じ」とし、後2者は「按分（1／2以内）」とすることが記載されているところ、議員が政務活動に係る事務を遂行するための移動手段ないし連絡手段として自動車や電話を使用した場合、それに要した自動車の燃料代及び電話料金は議員の政務活動のために必要な費用であると解される。

また、議員の活動は、政務活動のほかにも、政党活動や後援会活動など多岐にわたるものであり、これらの活動のために自動車や電話を使用することも想定されるが、議員がこれら自動車等を使用する事務のうち、政務活動に関連性を有しないものの割合が、一般的に2分の1（ただし、自動車の使用については3分の2）を上回るものであることを認めるに足りる証拠もないことから、上記の本件マニュアルの定めは、地方自治法及び本件条例の趣旨に照らして不合理なものであるとまでは認められない。

したがって、「支出内容」がガソリン代金及び電話料金であることをもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものと認めるることはできない。また、前記(イ)と同旨の理由により、「支出内容」があさがおテレビ利用料金であることをもって直ちに、条例所定経費に該当しないものと認めることもできない。

次に、上記②の点について、本件条例は、議員は收支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写しを議長に提出しなければならないと定めるところ（9条4項），同項の文理に照らすと、同項はあくまで支出の事実を裏付ける書類の写しの提出を求めていると解するのが自然であるし、そのほかに、本件条例において、政務活動費の支出を証する書面として、当該支出に対応する政務活動との関係及び使用割合を裏付ける書面を議長に提出する必要があることは規定されていない。また、条例所定経費に該当するか否かの判断に当たり、本件マニュアルの内容を参酌することができるところ、同マニュアルの使途基準表にも、政務活動報告書に政務活動の内容・目的等を記載する旨の定めはあるものの、議員において当該支出に対応する政務活動との関係及び使用割合を裏付ける書面を議長に提出する必要があることの記載又は示唆はない。

したがって、議員において当該支出に対応する政務活動との関係及び使用割合を裏付ける書面を議長に提出していない点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものと認めるることはできない。

そして、同議員の作成した上記各支出のうち「支出内容」をガソリン代金とするものに係るレシート及び領収書（甲31の2等）の記載によれば、上記各支出は、給油したガソリンスタンドに対するガソリン代金であると推認される。

また、同議員の作成した上記各支出のうち「支出内容」を電話料金及

びあさがおテレビ利用料金とするものに係る政務活動費支出証明書（甲31の5等）の支出先欄及び備考欄の記載に加えて、上記証明書に添付された預金口座の取引履歴の写しに記載された引落年月日、引落金額、送金先等を併せ考慮すると、上記各支出は、上記支出先欄記載の事業者に対する、電話料金及びあさがおテレビ利用料金であると推認される。

そして、同議員は、本件マニュアルの使途基準表に従い、上記ガソリン代金の3分の1相当額並びに上記電話料金の2分の1相当額に政務活動費を充当し、さらに、あさがおテレビ利用料金の2分の1相当額に政務活動費を充当したことが認められる。

10 以上によれば、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえない。

(エ) 以上のとおり、原告の前記(ア)ないし(ウ)の主張を採用することはできず、別紙3-1記載の各支出は、いずれも条例所定経費に該当しないものとは認められない。

15 イ 安居議員（17）（別紙3-2）

同議員は、別紙3-2記載のとおり、「支出内容」を「ガソリン代」等とする「支出額」の一部につき政務活動費を充当した（前提事実(3)）。

原告は、上記各支出は条例所定経費に該当しない旨主張するので、同主張の当否について検討する。

20 (ア) 自動車リース料金の支出

原告は、別紙3-2記載の「支出内容」を「リース代：自動車」とする合計12支出（番号9, 19, 30, 39, 52, 61, 74, 86, 97, 111, 122, 134）が条例所定経費に該当しない理由として、本件条例は事務費の内容において自動車リース料金を規定しておらず、本件マニュアルは本件条例ではないし、自動車リース料金は私的経費であるゆえに本件条例に記載することができないものである旨主張す

る。

しかしながら、原告の主張する上記の点をもって直ちに、上記各支出が条例所定経費に該当しないものと認めるることはできないことは、前記ア(ア)のとおりである。

5 そして、同議員の作成した上記各支出に係る政務活動費支出証明書(甲39の22等)の支出先欄及び備考欄の記載に加えて、上記証明書に添付された預金口座の取引履歴の写しに記載された引落年月日、引落金額、送金先等を併せ考慮すると、上記各支出は、上記支出先欄に記載されたリース会社との契約に基づく自動車のリース料金であると推認される。

10 また、同議員は、本件マニュアルの使途基準表に従い、自動車リース料の2分の1相当額かつ年間60万円以内で政務活動費を充当したこと
が認められる。

したがって、原告において外的的事実の立証がされているものとはい
えない。

15 (イ) ガソリン代金等の支出

原告は、別紙3-2番号2等の「支出内容」をガソリン代金、固定電話使用料金、アイフォン使用料金、携帯電話使用料金及び議員電話使用料金とする合計71支出(番号1~139。ただし、前記アの番号9等及び「違法額」欄が「0」のものを除く。)が条例所定経費に該当しない理由として、①本件条例は事務費の内容においてガソリン代金等を規定しておらず、本件マニュアルは本件条例ではないし、ガソリン代金等は私的経費であるゆえに本件条例に記載することができないものである、
②同議員は、上記各充当支出に対応する政務活動との関係及び使用割合を裏付ける書面を議長へ提出していない旨主張する。

25 しかしながら、原告の主張する上記の点をもって直ちに、上記各支出が条例所定経費に該当しないものと認めるることはできないことは、前記

ア(イ)のとおりである。

そして、同議員の作成した上記各支出のうち「支出内容」をガソリン代金及び議員電話使用料金とするものに係る領収書（甲39の24等）の記載によれば、上記各支出は、給油したガソリンスタンドに対するガソリン代金及び石川県議会事務局に対する議員電話使用料金であると推認される。
5

また、同議員の作成した上記各支出のうち「支出内容」を固定電話使用料金、アイフォン使用料金及び携帯電話使用料金とするものに係る政務活動費支出証明書（甲39の25等）の支出先欄及び備考欄の記載に加えて、上記証明書に添付された預金口座の取引履歴の写しに記載された引落年月日、引落金額、送金先等を併せ考慮すると、上記各支出は、上記支出先欄に記載された事業者に対する固定電話使用料金、アイフォン使用料金及び携帯電話使用料金であると推認される。
10

さらに、本件マニュアルの使途基準表には、事務費の主な支出費目の例として「ガソリン代（按分）」や「通信運搬費」が挙げられ、その「内容」及び「使途基準の考え方」を定めていることは、前記ア(イ)及びウのとおりであるところ、同議員は、上記使途基準表に従い、ガソリン代の3分の1相当額並びに固定電話使用料金、アイフォン使用料金、携帯電話使用料金及び議員電話使用料金の各2分の1相当額に政務活動費を充当したことが認められる。
15
20

以上によれば、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえない。

(ウ) 以上のとおり、原告の前記ア及びイの主張を採用することはできず、同議員の別紙3-2記載の各支出は、いずれも条例所定経費に該当しないものと認めることはできない。
25

ウ 紐野議員（16）（別紙3-3）

同議員は、別紙3-3記載のとおり、「支出内容」を「ガソリン代」等とする「支出額」の一部につき政務活動費を充当した（前提事実(3)）。

原告は、上記各支出は条例所定経費に該当しない旨主張するので、同主張の当否について検討する。

5 (ア) 自動車リース料金の支出

原告は、別紙3-3記載の「支出内容」を「車リース代」とする合計12支出（番号6, 16, 25, 36, 46, 56, 66, 76, 88, 99, 110, 120）が条例所定経費に該当しない理由として、本件条例は事務費の内容において自動車リース料金を規定しておらず、本件マニュアルは本件条例ではないし、自動車リース料金は私的経費であるゆえに本件条例に記載することができないものである旨主張する。

しかしながら、原告の主張する上記の点をもって直ちに、上記各支出が条例所定経費に該当しないものと認めるることはできないことは、前記ア(ア)のとおりである。

15 そして、同議員の作成した上記各支出に係る政務活動費支出証明書(甲38の4等)の支出先欄及び備考欄の記載に加えて、上記証明書に添付された預金口座の取引履歴の写しに記載された引落年月日、引落金額、送金先等を併せ考慮すると、上記各支出は、上記支出先欄に記載されたリース会社との契約に基づく自動車のリース料金であると推認される。

20 また、同議員は、本件マニュアルの使途基準表に従い、自動車リース料の2分の1相当額かつ年間60万円以内で政務活動費を充当したこと認められる。

したがって、原告において外的的事実の立証がされているものとはいえない。

25 (イ) フレッツ光基本料金の支出

原告は、別紙3-3記載の「支出内容」を「フレッツ光基本料」とす

る合計 12 支出（番号 9, 18, 27, 38, 48, 58, 68, 78, 91, 102, 112, 125）が条例所定経費に該当しない理由として、本件条例は事務費の内容においてフレッツ光基本料を規定しておらず、本件マニュアルは本件条例ではないし、フレッツ光基本料は私的経費であるゆえに本件条例に記載することができないものである旨主張する。

そこで検討するに、本件マニュアルの使途基準表には、事務費の主な支出費目の例として「通信運搬費」が挙げられ、その「内容」として「インターネット接続料」が示され、さらに、「使途基準の考え方」として、「按分（1／2 以内）」とすることが記載されているところ、議員が政務活動に係る事務を遂行するための連絡手段や情報収集手段としてインターネットを使用した場合、その接続料は議員の政務活動のために必要な費用であると解される。また、議員の活動は、政務活動のほかにも、政党活動や後援会活動など多岐にわたるものであり、これらの活動のためにインターネットを使用することも想定されるが、議員がインターネットを使用する事務のうち、政務活動に関連性を有しないものの割合が、一般的に 2 分の 1 を上回るものであることを認めるに足りる証拠もないことから、上記の本件マニュアルの定めは、地方自治法及び本件条例の趣旨に照らして不合理なものであるとまでは認められない。

したがって、「支出内容」が「インターネット接続料」であることをもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものと認めるとはできない。

そして、同議員の作成した上記各支出に係る政務活動費支出証明書（甲 38 の 6 等）の支出先欄及び備考欄の記載に加えて、上記証明書に添付された領収書の記載や、預金口座の取引履歴の写しに記載された引落年月日、引落金額、送金先等を併せ考慮すると、上記各支出は、上記支出

先欄に記載された会社との契約に基づくインターネット接続料金であると推認される。

また、同議員は、上記使途基準表に従い、インターネット接続料金の2分の1相当額に政務活動費を充当したことが認められる。

したがって、原告において外的的事実の立証がされているものとはいえない。

(ウ) NHK料金の支出

原告は、別紙3-3記載の「支出内容」を「NHK受信料」とする合計2支出（番号81, 87）が条例所定経費に該当しない理由として、本件条例は事務費の内容においてNHK受信料金を規定しておらず、本件マニュアルは本件条例ではないし、NHK受信料金は私的経費であるゆえに本件条例に記載することができないものである旨主張する。

しかしながら、原告の主張する上記の点をもって直ちに、上記各支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできないことは、前記ア(イ)のとおりである。

そして、同議員の作成した上記各支出に係る政務活動費支出証明書（甲38の46等）の支出先欄及び備考欄の記載に加えて、上記証明書に添付された預金口座の取引履歴の写しに記載された引落年月日、引落金額、送金先等を併せ考慮すると、上記各支出はNHK受信料金であると推認される。

また、同議員は、NHK受信料金の2分の1相当額に政務活動費を充当したことが認められる。

したがって、原告において外的的事実の立証がされているものとはいえない。

(エ) ガソリン代金等の支出

原告は、別紙3-3番号3等の「支出内容」をガソリン代金、事務所

電話使用料金、携帯電話使用料金、PLSR、PLS2D及び議員電話使用料金とする合計82支出（番号1～127。ただし、前記アの番号6等、同イの番号9等、同ウの番号81等及び「違法額」欄が「0」のものを除く。）が条例所定経費に該当しない理由として、①本件条例は事務費の内容において上記のガソリン代金等を規定しておらず、本件マニュアルは本件条例ではないし、上記のガソリン代金等は私的経費であるゆえに本件条例に記載することができないものである、②同議員は、上記の各充当支出に対応する政務活動との関係及び使用割合を裏付ける書面を議長へ提出していない旨主張する。

しかしながら、原告の主張する上記の点をもって直ちに、上記各支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできないことは、前記アウのとおりである。

そして、同議員の上記各支出のうち「支出内容」をガソリン代金、PLSR、PLS2D及び議員電話使用料金とするものに係る領収書（甲38の1等）の記載によれば、上記各支出は、給油したガソリンスタンドに対するガソリン代金、株式会社ダスキンに対する水道浄水器（PLSR、PLS2D）代金及び石川県議会事務局に対する議員電話使用料金であると推認される。

また、同議員の作成した上記各支出のうち「支出内容」を事務所電話使用料金、携帯電話使用料金等とするものに係る政務活動費支出証明書（甲38の8等）の支出先欄及び備考欄の記載に加えて、上記証明書に添付された預金口座の取引履歴の写しに記載された引落年月日、引落金額、送金先等を併せ考慮すると、上記各支出は、上記支出先欄に記載された事業者に対する事務所電話使用料金、携帯電話使用料金及び電子メール、ウェブサイトの使用料金であると推認される。

そして、同議員は、本件マニュアルの使途基準表に従い、ガソリン代

の 3 分の 1 相当額並びに事務所電話使用料金、携帯電話使用料金、議員電話使用料金及び電子メール、ウェブサイトの使用料金の各 2 分の 1 相当額に政務活動費を充当したことが認められる。さらに、同議員は、水道浄水器（PLSR, PLSD）代金の 2 分の 1 相当額に政務活動費を充当したことが認められるところ、かかる支出をもって、本件条例別表に定める事務費の内容に該当しないことや、その客観的な目的や性質に照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究活動その他の活動との間に合理的関連性を欠くことを認めるに足りる証拠はない。

以上によれば、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえない。

(オ) 以上のとおり、原告の前記(ア)ないし(エ)の主張を採用することはできず、別紙 3－3 記載の各支出は、いずれも条例所定経費に該当しないものとは認められない。

(5) 人件費について

ア 稲村議員（3）（別紙 4－1）

同議員は、別紙 4－1 記載のとおり、「支出内容」を「政務活動補助給与」とする「支出額」の 2 分の 1 相当額につき政務活動費を充当した（前提事実(3)）。

原告は、上記各支出が条例所定経費に該当しない理由として、本件条例が定める政務活動費の人件費は「議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費」であるから、継続雇用者の雇用経費ではなく、議員が行う政務活動に特化された当該政務活動補助職員雇用経費でなければならないところ、被告の提出した雇用契約書（乙 2-1）は上記人件費の内容を満たすものではないため、上記充当額に対応する同議員の政務活動が含まれていることが分かる、当該職員の労働実態を証する資料が不可欠であるにもかかわらず、同議員はかかる資料を議長へ提出していない旨主張する。

そこで検討するに、本件条例は、人件費の内容を「議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費」と定義し（2条別表）、議員は収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写しを議長に提出しなければならないと定めるところ（9条4項）、本件条例において、かかる「職員」を議員が行う政務活動の補助に特化した者とすることや、政務活動費の支出を証する書面として、上記「職員」につき当該議員の政務活動が含まれていることが分かる、当該職員の労働実態を証する資料を議長に提出する必要があることは規定されていない。

また、条例所定経費に該当するか否かの判断に当たり、本件マニュアルの内容を参照することができるところ、同マニュアルの使途基準表には、人件費の「内容」として、「政務活動補助職員に対する給与、賃金、手当、社会保険料」、「勤務実態があること」、「雇用実態を明らかにする雇用契約書、勤務実績表、給与支払い簿等を備えることが必要」及び「源泉徴収票が提出されている、支払いが客観的に確認できる、雇用保険等雇用主の義務が発生する手続きが行われている等が必要」と記載され、「使途基準の考え方」として「実費」、「按分の場合 議員が雇用する場合は1／2以内かつ月15万円以内」と記載されているものの、当該職員を議員が行う政務活動の補助に特化した者とすることや、議員の政務活動が含まれていることが分かる、当該職員の労働実態を証する資料を議長に提出する必要があることの記載又は示唆はない。

むしろ、上記基準表において、雇用実態を明らかにする書面として雇用契約書等を例示していることは、職員の勤務実態・雇用実態・給与等の支払実態を明らかにする書面を備えていれば足り、それを超えて、議員の政務活動が含まれていることが分かる、当該職員の労働実態を証する資料を提出することまでも求めるものではないことを前提とするものといえる。

以上によれば、原告の主張するような、当該職員が議員が行う政務活動

の補助に特化した者でないことや、議員の政務活動が含まれていることが分かる、当該職員の労働実態を証する資料が提出されていない点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものと認めるることはできない。

5 人件費として政務活動費を充当できる経費の範囲は、議員が雇用する者が現に従事する業務の内容に照らして客観的に判断されるべきであり、その判断の基礎となる資料は、議員が議長に提出する収支報告書等に添付した資料のほか、本件マニュアルが規定するように、議員において備える雇用契約書、勤務実績表、給与支払い簿等によることも許されると解するのが相当である。

10 15 以上の観点から、別紙4－1記載の支出が条例所定経費に該当しないものであるかをみると、証拠（乙21）及び弁論の全趣旨によれば、同議員は、平成21年3月15日、井藤元之との間で、雇用期間の始期を平成21年4月1日、給与月額を30万円、雇用内容を「議員私設秘書（政務調査・議員の代理出席・議員の送迎・他）」として雇用契約を締結したことが認められるところ、同契約の内容が被用者の従事する業務の実態等を反映しない虚偽のものであることをうかがわせる証拠や、平成29年度末前に同契約が終了したことをうかがわせる証拠はない。

これに加えて、上記各支出に係る領收証（甲24の1～12）の記載内容（ただし書のほか、金額及び発行年月日。以下同じ。）を考慮すれば、上記井藤は、同契約に基づき同議員の政務活動を補助する業務等に従事していたものであり、上記各支出は同契約に基づく給与の支出であると推認される。

25 また、同議員は、上記各支出の2分の1相当額につき政務活動費を充当するところ、上記井藤が上記雇用契約に基づき従事する業務のうち、同議員の政務活動に関連性を有しないものの割合が2分の1を上回ることを

認めるとするに足りる証拠はない。そして、上記充當額は、本件マニュアルの使途基準表における上記の定めにも適うものである。

以上によれば、原告の上記主張は採用することができず、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえないから、上記各支出は、条例所定経費に該当しないものとは認められない。

5

イ 向出議員（4）（別紙4-2）

同議員は、別紙4-2記載のとおり、「支出内容」を「給与」とする「支出額」のうち各15万円につき政務活動費を充当した（前提事実③）。

原告は、上記各支出が条例所定経費に該当しない理由として、前記アと同旨のものを挙げるが、原告の主張する上記の点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできないことは、前記アのとおりである。

10

そして、証拠（乙22）及び弁論の全趣旨によれば、同議員は、平成28年4月1日、西野秀輝との間で、雇用期間を同日から議員現職期間中、給与月額を33万6528円、職務内容を「政務調査及び調査研究の補助と後援会活動」として雇用契約を締結したことが認められるところ、同契約の内容が被用者の従事する業務の実態等を反映しない虚偽のものであることをうかがわせる証拠や、平成29年度末前に同契約が終了したことをうかがわせる証拠はない。

15

これに加えて、上記各支出に係る領収証（甲25の1～12）の記載内容を考慮すれば、上記西野は、同契約に基づき同議員の政務活動を補助する業務等に従事していたものであり、上記各支出は同契約に基づく給与の支出であると推認される。

20

また、同議員は、上記各支出のうち各15万円につき政務活動費を充当し、同金額は上記各支出の2分の1相当額を下回るものであるところ、上記西野が上記雇用契約に基づき従事する業務のうち、同議員の政務活動に

25

関連性を有しないものの割合が2分の1を上回ることを認めるに足りる証拠はない。そして、上記充当額は、本件マニュアルの使途基準表における前記アの定めにも適うものである。

以上によれば、原告の上記主張は採用することができず、原告において外的的事実の立証がされているものとはいえないから、上記各支出は、条例所定経費に該当しないものとは認められない。

ウ 下沢議員（5）（別紙4-3）

同議員は、別紙4-3記載のとおり、「支出内容」を「4月分給与」等とする「支出額」の2分の1相当額につき政務活動費を充当した（前提事実(3)）。

原告は、上記各支出が条例所定経費に該当しない理由として、前記アと同旨のものを挙げるが、原告の主張する上記の点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできないことは、前記アのとおりである。

そして、証拠（乙23）及び弁論の全趣旨によれば、同議員は、平成29年3月29日、本田佳久との間で、雇用期間を同年4月1日から平成30年3月31日までの間、給与月額を30万円、職務内容を「政務調査補助用務、後援会活動補助用務」として雇用契約を締結したことが認められるところ、同契約の内容が被用者の従事する業務の実態等を反映しない虚偽のものであることをうかがわせる証拠や、平成29年度末前に同契約が終了したことをうかがわせる証拠はない。

これに加えて、上記各支出に係る領収証（甲26の1～12）の記載内容を考慮すれば、上記本田は、同契約に基づき同議員の政務活動を補助する業務に従事していたものであり、上記各支出は同契約に基づく給与の支出であると推認される。

また、同議員は、上記各支出の2分の1相当額につき政務活動費を充当

するところ、上記本田が上記雇用契約に基づき従事する業務のうち、同議員の政務活動に関連性を有しないものの割合が2分の1を上回ることを認めるに足りる証拠はない。そして、上記充当額は、本件マニュアルの使途基準表における前記アの定めにも適うものである。

5 以上によれば、原告の上記主張は採用することができず、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえないから、上記各支出は、条例所定経費に該当しないものとは認められない。

エ 川議員（6）（別紙4-4）

10 同議員は、別紙4-4記載のとおり、「支出内容」を「4月分給与（内 交通費 4,200円）」等とする「支出額」の2分の1相当額につき政務活動費を充当した（前提事実③）。

15 原告は、上記各支出が条例所定経費に該当しない理由として、前記アと同旨のものを挙げるが、原告の主張する上記の点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできないことは、前記アのとおりである。

そして、証拠（乙24）及び弁論の全趣旨によれば、同議員は、平成29年3月31日、金丸達哉との間で、期間の定めなく、給与月額を29万円、通勤手当を月額4200円、従事すべき業務の内容を「政務活動に関する業務及び秘書業務全般」として雇用契約を締結したことが認められるところ、同契約の内容が被用者の従事する業務の実態等を反映しない虚偽のものであることをうかがわせる証拠や、平成29年度末前に同契約が終了したことを見かがわせる証拠はない。

これに加えて、上記各支出に係る領収証（甲27の1～12）の記載内容を考慮すれば、上記金丸は、同契約に基づき同議員の政務活動を補助する業務等に従事していたものであり、上記各支出は同契約に基づく給与及び交通費の支出であると推認される。

また、同議員は、上記各支出の2分の1相当額につき政務活動費を充当するところ、上記金丸が上記雇用契約に基づき従事する業務のうち、同議員の政務活動に関連性を有しないものの割合が2分の1を上回ることを認めるに足りる証拠はない。そして、上記充当額は、本件マニュアルの使途基準表における前記アの定めにも適うものである。

以上によれば、原告の上記主張は採用することができず、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえないから、上記各支出は、条例所定経費に該当しないものとは認められない。

オ 不破議員（7）（別紙4-5）

同議員は、別紙4-5記載のとおり、「支出内容」を「4月分給料」、「4月分交通費」等とする「支出額」の2分の1相当額（ただし、「支出内容」を「労働保険料」とするものについては、「支出額」の4分の1相当額。以下同じ。）につき政務活動費を充当した（前提事実③）。

原告は、上記各支出が条例所定経費に該当しない理由として、前記アと同旨のものを挙げるが、原告の主張する上記の点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできないことは、前記アのとおりである。

そして、証拠（乙25、26）及び弁論の全趣旨によれば、同議員は、平成23年5月1日、得永龍郎との間で、期間の定めなく、給与月額を26万円、通勤手当を月額5000円、従事する業務の内容を「政務調査及びこれに関連する業務」として雇用契約を締結し、平成29年7月1日に、同契約における給与月額を26万5000円に変更したことが認められるところ、同契約の内容が被用者の従事する業務の実態等を反映しない虚偽のものであることをうかがわせる証拠や、平成29年度末前に同契約が終了したことをうかがわせる証拠はない。

これに加えて、上記各支出に係る領収証（甲28の1～13）の記載内

容を考慮すれば、上記得永は、同契約に基づき同議員の政務活動を補助する業務等に従事していたものであり、上記各支出は同契約に基づく給与、交通費及び労働保険料の支出であると推認される。

また、同議員は、上記各支出の2分の1相当額につき政務活動費を充当するところ、上記得永が上記雇用契約に基づき従事する業務のうち、同議員の政務活動に関連性を有しないものの割合が2分の1を上回ることを認めるに足りる証拠はない。そして、上記充当額は、本件マニュアルの使途基準表における前記ア上記の定めにも適うものである。

以上によれば、原告の上記主張は採用することができず、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえないから、上記各支出は、条例所定経費に該当しないものとは認められない。

カ 金原議員（1）（別紙4-6）

同議員は、別紙4-6記載のとおり、「支出内容」を「H29年4月 給与」等とする「支出額」の2分の1相当額につき政務活動費を充当した（前提事実(3)）。

原告は、上記各支出が条例所定経費に該当しない理由として、前記アと同旨のものを挙げるが、原告の主張する上記の点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできないことは、前記アのとおりである。

そして、証拠（乙27）及び弁論の全趣旨によれば、同議員は、平成29年4月1日、高崎一郎との間で、雇用期間を同日から平成30年3月31日までの間、給与月額を25万1000円、職務内容を「秘書」として雇用契約を締結したことが認められるところ、同契約の内容が被用者の従事する業務の実態等を反映しない虚偽のものであることをうかがわせる証拠や、平成29年度末前に同契約が終了したことをうかがわせる証拠はない。

これに加えて、議員秘書の業務は議員の活動全般を補助するものであるのが通常であり、そこには議員の政務活動を補助する業務も含まれることや、上記各支出に係る領収証（甲21の1～12）の記載内容を考慮すれば、上記高崎は、同契約に基づき同議員の政務活動を補助する業務等に従事していたものであり、上記各支出は同契約に基づく給与の支出であると推認される。

また、同議員は、上記各支出の2分の1相当額につき政務活動費を充当するところ、上記高崎が上記雇用契約に基づき従事する業務のうち、同議員の政務活動に関連性を有しないものの割合が2分の1を上回ることを認めると足りる証拠はない。そして、上記充当額は、本件マニュアルの使途基準表における前記アの定めにも適うものである。

以上によれば、原告の上記主張は採用することができず、原告において外的的事実の立証がされているものとはいえないから、上記各支出は、条例所定経費に該当しないものとは認められない。

キ 和田内議員（10）（別紙4-7）

同議員は、別紙4-7記載のとおり、「支出内容」を「3月分給与」等とする「支出額」の2分の1相当額につき政務活動費を充当した（前提事実（3））。

原告は、上記各支出が条例所定経費に該当しない理由として、前記アと同旨のものを挙げるが、原告の主張する上記の点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできないことは、前記アのとおりである。

そして、証拠（乙28、29）及び弁論の全趣旨によれば、同議員は、岸江美子との間で、①平成29年3月1日、契約期間を同日から同年4月30日までの間、給与を月額20万円、従事すべき業務の内容を「政務活動に対する補助等」として雇用契約を締結し、②同年5月1日、契約期間

を同日以降とし、給与を月額23万円、従事すべき業務の内容を「政務活動に対する補助等」として雇用契約を締結したことが認められるところ、上記各契約の内容が被用者の従事する業務の実態等を反映しない虚偽のものであることをうかがわせる証拠や、上記①の契約が平成29年4月30日前に終了したこと及び上記②の契約が平成29年度末前に終了したことを見てもうかがわせる証拠はない。

これに加えて、上記各支出に係る領収証（甲32の1～12）の記載内容を考慮すれば、上記岸は、同契約に基づき同議員の政務活動を補助する業務等に従事していたものであり、上記各支出は同契約に基づく給与の支出であると推認される。

また、同議員は、上記各支出の2分の1相当額につき政務活動費を充当するところ、上記岸が上記雇用契約に基づき従事する業務のうち、同議員の政務活動に関連性を有しないものの割合が2分の1を上回ることを認めるに足りる証拠はない。そして、上記充当額は、本件マニュアルの使途基準表における前記アの定めにも適うものである。

以上によれば、原告の上記主張は採用することができず、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえないから、上記各支出は、条例所定経費に該当しないものとは認められない。

ク 室谷議員（2）（別紙4-8）

同議員は、別紙4-8記載のとおり、「支出内容」を「人件費社会保険料の1/4」等とする「支出額」の2分の1相当額（ただし、「支出内容」を「人件費社会保険料の1/4」とするものについては、「支出額」の4分の1相当額。以下同じ。）につき政務活動費を充当した（前提事実(3)）。

原告は、上記各支出が条例所定経費に該当しない理由として、前記アと同旨のものを挙げるが、原告の主張する上記の点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできないことは、前記

アのとおりである。

そして、証拠（乙30、31）及び弁論の全趣旨によれば、同議員は、
5 異谷仁との間で、①平成29年4月1日、雇用期間を同日から平成29年
8月31日までの間、給与月額を23万円、従事する業務の種類を「政務
活動補助」として雇用契約を締結し、②同年9月1日、雇用期間を同日か
ら平成30年3月31日までの間、給与月額を21万5000円、従事す
る業務の種類を「政務活動補助」として雇用契約を締結したことが認めら
れるところ、上記各契約の内容が被用者の従事する業務の実態等を反映し
ない虚偽のものであることをうかがわせる証拠や、上記①の契約が平成2
9年8月31日前に終了したこと及び上記②の契約が平成29年度末前
10 に終了したことをうかがわせる証拠はない。

これに加えて、上記各支出に係る預金口座の写し、領収証書及び銀行の
利用明細票（甲23の1～12）の記載内容を考慮すれば、上記異谷は、
15 同契約に基づき同議員の政務活動を補助する業務に従事していたもので
あり、上記各支出は同契約に基づく給与及び労働保険料の支出であると推
認される。

また、同議員は、上記各支出の2分の1相当額につき政務活動費を充当
するところ、上記異谷が上記雇用契約に基づき従事する業務のうち、同議
員の政務活動に関連性を有しないものの割合が2分の1を上回ることを
20 認めるに足りる証拠はない。そして、上記充当額は、本件マニュアルの使
途基準表における前記アの定めにも適うものである。

以上によれば、原告の上記主張は採用することができず、原告において
外形的事実の立証がされているものとはいえないから、上記各支出は、條
例所定経費に該当しないものとは認められない。

25 2 結論

以上説示したところによれば、争点2について判断するまでもなく、本件各

支出等に関し、被告が本件各議員に対する不当利得の返還及び遅延損害金の支払の請求を怠っているものということはできないから、原告の請求は理由がない。

よって、原告の請求をいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

5

金沢地方裁判所民事部

裁判長裁判官 山 門 優

10

裁判官 吉 川 健 治

15

裁判官 小 棟 智 子

(別表)

議員氏名		違法支出額 合計 (円)	費目の内訳	各費目ごとの違 法支出額 (円)	対応する 別紙番号
1	金原 博	2, 171, 574	広聴広報費	665, 574	2-5
			人件費	1, 506, 000	4-6
2	室谷弘幸	2, 088, 094	広聴広報費	751, 881	2-6
			人件費	1, 336, 213	4-8
3	稻村建男	1, 800, 000	人件費	1, 800, 000	4-1
4	向出 勉	1, 800, 000	人件費	1, 800, 000	4-2
5	下沢佳充	1, 800, 000	人件費	1, 800, 000	4-3
6	川 裕一	1, 765, 200	人件費	1, 765, 200	4-4
7	不破大仁	1, 622, 055	人件費	1, 622, 055	4-5
8	作野広昭	1, 611, 066	広聴広報費	840, 528	2-7
			事務費	770, 538	3-1
9	田中敬人	1, 594, 420	広聴広報費	1, 594, 420	2-4
10	和田内幸三	1, 350, 000	人件費	1, 350, 000	4-7
11	田中哲也	1, 344, 718	調査研究費	957, 143	1-1
12	八田知子	1, 336, 134	調査研究費	1, 239, 675	1-2
13	吉崎吉規	1, 258, 187	広聴広報費	1, 258, 187	2-2
14	富瀬 永	965, 235	広聴広報費	965, 235	2-1
15	横山隆也	833, 683	広聴広報費	833, 683	2-3
16	紐野義昭	804, 492	事務費	804, 492	3-3
17	安居知世	739, 267	事務費	739, 267	3-2

石川県政務活動費運用基準 (マニュアル)

【政務調査費】

平成 21 年 4 月 (制定)

平成 24 年 4 月 (改訂)

【政務活動費】

平成 25 年 4 月 (改訂)

平成 26 年 4 月 (改訂)

平成 29 年 4 月 (改訂)

石川県議会

目 次

1	政務活動費の概要	1
2	経費の範囲及び使途基準	1
3	支出年度区分などの考え方	2
4	交付等の手続	3
5	証拠書類の整理・保管	4
6	收支報告書等の提出	7
7	調査・相談体制	9
8	政務活動費を充当するのに適しない例	10
9	政務活動費使途基準表	13
10	提出様式	20
(1)	收支報告書（条例別記様式）	
(2)	政務活動報告書（様式1）	
(3)	政務活動費集計表（様式1（付表1））	
(4)	政務活動費月計表（様式1（付表2））	
(5)	領収書添付件・政務活動費支出証明書（様式2）	
(6)	県外等政務活動結果報告書（様式3）	
(7)	海外政務活動結果報告書（様式4）	
(8)	收支報告書修正書（様式5）	
11	記載例	30
12	条例・規程	40

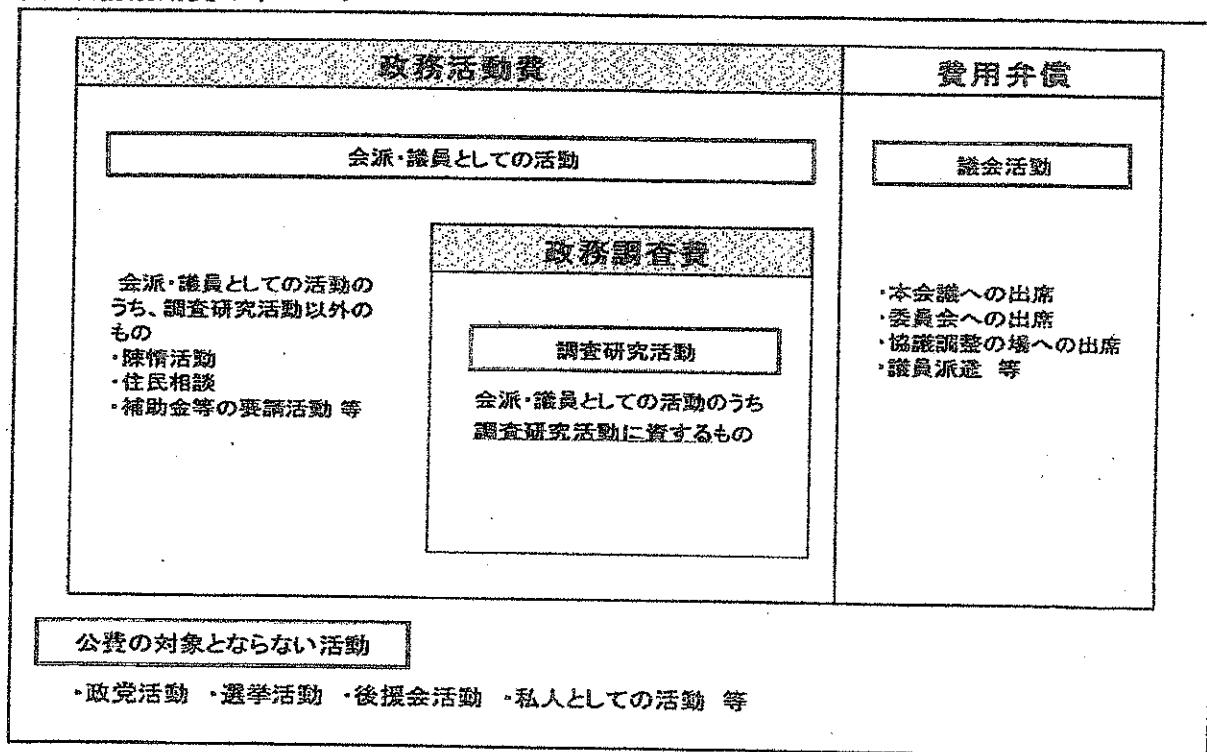
1 政務活動費の概要

(1) 政務調査費から政務活動費へ

第180回通常国会(平成24年)に提出された「地方自治法の一部を改正する法律案」に対し、国会において、現在の「政務調査費」を「政務活動費」とする修正がなされ成立した。

同修正により、政務調査費については、①名称を「政務活動費」に、交付の名目を「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、②政務活動費を充てができる経費の範囲について、条例で定めなければならないものとし、③議長は、政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする、とされた。

(2) 政務活動費のイメージ



2 経費の範囲及び使途基準

政務活動費に充当できるのは、条例第二条に掲げる「会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」であり、議員の職責・職務を果たすため、社会通念上妥当な範囲のものであることを前提とし、その使途基準は、P13「政務活動費使途基準表」のとおりとする。

4 支付等の手続

(1) 支付の方法

① 支付対象（条例第3条）

政務活動費は、石川県議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）及びその所属議員に対し交付する。

② 政務活動費の額及び交付の方法（条例第4条）

政務活動費の額は、議員1人当たり月額30万円とする。

交付の方法は、会派ごとに、次の掲げる方法のいずれかによるものとする。

ア 会派に交付する方法

イ 議員に交付する方法

ウ 会派及び議員に交付する方法

なお、月の途中に、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月分の政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかつたものとみなす。

③ 支付決定（条例第5条、6条、7条）

会派は、政務活動費の交付を受けようとするときは、議長に会派の届出をし、議長は、その届出を受けたときは、知事へ通知しなければならない。

知事は、その通知を受けたときは、当該年度における政務活動費の交付決定を行い、会派の代表者又はその所属議員に通知しなければならない。

④ 請求及び交付（条例第8条）

会派の代表者及びその所属議員は、知事から交付決定を受けた後、毎四半期の最初の月に、当該四半期分の政務活動費を知事に請求するものとする。

ただし、当該四半期の途中に議員の任期が満了する場合は、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。

知事は、当該請求に基づき、速やかに政務活動費を交付するものとする。

5 証拠書類の整理・保管

(1) 整理・保管の義務（規程第7条）

会派の経理責任者及び議員は、政務活動費の支出について、領収書その他の支出を証すべき書面の整理及び保管をし、これらの書類を当該政務活動費の収支報告書等を提出すべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(2) 整理・保管する証拠書類

会派の経理責任者及び議員において整理・保管しておく証拠書類は、以下のとおりとする。

なお、証拠書類には、議長へ提出が必要なものと、会派及び議員において適正に整理・保管しておくものがある。

会派及び議員が整理・保管する証拠書類 (5年間保存)	議長に提出する書類 (議長が5年間保存)
<p>【写しの保管】</p> <p>収支報告書（条例別記様式）</p> <p>【原本の保管】</p> <p>政務活動報告書（様式1）</p> <p>政務活動費集計表（様式1（付表1））</p> <p>政務活動費月計表（様式1（付表2））</p> <p>領収書・支出証明書（様式2）</p> <p>県外等政務活動結果報告書（様式3）</p> <p>海外政務活動結果報告書（様式4）</p> <p>預金通帳、貯金通帳</p> <p>賃貸借契約書</p> <p>雇用契約書</p> <p>委託契約書・成果物</p> <p>その他、支出の根拠となる書類及び活動の実態が分かる書類など</p>	<p>【原本の提出】</p> <p>収支報告書（条例別記様式）</p> <p>【写しの提出】</p> <p>政務活動報告書（様式1）</p> <p>政務活動費集計表（様式1（付表1））</p> <p>政務活動費月計表（様式1（付表2））</p> <p>領収書・支出証明書（様式2）</p> <p>県外等政務活動結果報告書（様式3）</p> <p>海外政務活動結果報告書（様式4）</p>

① 政務活動報告書

日々の政務活動の状況について、「政務活動報告書」（様式1）を作成すること。

なお、政務活動報告書は、収支報告書作成の基となるため、漏れのないように記載すること。

② 領収書

領収書については、「領収書添付枠」（様式2）に貼り付けること。

領収書の記載事項

政務活動費に充当する支出に係る領収書については、下記の事項の記載を求めるものとする。なお、紙面等の関係上領収書に記載ができない場合には、請求書又は納品書を併せて添付し、内容を明らかにするものとする。

① あて名（原則：議員本人名）

② 金額

③ 発行（受領）年月日

④ 発行者（受領者）、発行者印（レシートを除く。）

⑤ 内容（領収書但し書きに記載を求めるもの。紙面上の制約がある場合は納品書を添付）

※ レシート等の場合で内容が記載されていない場合は、領収書貼付用紙の余白に記載すること。

※ 会派及び議員が行う県政報告会などの会議の場合は、開催案内文の写しを添付すること。

③ 支出証明書

領収書を繳しがたい場合は、様式2下段「政務活動費支出証明書」欄に記入すること。

支出証明書によることができる支出

領収書の添付を原則とするが、次の支出については支出証明書による報告を可能とする。

① 運賃等（自動券売機で購入する切符代、路線バス運賃）

② その他（預金口座引き落としによる支出等）

※ 預金口座引き落としにより支払いがなされる場合は、当該引き落としを証する預金通帳の写し（該当部分のみ）を添付すること。

④ 県外等政務活動結果報告書

次に掲げる政務活動については、「県外等政務活動結果報告書」（様式3）を作成すること。

ア 富山県及び福井県を除く県外における政務活動

イ 石川県、富山県及び福井県における宿泊を伴う政務活動

⑤ 海外政務活動結果報告書

海外における政務活動については、「海外政務活動結果報告書」（様式4）を作成すること。

6 収支報告書等の提出

(1) 提出に関する手続等

① 提出書類（条例第9条）

会派の代表者及びその所属議員は、収支報告書及びその報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面の写しを議長に提出しなければならない。

② 提示書類

①の提出書類に併せて、賃貸借契約書、雇用契約書など保管する証拠書類を提示すること。

③ 提出等の期限（条例第9条）

ア 年度分

交付を受けた年度の翌年度の4月30日までに提出しなければならない。

イ 会派が消滅した場合又は議員が任期満了、辞職、失職、死亡、除名若しくは議会の解散により議員でなくなった場合

会派が消滅した日又は議員でなくなった日の属する月までの分を、その日の翌日から起算して30日以内に提出しなければならない。

④ 提出後の修正

提出した収支報告書に修正がある場合は、速やかに収支報告書修正書（様式5）並びに修正後の収支報告書及び関係書類を議長に提出しなければならない。

⑤ 残余額の返還（条例第10条）

会派の代表者又はその所属議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から支出の総額を控除して残余があるときは、残余額を知事に返還しなければならない。

(2) 閲覧（条例第11条第2項、3項、規程第8条）

次のとおり、議会事務局長が指定する場所で、職員の勤務時間中に行うものとする。

① 前記③により提出された書類は、提出期限の翌日から起算して90日を経過した

日の翌日から閲覧を行うものとする。

② ④により提出された書類については、提出後、速やかに閲覧を行うものとする。

(3) インターネットによる公開

収支報告書（条例別記様式）は、閲覧に併せ議会ホームページで公開する。

8 政務活動費を充当するのに適しない例

◇ 政党活動への支出は政務活動費を充当するのに適しない。

例)

- ・ 党大会への出席
- ・ 県連(政党等)活動
- ・ 政党構成員として招待された式典、会合への出席
- ・ 政党的広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷、発送等の経費
- ・ 政党组织の事務所の設置維持経費(人件費を含む)
- ・ 党大会賛助金、党大会参加費、党大会参加旅費等
- ・ 政党的役員経費(専従役員に対する給与、各種手当等)等政党の経費

◇ 選挙活動への支出は政務活動費を充当するのに適しない。

例)

- ・ 衆・参議院選挙や首長・地方議員選挙等に当たっての各種団体への支援依頼活動、選挙ビラ作成
- ・ 上記以外の選挙関係に係る経費、選挙活動費(公認推薦料、陣中見舞い等)

◇ 後援会活動への支出は政務活動費を充当するのに適しない。

例)

- ・ 後援会の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷、発送等の経費
- ・ 後援会活動としての報告会等の開催経費

◇ 私的経費への支出は政務活動費を充当するのに適しない。

例)

- ・ 団体役員や経営者としての資格など個人としての社会的地位により招待された式典、会合への出席
- ・ 慶弔餞別費等(病気見舞い、香典、祝金、餞別、寸志、中元、歳暮等の費用、慶弔電報、年賀状等時候の挨拶状の購入または印刷等の経費)
- ・ 冠婚葬祭などの出席(葬儀、結婚式、祭祀・祭礼等)
- ・ 宗教活動(檀家総代会、報恩講、宮参り等)
- ・ 私的用務による観光、レクリエーション、旅行
- ・ 親睦会、レクリエーション等への参加のための経費

《科目別》

〈会議費〉

次の経費への支出は政務活動費を充当するのに適しない。

- ・飲食・会食を主目的とする各種会合
- ・バー、クラブなど会合を行うのに適切な場所とは言えない場所での飲食費
- ・議員が他の団体(農協、ライオンズクラブ、PTA、趣味の会等)の役職を兼ねている場合、議員の資格としてではなく役職者の資格としての当該団体の理事会、役員会や総会の出席
- ・公職選挙法の制限や社会通念上の妥当性を超えた飲食

[例 「公職選挙法」(第199条の2)]

寄附に該当する経費

(お茶及びお茶うけを超える飲食の提供、講演会等の集会における食事の提供)

〈事務所費〉

次の経費への支出は資産形成(政務活動に対して関連性及び有用性がないもの並びに社会通念上高額なもの等)と憶測されるので政務活動費を充当するのに適しない。

- ・事務所購入費
- ・事務所に掲示する高額な絵画等の美術品・装飾品
- ・政務活動を行う事務所としての使用目的から判断して必要な機能を超えた備品等の設置

《会費として支出するのに適しない例》

次の会費は、政務活動費として支出するのは不適当と思われる。

- ・ 団体の活動が政務活動に寄与しない場合、その団体に対して納める年会費、月会費
- ・ 個人の立場で加入している団体などに対する会費等

[例]

- 町内会費、公民館費、壮年会費、P T A会費、婦人会費、スポーツクラブ会費、商工会費、同窓会費、老人クラブ会費、ライオンズクラブ、ロータリークラブの会費等
- ・ 政党(県連)本来の活動にともなう党大会、党費、党大会賛助金等
- ・ 議会内の親睦団体(議員野球部、ゴルフ部等)の会費
- ・ 他の議員の後援会や政治資金パーティーなど選挙活動のための会合に出席する会費
- ・ 宗教団体の会費
- ・ 冠婚葬祭の経費(結婚式の祝儀・会費、香典、祭祀・祭礼の経費等)
- ・ 飲食・会食を主目的とする各種会合の会費

9 政務活動費使途基準表

① 調 査 研 究 費	①【調査研究費】			
	会派及び議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究(視察を含む。)及び調査委託に要する経費			
	支出費目 交通費、宿泊費、借上料、印刷製本費、通信運搬費、講師謝金等、委託料、会費等、消耗品費、食糧費 等			
	主な支出費目の例	内 容		
	<p>交通費</p> <p>JR、私鉄、バス、地下鉄、航空機、船舶</p> <p>タクシー等(緊急の場合、公共交通機関が不便であるなど合理的な理由がある場合)</p> <p>レンタカー</p> <p>高速道路等利用料、駐車料金</p>			
	<p>○ 実費</p> <p>交通費は実費であることが原則であるが、特にタクシー等の場合は、他の交通手段がないなど社会通念上妥当であるかにより判断すべきと考える。</p> <p>※ 親族(配偶者等)が随行する場合は、必要性(介助など)を明確にする必要がある。</p> <p>なお、親族に係る経費は充当できない。 (宿泊料の充当も同様に不可)</p>			
	<p>自家用車利用経費 (ガソリン代)</p> <p>①走行距離で核算する場合 1Km当たり 37円(本県応招旅費の現行単価)</p> <p>②按分する場合 1台限り、1/3以内(この場合は一括して⑨事務費に計上) ※ 年間を通じて、①、②どちらかの方法を選択</p>			
	<p>日当</p> <p>○ 充當不可</p>			
	宿泊料 (国内の場合)	1泊2食、冷暖房費、サービス料、消費税など		
	<p>○ 実費とし、費用弁償の額を上限とする</p> <p>甲地 14,800円(注1) 乙地 13,300円(注2)</p> <p>(注1)甲地 さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市</p> <p>(注2)乙地は上記以外の地域</p>			
借上料				
会場借上料 機材借上料				
印刷製本費				
資料印刷費 (コピー代含む)				
通信運搬費				
文書通信費 (郵便料等)				
講師謝金等				
謝金等				
委託料				
業務委託料 (調査委託料など)				

主な支出費目の例	内 容	使途基準の考え方
会費等	会費についての考え方については、12頁「会費として支出するのに適しない例」を参照	<p>○ 実費 (ただし、飲食を伴う場合は5,000円以内)</p> <p>・各種議員連盟の会費など</p> <p>議連も含め会費の支出対象である団体の活動内容や実態が政務活動に適うものであるかがまず基準になる。</p> <p>また、経営者としての資格等、個人的資格要件で加入している団体(例えばロータリークラブ、ライオンズクラブ、趣味の会等)の会費については適当ではない。</p> <p>・国會議員・都道府県議会議員・市町村議会議員同士の懇談会は不可</p>
消耗品費	事務用消耗品 看板製作代	○ 実費
食糧費	飲食代、弁当代 ・会派及び議員主催の会議等での提供 ・調査研究活動としての会議や研修会等と一体性がある ※ 公職選挙法に抵触しないことが前提	<p>○ 実費 ・5,000円以内(1人当たり)</p> <p>公職選挙法の制限に抵触しないこと及び社会通念上妥当なものであると認められること、を前提とした上で、政務活動としての会議との一体性・関連性が必要である。</p> <p>・飲食店舗等における飲食は不可 (飲食店舗とは、バー、クラブ、スナック、パブ、居酒屋、ビヤガーデン、割烹、懷石料理、うなぎ、しゃぶしゃぶ、すし、回転すし、ふぐ、かに、そば、うどん、お好み焼きその他の和食の店、天ぷら、とんかつ、ラーメン店、中華料理店、韓国料理、焼肉店、洋食レストラン(ホテル内のレストラン、イタリアレストラン、ファミリーレストラン等)等)</p> <p>・主催者分(会派及び議員)の経費は不可</p>
	茶菓子等 ・会派及び議員主催の会議等での茶菓子提供 ・調査研究活動としての会議や研修会等と一体性がある ※ 公職選挙法に抵触しないことが前提	<p>○ 実費 ・1,000円以内(1人当たり)</p> <p>・茶菓子等とは、湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子</p>

項目	②【研修費】		
	1 会派及び議員が行う研修会、講演会等の実施(共同開催を含む。)に要する経費 2 団体等が開催する研修会(視察を含む。)、講演会等への会派の所属議員並びに会派及び議員の雇用する職員の参加に要する経費		
② 研修費	支出費目 研修参加費、交通費、宿泊費、借上料、印刷製本費、通信運搬費、講師謝金等、委託料、会費等、消耗品費、食糧費 等		
	主な支出費目の例	内 容	使途基準の考え方
	研修参加費	研修会、講演会等へ参加する際の負担金、参加費等	<input checked="" type="radio"/> 実費 「研修会、講演会等」の「等」には、シンポジウム、セミナー、講座などを含む。
	交通費		前記の①調査研究費の基準に同じ
③ 広聴広報費	③【広聴広報費】		
	会派及び議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費		
	支出費目 交通費、宿泊費、借上料、印刷製本費、通信運搬費、委託料、消耗品費、食糧費 等		
	主な支出費目の例	内 容	使途基準の考え方
③ 広聴 広報費	交通費		前記の①調査研究費の基準に同じ
	通信運搬費	文書通信費(郵便料等) インターネット接続料 ホームページのプロバイダ利用料	「広聴」は、幅広く県民、地域住民等から意見を聴取することを想定している。 「県政に関する政策等」の「等」は、会派の政策、議員の政策・理念、国政の課題などを含むものである。 会場を借りて県政報告会や広聴を行う場合の会場費や機材借上費も対象となる。 広報紙やホームページ等の作成を外部委託することも対象となる。
	委託料	業務委託料	
	消耗品費	事務用消耗品 看板製作代	
④ 要請陳情等活動費	④【要請陳情等活動費】		
	会派及び議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費		
	支出費目 交通費、宿泊費、借上料、印刷製本費、通信運搬費 等		
	主な支出費目の例	内 容	使途基準の考え方
④ 要請陳情等活動費	交通費		前記の①調査研究費の基準に同じ
	通信運搬費		「要請陳情活動」は、地域のための予算獲得や、県政の課題解決のための中央省庁、国会議員等に対する要請陳情活動などが想定される。 「住民相談」は、住民から個別に相談を受けることを想定しており、予め日時場所等を特定して開催する「住民相談会」((5)会議費)とは区別している。 「要請陳情活動、住民相談等」の「等」は、要請陳情活動の前提となる住民との意見交換など住民の意思を把握する活動を広く含むものである。

⑨ 事 務 費	項目	⑨【事務費】 会派及び議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費	
	支出費目	通信運搬費、消耗品費・備品費、修繕費、リース料、ガソリン代(按分) 等	
	主な支出費目の例	内 容	使途基準の考え方
	通信運搬費	固定電話・FAX回線利用料	<input type="radio"/> 政務活動専用事務所の場合は実費 <input type="radio"/> 按分の場合 -「⑧事務所費」の光熱費の基準と同じ
		携帯電話利用料	<input type="radio"/> 1台限り、按分(1/2以内)
		インターネット接続料	<input type="radio"/> 按分(1/2以内)
		切手、はがき、メール便等	<input type="radio"/> 実費
	消耗品費・備品費	事務用消耗品 パソコン・コピー機等の事務用機器 電話・FAX等の通信機器 机、椅子	<input type="radio"/> 実費 備品、消耗品については、政務活動との関連性及び有用性を有する範囲内で、政務活動費を充当することが可能である。ただし、政務活動以外の活動のためにも使用する場合は、按分することが適当であると考える。 その際、資産形成に資するがないよう留意する必要がある。 -取得価格1件10万円以内のもの ただし、パソコンは取得価格15万円以内、 コピー機は取得価格60万円以内(按分1/2以内)
		自家用車	<input type="radio"/> 購入は充当不可 自動車税及び維持管理費も充当不可
	修繕費	事務機器等の備品の修繕 (パソコン、プリンター等) 事務所の修繕	<input type="radio"/> 実費 <input type="radio"/> 充當不可
	リース料	自動車リース代 -リース期間終了後も所有権移転しない場合に限る -リース会社との契約に限る コピー機等事務機器リース	<input type="radio"/> 1台限り、按分(1/2以内)かつ年間60万円を限度とする 自動車税及び維持管理費は充当不可 <input type="radio"/> 按分(1/2以内)
	ガソリン代(按分)	月毎に按分して充當する場合	<input type="radio"/> 1台限り、1/3以内

項目 ⑩ 人 件 費	⑩【人件費】 会派及び議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費		
	支出費目 人件費		
	主な支出 費目の例	内 容	使途基準の考え方
	人件費	<p>政務活動補助職員に対する給与、賃金、手当、社会保険料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務実態があること ・雇用実態を明らかにする雇用契約書、勤務実績表、給与支払い簿等を備えることが必要 ・源泉徴収票が提出されている、支払いが客観的に確認できる、雇用保険等雇用主の義務が発生する手続きが行われている等が必要 	<p>○ 実費</p> <p>・按分の場合 議員が雇用する場合は1/2以内かつ月15万円以内 会派が雇用する場合は2/3以内</p> <p>※ 議員が雇用する場合、常勤職員は1名に限り充当可 ※ 親族を雇用した場合は、充当不可 (親族とは、6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族(民法725条))</p> <p>※ 会派及び議員の雇用する職員は、会派及び議員が行う政務活動の補助者として、下記の経費の対象となるので、それぞれの経費に充当する。</p> <p>(対象経費)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①調査研究費 ②研修費 ④要請陳情等活動費 ⑤会議費(会派が雇用する場合を除く)

別紙 1-1

田中哲也議員の調査研究費支出

支出期日 年 月 日	支出証 拠	支出内容	支出額	(円) 按分率	(円) 充当額	(円) 違法額
1 29 4 3	領収書	通行料金	2,020		2,020	2,020
2 29 4 13	領収書	勉強会会費	7,000		5,000	5,000
3 29 4 15	領収書	タカノグループ創立五十周年感謝の無い会費	10,000		5,000	5,000
4 29 4 23	領収書	慰労会費（懇親会）	10,000		5,000	5,000
5 29 4 24	支出証明書	加賀市倫理法人会 月会費	10,000		10,000	10,000
6 29 4 25	支出証明書	ETC	1,510		1,510	1,510
7 29 5 10	領収書	通行料金	1,010		1,010	1,010
8 29 5 10	領収証	講師代及び諸経費	3,000		3,000	3,000
9 29 5 10	領収証	懇談会費	10,000		5,000	5,000
10 29 5 10	領収書	宿泊代金	7,250		7,250	7,250
11 29 5 10	領収証	横北町役員会・懇親会	10,000		5,000	5,000
12 29 5 16	領収書	市長との懇談会及び懇親会費	6,000		5,000	5,000
13 29 5 19	領収書	平成29年度 特別会費	5,000		5,000	5,000
14 29 5 22	領収証	懇親会会費	5,000		5,000	5,000
15 29 5 22	領収証	総会会費	5,000		5,000	5,000
16 29 5 23	支出証明書	加賀市倫理法人会 月会費	10,000		10,000	10,000
17 29 5 26	領収書	総代会 懇親会 会費	10,000		5,000	5,000
18 29 5 27	支出証明書	ETC	1,010		1,010	1,010
19 29 5 28	領収証	H29年若谷地区パークゴルフ大会会費及懇親会費	5,000		5,000	5,000
20 29 5 28	領収書	木製組合懇親会費	6,000		5,000	5,000
21 29 5 31	領収書	H29年度加賀市防犯協会懇親会費	8,000		5,000	5,000
22 29 6 5	領収書	通行料金	1,010		1,010	1,010
23 29 6 16	領収証	総会 懇親会会費	2,000		2,000	2,000
24 29 6 21	受領証	平成29年度加賀市ロシア協会会費	5,000		5,000	5,000
25 29 6 23	支出証明書	加賀市倫理法人会 月会費	10,000		10,000	10,000
26 29 6 27	領収書	平成29年度 懇親会会費	7,000		5,000	5,000
27 29 7 1	領収書	J R 乗車券類	18,750		18,750	18,750
28 29 7 1	領収書	J R 乗車券類	18,750		18,750	18,750
29 29 7 1	領収証	きっぷ購入	160		160	160
30 29 7 1	領収書	基本運賃	810		810	810
31 29 7 1	領収書	運賃料金	1,610		1,610	1,610
32 29 7 1	領収書	平成29年7月1日 東京ふるさと山中会会費	7,500		5,000	5,000
33 29 7 1	領収証	駐車料金	1,200		1,200	1,200
34 29 7 5	領収証	きっぷ購入 & 乗車券	750		750	750
35 29 7 5	支出証明書	【 いちご会 高知他視察 】	13,113		13,113	13,113
36 29 7 6	領収書	【 領収書の但し書き 記載無 】	75,300		74,100	74,100
37 29 7 6	ご利用明細票	カ. チュウブニオントラベル 送金料金	432		432	432
38 29 7 8	領収書	宿泊金額	13,000		13,000	13,000
39 29 7 11	領収証	平成29年度 通常総会会費	10,000		5,000	5,000
40 29 7 16	領収証	駐車料金	150		150	150
41 29 7 21	領収書	平成29年度小松空港国際化推進石川県議会議員連盟会費	10,000		10,000	10,000
42 29 7 21	領収書	平成29年度のと里山空港利用促進議員連盟会費	10,000		10,000	10,000
43 29 7 21	領収書	平成29年度石川県議会農業研究会会費	10,000		10,000	10,000
44 29 7 22	領収書	29年度会費 年会費	3,000		3,000	3,000
45 29 7 24	領収書	日本会議石川県議会懇話会 年会費	10,000		10,000	10,000
46 29 7 24	支出証明書	加賀市倫理法人会 月会費	10,000		10,000	10,000
47 29 7 27	領収証	加賀市体育協会年会費	30,000		30,000	30,000
48 29 7 28	領収書	通行料金	1,010		1,010	1,010
49 29 7 28	領収証	くらしの器とグラフトフェスタの入場料	500		500	500
50 29 7 29	領収書	通行料金	1,010		1,010	1,010

51	29	7	29	領収書	平成29年 石川県消防操法大会出席祝賀懇談会	10,000		5,000	5,000
52	29	7	30	領収証	山代大田泰招聘事業 会費	10,000		5,000	5,000
53	29	8	1	領収書	通行料金	1,010		1,010	1,010
54	29	8	3	領収証	乗車券類	460		460	460
55	29	8	3	領収証	乗車券	490		490	490
56	29	8	23	支出証明書	加賀市倫理法人会 月会費	10,000		10,000	10,000
57	29	9	5	領収書	平成29年度「被掛山を愛する会」会費	5,000		5,000	5,000
58	29	9	11	領収書	通行料金	2,020		2,020	2,020
59	29	9	12	領収書	駐車料金	1,200		1,200	1,200
60	29	9	25	支出証明書	加賀市倫理法人会 月会費	10,000		10,000	10,000
61	29	10	10	領収書	通行料金	780		780	780
62	29	10	15	領収書	通行料金	1,950		1,950	1,950
63	29	10	23	支出証明書	加賀市倫理法人会 月会費	10,000		10,000	10,000
64	29	10	26	領収書	J R 乗車券類	20,980		20,980	20,980
65	29	10	26	領収書	J R 乗車券類	3,740		3,740	3,740
66	29	10	26	支出証明書	【世界遺産 姫路城入場券】	1,000		1,000	1,000
67	29	10	27	領収書	基本運賃 & 乗車料金	2,160		2,160	2,160
68	29	10	27	領収書	駐車料金	1,000		1,000	1,000
69	29	10	27	領収書	加賀市体育協会懇親会 会費	5,000		5,000	5,000
70	29	11	10	領収証	友好親善意見交流会	10,000		5,000	5,000
71	29	11	15	領収証	宿泊代	27,150		13,300	13,300
72	29	11	15	領収証	運賃 & 高速料金	45,370	6分の1	7,561	7,561
73	29	11	15	支出証明書	【別紙 おみやげ代】	41,142	6分の1	6,857	6,857
74	29	11	15	領収証	船料	1,500	5分の1	300	300
75	29	11	17	領収書	通行料金	780		780	780
76	29	11	18	領収書	平成29年 石川県議員加賀江沼会懇親会負担金	10,000		5,000	5,000
77	29	11	23	領収書	旅行代金	44,280		44,280	44,280
78	29	11	24	支出証明書	加賀市倫理法人会 月会費	10,000		10,000	10,000
79	29	11	29	領収書	よしのや依頼團食談会負担金	6,000		5,000	5,000
80	29	12	5	領収書	J R 乗車券類	16,520		16,520	16,520
81	29	12	3	支出証明書	【アートアクリアーム城 京都・金盒の館 入場料金】	1,500		1,500	1,500
82	29	12	4	領収証	京都 水族館 【入場料金】	2,050		2,050	2,050
83	29	12	4	支出証明書	【京都鉄道博物館 入場料金】	1,200		1,200	1,200
84	29	12	4	領収書	駐車料金	1,300		1,300	1,300
85	29	12	5	領収書	宿泊代	13,000		13,000	13,000
86	29	12	7	領収書	平成30年度会費	2,000		2,000	2,000
87	29	12	8	領収書	J R 乗車券類	28,240		28,240	28,240
88	29	12	9	領収書	J R 乗車券類	4,630		4,630	4,630
89	29	12	10	領収書	宿泊代	11,900		11,900	11,900
90	29	12	13	領収書	通行料金	1,010		1,010	1,010
91	29	12	13	領収証	役員懇親会参加会費	10,000		5,000	5,000
92	29	12	18	領収書	平成29年度 親睦会費	5,000		5,000	5,000
93	29	12	21	領収書	平成29年度日印友好促進石川県議会議員連絡会費(下期分)	3,000		3,000	3,000
94	29	12	21	領収書	平成29年度日中友好促進石川県議会議員連絡会費(下期分)	3,000		3,000	3,000
95	29	12	21	領収書	平成29年度日本ロシア友好促進石川県議会議員連絡会費(下期分)	3,000		3,000	3,000
96	29	12	25	支出証明書	加賀市倫理法人会 月会費	10,000		10,000	10,000
97	29	12	25	領収証	連合会懇親会費	10,000		5,000	5,000
98	30	1	5	領収書	平成30年度新年懇親会	10,000		5,000	5,000
99	30	1	5	領収証	古式獣法 坂網鴨 視察費用	20,000		5,000	5,000
100	30	1	7	領収証	山中漆器連合協同組合第三部懇親会費	10,000		5,000	5,000

101	30	1	7	領収書	平成30年出初式総会 費用	10,000	5,000	5,000
102	30	1	16	領収書	平成30年 新年懇親会費	10,000	5,000	5,000
103	30	1	16	領収証	菅谷町内会 親睦会会費	5,000	5,000	5,000
104	30	1	23	支出証明書	加賀市倫理法人会 月会費	10,000	10,000	10,000
105	30	1	27	領収書	加賀市バーボール協会 平成29年度会費	5,000	5,000	5,000
106	30	1	30	領収書	北陸3県懇親会議員研修会、意見交換会参加費	5,000	5,000	5,000
107	30	1	31	領収証	宿泊代	6,000	6,000	6,000
108	30	2	2	領収書	三和建設(株)新年懇談会費	10,000	5,000	5,000
109	30	2	4	領収書	2018年「新春の集い」会費	7,000	5,000	5,000
110	30	2	4	領収書	通行料金	1,010	1,010	1,010
111	30	2	4	領収書	駐車料金	900	900	900
112	30	2	8	領収書	J R 乗車券類	18,750	18,750	18,750
113	30	2	9	領収証	きつぶ購入 & 乗車券	790	790	790
114	30	2	9	支出証明書	【 東京羽田→小松 航空券 】	10,390	10,390	10,390
115	30	2	9	領収証	駐車料金	5,500	5,500	5,500
116	30	2	12	領収書	宿泊代	13,600	13,600	13,600
117	30	2	17	支出証明書	H30年 新春懇談会費	5,000	5,000	5,000
118	30	2	23	支出証明書	加賀市倫理法人会 月会費	10,000	10,000	10,000
119	30	2	25	領収書	温泉地区町内会連合会 2018年 新年会費	10,000	5,000	5,000
120	30	2	26	領収書	山中漆器業界青年部親睦会 会費	8,000	5,000	5,000
121	30	3	1	領収証	石川県ロシア協会 2018年度会費	10,000	10,000	10,000
122	30	3	4	領収書	平成30年度石川県バーボール協会理事会会員	5,000	5,000	5,000
123	30	3	20	領収書	森林・林業・林産業活性化推進石川県会員連盟 年会費	12,000	12,000	12,000
124	30	3	20	領収書	伝統的工芸品産業活性化推進石川県会員連盟 年会費	6,000	6,000	6,000
125	30	3	20	領収書	北朝鮮拉致問題解決促進石川県議会議員連盟 年会費	6,000	6,000	6,000
126	30	3	20	領収書	平成29年度スポーツ振興石川県議会議員連盟 年会費	6,000	6,000	6,000
127	30	3	20	領収書	石川県議会砂防事業促進研究会 平成29年度会費	36,000	36,000	36,000
128	30	3	22	領収書	通行料金	1,010	1,010	1,010
129	30	3	22	領収書	加賀市マレットゴルフ協会 平成30年度 総会・懇談会費	5,000	5,000	5,000
130	30	3	23	支出証明書	加賀市倫理法人会 月会費	10,000	10,000	10,000
131	30	3	26	領収書	能楽ふるの現況及び調査師会の役割と課題について」前強会会員	12,000	5,000	5,000
132	30	3	26	領収書	通行料金	1,010	1,010	1,010
133	30	3	27	領収書	宿泊代	15,400	14,800	14,800
134	30	3	29	領収書	山中温泉組合・温泉組合懇親懇談会費	10,000	5,000	5,000
135	30	3	30	領収書	きつぶ	800	800	800
136	30	3	30	領収書	基本運賃	970	970	970
137	30	3	30	支出証明書	東京国立近代美術館 工芸館観覧券	250	250	250
138	30	3	30	支出証明書	靖国神社 遊就館拝観券	1,000	1,000	1,000
139	30	3	31	領収証	乗車券購入 & きつぶ購入 & 料料返却券購入	810	810	810
140	30	3	31	支出証明書	小松→羽田 & 羽田→小松	24,180	24,180	24,180
						957,143	957,143	957,143

1,344,718 — 957,143 = 387,575

1,344,718

別紙 1-2

八田知子議員の調査研究費支出

支出期日 年 月 日	支出証 拠	支出内容	支出額	(円) 按分率	(円) 充当額	(円) 違法額
1 29 4 3	領収書	4/4~5 東京	44,080		40,180	40,180
2 29 4 4	支出証明書	【羽田空港 — 日本橋 電車代金】	607		607	607
3 29 4 4	支出証明書	【日本橋 — 羽田空港 電車代金】	607		607	607
4 29 4 7	支出証明書	【金沢西 — 小松 高速道路通行料】	470		470	470
5 29 4 9	支出証明書	【小松 — 金沢西 往復 高速道路 通行料】	1,100		1,100	1,100
6 29 4 24	支出証明書	【ジビエの研修 「航空機及び宿泊代】	21,200		21,200	21,200
7 29 4 24	支出証明書	【倫理法人会4月分会費】	10,000		10,000	10,000
8 29 5 8	支出証明書	【金沢ゾンタクラブ2017年前期会費】	46,700		46,700	46,700
9 29 5 10	領収書	5/16~17 旅費	45,400		45,400	45,400
10 29 5 10	領収証	1期~3期の会 懇談会費	10,000		5,000	5,000
11 29 5 10	領収証	1期~3期の会 参加費	3,000		3,000	3,000
12 29 5 10	支出証明書	【小松 — 金沢西 高速道路通行料】	780		780	780
13 29 5 11	領収書	«領収書の但書 無»	7,250		7,250	7,250
14 29 5 11	支出証明書	【金沢西 — 小松 高速道路通行料】	780		780	780
15 29 5 12	支出証明書	【小松 — 金沢西 高速道路通行料】	780		780	780
16 29 5 12	領収証	平成29年度 会費(4月 ~ H30 3月)	120,000		120,000	120,000
17 29 5 14	支出証明書	【小松 — 金沢西 往復 高速道路 通行料】	1,050		1,050	1,050
18 29 5 16	領収書等	視察先土産(3か所)等	1,700		1,700	1,700
19 29 5 23	支出証明書	【倫理法人会5月分会費】	10,000		10,000	10,000
20 29 5 31	支出証明書	【小松 — 金沢西 往復 高速道路 通行料】	1,560		1,560	1,560
21 29 6 1	領収書	メタ運賃	1,050		1,050	1,050
22 29 6 4	領収書	創立60周年祝賀会会費	10,000		5,000	5,000
23 29 6 4	支出証明書	【小松 — 金沢西 往復 高速道路 通行料】	1,100		1,100	1,100
24 29 6 6	領収証	平成29年度県政小松会年会費	50,000		50,000	50,000
25 29 6 17	領収証	2017年度年会費(消費税含む)	10,000		10,000	10,000
26 29 6 21	領収書	平成29年度石川県日韓親善協会会費	10,000		10,000	10,000
27 29 6 21	領収書	平成29年度日韓友好促進石川県議会議員連盟会費(上院分)	3,000		3,000	3,000
28 29 6 21	領収書	平成29年度日本ロシア友好促進石川県議会議員連盟会費(上院分)	3,000		3,000	3,000
29 29 6 21	領収書	平成29年度日台友好促進石川県議会議員連盟年会費	3,000		3,000	3,000
30 29 6 21	領収書	平成28年度日中友好促進石川県議会議員連盟会費(上院分)	3,000		3,000	3,000
31 29 6 21	領収書	平成29年度ボイスカット振興石川県議会議員連盟年会費	3,000		3,000	3,000
32 29 6 23	支出証明書	【倫理法人会6月分会費】	10,000		10,000	10,000
33 29 6 30	領収書	パッケージ料金、現地交通費	75,300		75,300	75,300
34 29 6 30	支出証明書	【小松 — 金沢西 往復 高速道路 通行料】	1,560		1,560	1,560
35 29 6 30	領収書	駐車料金	600		600	600
36 29 7 3	領収証	会費・賛助会費	10,000		10,000	10,000
37 29 7 5	領収証等	7/3.4.5 高知・徳島・入間 視察	13,523		13,523	13,523
38 29 7 8	支出証明書	【小松 — 金沢西 往復 高速道路 通行料】	1,100		1,100	1,100
39 29 7 14	支出証明書	【小松 — 金沢西 往復 高速道路 通行料】	1,560		1,560	1,560
40 29 7 21	領収書	平成29年度のと里山空港利用促進議員連盟会費	10,000		10,000	10,000
41 29 7 21	領収書	平成29年度小松空港国際化推進石川県議会議員連盟会費	10,000		10,000	10,000
42 29 7 21	領収書	平成29年度石川県議会農業研究会会費	10,000		10,000	10,000
43 29 7 24	領収書	B/2 寝泊費(素泊まり 1泊分)	17,456		14,800	14,800
44 29 7 24	領収書	日本会議石川県議会懇話会 年会費	10,000		10,000	10,000
45 29 7 24	支出証明書	【倫理法人会7月分会費】	10,000		10,000	10,000
46 29 8 9	支出証明書	【小松 — 金沢西 往復 高速道路 通行料】	1,560		1,560	1,560
47 29 8 23	支出証明書	【倫理法人会8月分会費】	10,000		10,000	10,000
48 29 8 28	支出証明書	【小松 — 金沢西 往復 高速道路 通行料】	1,560		1,560	1,560
49 29 8 31	領収書	平成29年度「鞍掛山を愛する会」会費	5,000		5,000	5,000

51	29	9	6	支出証明書	【小松—金沢西 往復 高速道路通行料】	1,560		1,560	1,560
52	29	9	13	支出証明書	【小松—金沢西 往復 高速道路通行料】	1,560		1,560	1,560
53	29	9	19	支出証明書	【金沢西—小松 高速道路通行料】	780		780	780
54	29	9	25	支出証明書	【倫理法人会9月分会費】	10,000		10,000	10,000
55	29	9	26	支出証明書	【小松—金沢西 往復 高速道路通行料】	1,560		1,560	1,560
56	29	10	7	支出証明書	【小松—金沢東 高速道路通行料】	690		690	690
57	29	10	7	支出証明書	【金沢西—小松 高速道路通行料】	550		550	550
58	29	10	15	支出証明書	【小松—金沢西 往復 高速道路通行料】	1,100		1,100	1,100
59	29	10	16	領収書	旅行費用(宿泊代￥13,300)	18,000		13,300	13,300
60	29	10	23	支出証明書	【倫理法人会10月分会費】	10,000		10,000	10,000
61	29	10	25	支出証明書	【小松—金沢西 高速道路通行料】	780		780	780
62	29	10	30	支出証明書	【小松—金沢西 往復 高速道路通行料】	1,560		1,560	1,560
63	29	11	2	領収書	平成29年後期会費	40,000		40,000	40,000
64	29	11	8	支出証明書	【小松—金沢西 往復 高速道路通行料】	1,560		1,560	1,560
65	29	11	9	領収書	航空券代金	180,190		176,290	176,290
66	29	11	9	領収証等	【シンガポール視察 おみやげ代】	12,042		12,042	12,042
67	29	11	10	領収証	友好親善意見交流会	10,000		5,000	5,000
68	29	11	10	支出証明書	【小松—金沢西 往復 高速道路通行料】	1,560		1,560	1,560
69	29	11	15	領収証	宿泊費	14,730		13,300	13,300
70	29	11	24	領収書	11/29~12/1 東京	47,300		47,300	47,300
71	29	11	24	支出証明書	【倫理法人会11月分会費】	10,000		10,000	10,000
72	29	11	25	領収書	グループ会参加費	1,000		1,000	1,000
73	29	11	29	領収書	基本運賃	1,930		1,930	1,930
74	29	12	7	支出証明書	【小松—金沢西 往復 高速道路通行料】	1,560		1,560	1,560
75	29	12	11	支出証明書	【小松—金沢西 往復 高速道路通行料】	1,560		1,560	1,560
76	29	12	21	領収書	平成29年度日友好促進石川県議会議員連盟会費(下期分)	3,000		3,000	3,000
77	29	12	21	領収書	平成29年度日韓友好促進石川県議会議員連盟会費(下期分)	3,000		3,000	3,000
78	29	12	21	領収書	平成29年度日本ロシア友好促進石川県議会議員連盟会費(下期分)	3,000		3,000	3,000
79	29	12	25	支出証明書	【倫理法人会12月分会費】	10,000		10,000	10,000
80	30	1	9	領収証	平成30年度会費	50,000		50,000	50,000
81	30	1	9	支出証明書	【小松—金沢西 往復 高速道路通行料】	1,400		1,400	1,400
82	30	1	16	領収書	洋賀例会費	10,000		5,000	5,000
83	30	1	16	支出証明書	【金沢西—小松 高速道路通行料】	780		780	780
84	30	1	18	領収書	運賃	1,570		1,570	1,570
85	30	1	20	支出証明書	【金沢レディースベンチマーククラブ平成30年度年会費】	20,216		20,216	20,216
86	30	1	23	支出証明書	【倫理法人会1月分会費】	10,000		10,000	10,000
87	30	1	26	領収証	栄知会第10回例会会費	7,000		5,000	5,000
88	30	1	30	領収書	北陸3県議会連合会 議員研修会・意見交換会参加費	5,000		5,000	5,000
89	30	1	31	領収証	宿泊代	6,000		6,000	6,000
90	30	2	14	領収証	2月意見交換会費	5,000		5,000	5,000
91	30	2	14	支出証明書	【小松—金沢西 往復 高速道路通行料】	1,560		1,560	1,560
92	30	2	17	領収証	松葉屋 月みよ山路	3,750		3,750	3,750
93	30	2	20	支出証明書	【羽田空港—東銀座 銀座1丁目—永田町】	780		780	780
94	30	2	21	支出証明書	【池袋—永田町 永田町一銀座1丁目 銀座1—羽田空港】	980		980	980
95	30	2	23	支出証明書	【倫理法人会2月分会費】	10,000		10,000	10,000
96	30	2	26	領収書	旅行代金	36,100		36,100	36,100
97	30	2	27	支出証明書	【小松—金沢西 高速道路通行料】	780		780	780
98	30	3	1	領収証	2017年度会費	10,000		10,000	10,000
99	30	3	15	支出証明書	【小松—金沢西 高速道路通行料】	780		780	780
100	30	3	20	領収書	森林・林業・林産活性化推進石川県議会議員連盟 年会費	12,000		12,000	12,000
101	30	3	20	領収書	伝統的工芸品産業活性化推進石川県議会議員連盟 年会費	6,000		6,000	6,000
102	30	3	20	領収書	北朝鮮拉致問題解決促進石川県議会議員連盟 年会費	6,000		6,000	6,000
103	30	3	20	領収書	平成29年度スポーツ振興石川県議会議員連盟 年会費	6,000		6,000	6,000
104	30	3	20	領収書	石川県議会砂防委員会促進研究会 平成29年度会費	36,000		36,000	36,000
105	30	3	23	支出証明書	【倫理法人会3月分会費】	10,000		10,000	10,000
106	30	3	26	領収書	能登ふくの親会及び鶴見鶴会の役割と振舞について)助益会会費	12,000		5,000	5,000
							1,239,675		1,239,675

別紙 2-1

富瀬 永 議員の広聴広報費支出

支出期日 年 月 日	支出証拠	支出内容	支出額	(円)		
				該分率	充当額	違法額
1 29 6 14	領収書	第一種定形 @82 147通	12,054		12,054	12,054
2 29 6 16	領収書	駐車料金	400		400	400
3 29 7 20	領収書	第一種定形 @82 2,166通	177,612		177,612	88,806
4 29 7 21	領収証	県政レポート「輝」No.10	273,240		273,240	136,620
5 29 9 4	領収書	第一種定形 @82 147通	12,054		12,054	12,054
6 29 10 6	領収書	第一種定形 @82 1,232通	101,024		101,024	50,512
7 29 10 12	領収証	県政レポート「輝」No.11 長3封筒	307,800		307,800	153,900
8 29 10 31	領収書	第一種定形 @82 803通	65,846		65,846	32,923
9 29 11 7	領収書	駐車料金	400		400	400
10 29 11 29	領収書	第一種定形 @82 142通	11,644		11,644	11,644
11 29 11 30	支出證明書+α	マルチプリンターラベル	5,606		5,606	2,803
12 30 1 9	領収証	県政レポート「輝」No.12	273,240		273,240	136,620
13 30 1 9	領収証	長3封筒	34,560		34,560	17,280
14 30 1 9	領収書	第一種定形 @82 1,765通	144,730		144,730	72,365
15 30 1 24	領収書	第一種定形 @82 250通	20,500		20,500	10,250
16 30 1 30	領収書	第一種定形 @82 139通	11,398		11,398	11,398
17 30 3 1	領収証	県政レポート「輝」No.13	273,240		273,240	136,620
18 30 3 1	領収証	長3封筒	34,560		34,560	17,280
19 30 3 19	領収書	第一種定形 @82 1,370通	112,340		112,340	56,170
20 30 3 27	領収書	和の文様シリーズ第4集・普通切手	2,378		2,378	2,009
21 30 3 30	領収書	第一種定形 @82 51通	4,182		4,182	2,091
				1,878,808		964,199
					1,879,844	1,036
		收支報告書の金額よりも 1,036円少ない				965,235

別紙 2-2

吉崎吉規議員の広聴広報費支出

支出期日 年 月 日	支出証拠	支出内容	支出額	(円) 按分率	(円) 充当額	(円) 違法額
1 29 4 5	領収書	区内特別基(定)・第一種定形	20,410		20,410	20,410
2 29 4 21	領収書	日本の夜景シリーズ第2集	1,066		1,066	1,066
3 29 4 28	領収書	理化学研究所創立100周年	8,118		8,118	8,118
4 29 5 2	レシート	美山名水緑茶、神戸カフェドリップ微糖	2,948		2,948	2,948
5 29 5 6	領収証	緑茶伊右衛門	1,922		1,922	1,922
6 29 5 16	領収証	会場使用料	23,800		23,800	23,800
7 29 5 16	領収証	会場使用料	145,350		145,350	145,350
8 29 5 17	領収証	公民館使用料	3,000		3,000	3,000
9 29 8 17	領収書	区内特別基(定)・第一種定形	15,688		15,688	15,688
10 29 9 13	領収書	コピー 白黒 A3以外 69枚	345		345	345
11 29 9 14	領収書	浮世絵シリーズ第6集	5,576		5,576	5,576
12 29 9 15	領収証	式次第 1枚代金	3,000		3,000	3,000
13 29 9 15	領収書	コピー 白黒 A3以外 40枚	200		200	200
14 29 9 28	領収証	案内看板代金	18,000		18,000	18,000
15 29 10 11	領収書	コピー 白黒 A3以外 80枚	400		400	400
16 29 10 20	領収書	長3封筒 1,400枚	129,600		129,600	129,600
17 29 10 28	領収証	ホテルご利用代	180,100		180,100	180,100
18 29 11 8	領収書	駐車料金	150		150	150
19 29 11 10	領収書	区内特別基(定)・第一種定形	7,692		7,692	7,692
20 29 11 15	領収証	ハガキ代 62×200枚	12,400		12,400	12,400
21 29 12 6	領収書	区内特別基(定)・第一種定形	22,298		22,298	22,298
22 29 12 13	領収書	区内特別基(定) @72 176通	12,672		12,672	12,672
23 29 12 15	領収証	会場使用料	19,886		19,886	19,886
24 29 12 15	領収証	会場使用料	31,100		31,100	31,100
25 29 12 24	領収書	区内特別特(定)・第一種定形	710,044		710,044	355,022
26 29 12 24	領収書	区内特別基(定) @82 263通	20,746		20,746	10,373
27 29 12 24	領収書	区内特別特(定)BC @79 154通	12,166		12,166	6,083
28 29 12 25	領収書	第一種定形 @82 101通	9,292		9,292	4,646
29 29 12 25	領収書	第一種定形・区内特別特(定)BC	22,630		22,630	11,315
30 29 12 25	領収書	区内特別基(定) @82 872通	71,504		71,504	35,752
31 30 1 9	領収書	区内特別基(定)・第一種定形	14,406		14,406	14,406
32 30 1 10	領収書	Y・Y 通信 第54号 13,500部	280,800		280,800	140,400
33 30 1 20	領収証	県政報告式次第	6,000		6,000	6,000
34 30 3 16	領収書	区内特別基(定)・第一種定形	7,692		7,692	7,692
					1,821,001	1,257,410

1,821,778 - 1,821,001 = 777

1,821,778	1,257,410
777	
	1,258,187

収支報告書の金額よりも 777円少ない

別紙 2-3

横山隆也議員の広聴広報費支出

支出期日 年 月 日	支出証拠	支出内容	支出額	(円)		
				控分率	充当額	違法額
1 29 5 12	領収証	白峰地域交流センター使用料	3,000		3,000	3,000
2 29 5 12	受領証+	ゆうメール特別 @62 124通	7,688		7,688	3,844
3 29 6 12	受領証+	ゆうメール特別 @62 631通	39,122		39,122	19,561
4 29 7 21	受領証+	ゆうメール特別 @62 252通	15,624		15,624	7,812
5 29 10 12	受領証+	ゆうメール特別 @62 246通	15,252		15,252	15,252
6 29 10 20	支出証明書+	長3封筒 10,000枚	58,320		58,320	29,160
7 29 11 13	取扱票	ゆうメール特別 @62 164通	10,168		10,168	10,168
8 30 1 10	受領証+	ゆうメール特別 @62 252通	15,624		15,624	15,624
9 30 1 17	請求書	ドットライナー詰替テープ・本体	2,469		2,469	1,234
10 30 2 6	支出証明書	(HP更新費用 (H 30.2~3月分))	6,710		372	186
11 30 2 15	受領証+	ゆうメール特別 @62 250通	15,500		15,500	15,500
12 30 3 7	請求書	ドットライナー 本体10個・詰替1個	2,808		2,808	1,404
13 30 3 8	領収証	ドットライナー @278×3個 割引30%	1,674		1,674	837
14 30 3 22	支出証明書+	横山たかや通信 Vol. 3 10,000	468,720		468,720	234,360
15 30 3 22	領収証	のり代	3,240		3,240	1,620
16 30 3 22	領収証	ドットライナーカワ @278×3個 割引30%	582		582	291
17 30 3 23	領収証	のり代	3,194		3,194	1,597
18 30 3 28	領収書	ゆうメール特別 @70 9,043通	633,010		633,010	316,505
19 30 3 30	支出証明書+	横山たかや通信 Vol. 3 増刷 20,000	306,720		306,720	153,360
			1,603,087		831,315	

1,605,455 - 1,603,087 = 2,368

1,605,455	831,315
	2,368
	833,683

収支報告書の金額よりも 2,368円少ない

別紙 2-4

田中敬人議員の広聴広報費支出

支出期日 年 月 日	支出証拠	支出内容	支出額	(円) 授分率	(円) 充当額	(円) 違法額
1 29 6 9	領収証 +	おーいお茶緑茶	3,990		3,990	3,990
2 29 6 29	領収証 +	綾鷹 2736 3ケース 販促値引	7,620		7,620	7,620
3 29 6 30	支出証明書 +	不二家カントリマアム バニ&ココア等 76点	4,000		4,000	4,000
4 29 7 11	領収書	2017夏葉書 62円 100枚	6,200		6,200	6,200
5 29 9 7	領収証 +	綾鷹 2208 5ケース	11,923		11,923	11,923
6 29 9 7	領収証 +	公民館貸料	5,000		5,000	5,000
7 29 9 12	領収証 +	使用料 9/15 県政報告会	6,000		6,000	6,000
8 29 9 14	領収書	通常葉書 62円 250枚	15,500		15,500	15,500
9 29 9 27	領収書	通常葉書 62円 60枚	3,720		3,720	3,720
10 30 4 26	領収証	H28.10.31累計り寄せ分 リーフレット 3000部	218,160	5分の4	174,528	174,528
11 29 11 2	領収書 + ?	研修会	5,400		5,400	5,400
12 29 11 15	領収証 +	お茶代 綾鷹 ¥2,352 7	17,781		17,781	17,781
13 29 11 20	領収書 + ?	通常葉書 62円 100枚	6,200		6,200	6,200
14 29 11 22	領収書 ?	通常葉書 62円 500枚	31,000		31,000	31,000
15 29 12 1	領収証 +	お茶代 綾鷹 2,736 4ケース 販促値引	10,160		10,160	10,160
16 29 12 4	領収書	通常葉書 62円 200枚	12,400		12,400	12,400
17 29 12 6	領収証 +	会議室使用料	43,135		43,135	43,135
18 30 4 26	領収証 ++	H29.12.28累計り寄せ分 広報 5000部	933,120		933,120	933,120
19 30 1 31	支出証明書 +	【 振込 】	125,064		125,064	125,064
20 30 2 5	領収書 + ?	通常葉書 62円 200枚	12,400		12,400	12,400
21 30 2 9	領収書	使用料	5,400		5,400	5,400
22 30 2 19	領収証	オーアイオチャ緑茶紙パック 2842×2個	1,684		1,684	1,684
23 30 2 19	領収証	おーいお茶緑茶紙パック 2842×10個	8,420		8,420	8,420
24 30 2 19	領収書 + ?	おーいお茶 紙パック ケー 5コ×厚598	3,875		3,875	3,875
25 30 2 28	支出証明書 +	振込支払い	32,400		32,400	32,400
26 30 3 20	領収証 +	一文字代金	40,000		40,000	40,000
27 30 3 20	領収証 ++	会場費	67,500		67,500	67,500
					1,594,420	1,594,420

別紙2-5

金原 博 議員の広聴広報費支出

支出期日 年 月 日	支出証拠	支出内容	支出額	（ 円 ）		
				按分率	充当額	違法額
1 29 4 3	支出証明書 + a	4月支払インターネット接続料	4,104	2分の1	2,052	0
2 29 4 12	受領証 + a	「会報誌の郵送費用」	36,480		36,480	18,240
3 29 5 2	支出証明書	5月支払インターネット接続料	4,104	2分の1	2,052	0
4 29 5 9	※	「会報誌の郵送費用」	2,052		2,052	1,026
5 29 6 2	支出証明書	6月支払インターネット接続料	4,100	2分の1	2,050	0
6 29 7 3	支出証明書	7月支払インターネット接続料	4,104	2分の1	2,052	0
7 29 8 2	支出証明書	8月支払インターネット接続料	4,104	2分の1	2,052	0
8 29 9 4	支出証明書	9月支払インターネット接続料	4,104	2分の1	2,052	0
9 29 9 26	領収証	HPメンテナンス (H29.4月～9月分)	77,760	2分の1	38,880	0
10 29 10 2	支出証明書	10月支払インターネット接続料	4,104	2分の1	2,052	0
11 29 11 2	支出証明書	11月支払インターネット接続料	4,104	2分の1	2,052	0
12 29 12 4	支出証明書	12月支払インターネット接続料	4,104	2分の1	2,052	0
13 30 1 4	支出証明書	1月支払インターネット接続料	4,104	2分の1	2,052	0
14 30 1 16	領収証	会報誌(県政報告)印刷費及び製作費	1,017,144		1,017,144	508,572
15 30 1 18	領収証	会報誌(県政報告)宅配料	205,204		205,204	102,602
16 30 1 19	領収書	配達地域指定 @41 614通	25,174		25,174	12,587
17 30 1 22	領収書	配達地域指定 @41 363通	14,883		14,883	7,441
18 30 2 2	支出証明書	2月支払インターネット接続料	4,104	2分の1	2,052	0
19 30 2 12	受領証 + a	「会報誌の郵送費用」	30,212		30,212	15,106
20 30 3 2	支出証明書	3月支払インターネット接続料	4,104	2分の1	2,052	0
21 30 3 20	領収証	HPメンテナンス (H29.10月～H30.3月分)	77,760	2分の1	38,880	0
22 30 3 20	領収証	HPドメイン更新料 (年間分)	16,200	2分の1	8,100	0
					1,441,631	665,574

※ : ご利用明細表 + a

別紙 2-6

室谷弘幸議員の広聴広報費支出

支出期日			支出証拠	支出内容	支出額	(円)	(円)	(円)
年	月	日				按分率	充当額	違法額
1	29	4	24	領収証	封筒2,000枚印刷代金	24,300	24,300	12,150
2	29	4	27	領収書	県議が作った石川の財政第9号	345,000	345,000	172,500
3	29	5	10	ご利用明細票		44,015	44,015	44,015
4	29	10	24	領収書	県議が作った石川の財政第10号 13200冊	297,000	297,000	148,500
5	29	12	7	領収書	県議が作った石川の財政第11号 16800冊	291,000	291,000	145,500
6	29	12	12	ご利用明細票		72,616	72,616	72,616
7	30	2	27	領収書	県議が作った石川の財政第12号 13300冊	297,000	297,000	148,500
8	30	2	27	領収書	角3クラフト封筒 1500枚 総会報告部送用	16,200	16,200	8,100
							1,387,131	751,881

別紙 2-7

作野広昭議員の広聴広報費支出

支出期日 年月日	支出証拠	支出内容	支出額	(円)	(円)	(円)
				按分率	充当額	違法額
1 29 4 14	領収証 +	県政報告会 会場代	57,000		57,000	57,000
2 29 4 20	支出証明書	【3月19日開催県政報告会参加返信料金】	5,293		5,293	5,293
3 29 7 20	領収書 +	区内特別基(定) @72 1,137通	81,864		81,864	81,864
4 29 8 21	支出証明書 +	【松任地区県政報告会参加申込ハガキ郵送料】	3,773		3,773	3,773
5 29 9 1	領収証	静岡県産緑茶 等3点	1,246		1,246	1,246
6 29 9 4	領収証書	公民館使用料	1,500		1,500	1,500
7 29 9 28	領収証 +	神戸茶房 緑茶 等3点	2,559		2,559	2,559
8 29 10 2	領収証 +	集会所使用料	3,000		3,000	3,000
9 29 10 4	領収証 +	貸しホール代 その他	8,000		8,000	8,000
10 29 10 17	領収証 +	11/19 公民館使用料	1,500		1,500	1,500
11 29 10 18	領収書 +	第一種定形 @82 86通	7,052		7,052	7,052
12 29 10 30	領収書 +	区内特別基(定) @72 540通	38,880		38,880	38,880
13 29 10 30	領収書 +	身近な動物第4集・82 等	49,938		49,938	49,938
14 29 11 17	領収証	静岡県産緑茶 2点	2,488		2,488	2,488
15 30 1 11	送込受領証 +	封筒そ 長3 ソフトカラー80×10000	69,120	2分の1	34,560	0
16 30 1 19	領収書 +	区内特別基(定) 第一種定形	8,246		8,246	8,246
17 30 1 29	支出証明書 +	白色両面無地ハガキ 1000枚	4,962		4,962	4,962
18 30 2 19	支出証明書 +	「さくのレポート」2016年春号 デザイン料、制作料	172,800		172,800	86,400
19 30 2 19	領収書	区内特別基(定) 第一種定形	175,992		175,992	175,992
20 30 3 26	領収証 +	「さくのレポート」2016年春号 27,000部 印刷代金	167,670		167,670	83,835
21 30 3 31	領収証	「さくのレポート」配達代金	320,000		320,000	160,000
22 30 3 31	領収証	県政報告会 会場費	57,000		57,000	57,000
					1,205,323	840,528

別紙 3-1

作野広昭議員の事務費支出

支出期日 年 月 日	支出証 拠	支出内容	支出額	(円)		充当額	違法額
				按分率			
1 29 4 3	支出証明書	自動車リース料金	96,250	2分の1	48,125	48,125	
2 29 4 11	レシート	レギュラーガソリン 44.00L	5,940	3分の1	1,980	1,980	
3 29 4 22	レシート	レギュラーガソリン 45.00L	6,075	3分の1	2,025	2,025	
4 29 4 25	領収書	レギュラーガソリン 41.00L	6,068	3分の1	2,022	2,022	
5 29 4 25	支出証明書	電話料金	9,874	2分の1	4,937	4,937	
6 29 4 26	支出証明書	N H K 料金 4月、5月分	2,520	2分の1	1,260	1,260	
7 29 4 26	支出証明書	あさがおテレビ利用料金	13,736	2分の1	6,868	6,868	
8 29 4 27	支出証明書	複合機リース料金	16,200	2分の1	8,100	0	
9 29 4 28	支出証明書	コピー帳用料金	27,368	2分の1	13,684	0	
10 29 5 2	支出証明書	自動車リース料金	96,250	2分の1	48,125	48,125	
11 29 5 3	領収書	レギュラー 41.88L	5,236	3分の1	1,745	1,745	
12 29 5 11	領収書	セルフレギュラー 36.18L	4,450	3分の1	1,483	1,483	
13 29 5 22	領収書	レギュラー 36.26L	4,533	3分の1	1,511	1,511	
14 29 5 25	支出証明書	電話料金	9,870	2分の1	4,935	4,935	
15 29 5 25	支出証明書	印刷機修繕費	13,068	2分の1	6,534	0	
16 29 5 26	領収証	事務所連絡所看板	74,520	2分の1	37,260	0	
17 29 5 26	支出証明書	あさがおテレビ利用料金	9,020	2分の1	4,510	4,510	
18 29 5 29	支出証明書	複合機リース料金	16,200	2分の1	8,100	0	
19 29 6 1	領収書	レギュラー 42.27L	5,199	3分の1	1,733	1,733	
20 29 6 2	支出証明書	自動車リース料金	96,250	2分の1	48,125	48,125	
21 29 6 13	領収書	出光ゼアス 38.74L	4,804	3分の1	1,601	1,601	
22 29 6 17	領収書	レギュラー 40.18L	4,902	3分の1	1,634	1,634	
23 29 6 25	領収書	レギュラーガ 40.29L	4,914	3分の1	1,638	1,638	
24 29 6 26	支出証明書	N H K 料金 6月、7月	2,520	2分の1	1,260	1,260	
25 29 6 26	支出証明書	電話料金	10,049	2分の1	5,024	5,024	
26 29 6 26	支出証明書	あさがおテレビ利用料金	9,649	2分の1	4,824	4,824	
27 29 6 27	支出証明書	複合機リース料金	16,200	2分の1	8,100	0	
28 29 7 3	領収証	N コピー用紙 A 4 A 4 25	2,780	2分の1	1,390	0	
29 29 7 3	支出証明書	自動車リース料金	96,250	2分の1	48,125	48,125	
30 29 7 14	領収書	出光ゼアス 43.70L	5,331	3分の1	1,777	1,777	
31 29 7 25	支出証明書	電話料金	10,104	2分の1	5,052	5,052	
32 29 7 25	支出証明書	コピー帳用料金	5,730	2分の1	2,865	0	
33 29 7 26	支出証明書	あさがおテレビ利用料金	11,413	2分の1	5,706	5,706	
34 29 7 26	領収書	出光ゼアス 38.47L	5,052	3分の1	1,684	1,684	
35 29 7 27	支出証明書	複合機リース料金	16,200	2分の1	8,100	0	
36 29 7 31	領収書	レギュラー 38.76L	4,925	3分の1	1,641	1,641	
37 29 8 2	支出証明書	自動車リース料金	96,250	2分の1	48,125	48,125	
38 29 8 5	領収証	ガソリン	5,544	3分の1	1,848	1,848	
39 29 8 21	レシート	(領収金額のうち9,680円がコピー用紙)	9,680	2分の1	4,840	0	
40 29 8 24	レシート	レギュラーガソリン 38.00L	5,016	3分の1	1,672	1,672	
41 29 8 25	支出証明書	電話料金	12,332	2分の1	6,166	6,166	
42 29 8 28	支出証明書	N H K 料金 8月、9月4	2,520	2分の1	1,260	1,260	
43 29 8 28	支出証明書	複合機リース料金	16,200	2分の1	8,100	0	
44 29 8 28	支出証明書	あさがおテレビ利用料金	11,517	2分の1	5,758	5,758	
45 29 8 29	領収書	レギュラーガソリン 44.02L	5,591	3分の1	1,863	1,863	
46 29 9 4	支出証明書	自動車リース料金	96,250	2分の1	48,125	48,125	
47 29 9 6	領収書	レギュラー 30.00L	3,810	3分の1	1,270	1,270	
48 29 9 15	領収書	レギュラー 26.12L	3,317	3分の1	1,105	1,105	
49 29 9 20	領収書	レギュラー 30.74L	3,904	3分の1	1,301	1,301	
50 29 9 25	支出証明書	電話料金	9,684	2分の1	4,942	4,942	

51	28	9	26	支出証明書	あさがおテレビ利用料金	11,100	2分の1	5,550	5,550
52	29	9	27	支出証明書	複合機リース料金	16,200	2分の1	8,100	0
53	29	10	2	支出証明書	自動車リース料金	96,250	2分の1	48,125	48,125
54	29	10	9	領収書	レギュラー 40.08L	5,091	3分の1	1,697	1,697
55	29	10	17	領収書	レギュラーガソリン 39.24L	4,990	3分の1	1,663	1,663
56	29	10	25	支出証明書	電話料金	6,934	2分の1	3,467	3,467
57	29	10	26	支出証明書	あさがおテレビ利用料金	11,652	2分の1	5,826	5,826
58	29	10	26	領収書	レギュラーガソリン 29.85L	3,941	3分の1	1,313	1,313
59	29	10	26	支出証明書	NHK料金 10月、11月分	2,520	2分の1	1,260	1,260
60	29	10	27	支出証明書	複合機リース料金	16,200	2分の1	8,100	0
61	29	10	31	レシート	レギュラーガソリン 45.00L	6,300	3分の1	2,100	2,100
62	29	11	2	支出証明書	自動車リース料金	96,250	2分の1	48,125	48,125
63	29	11	6	領収書	レギュラー 42.58L	5,706	3分の1	1,902	1,902
64	29	11	8	支出証明書	印刷機修繕費	19,764	2分の1	9,882	0
65	29	11	24	領収書	出光ゼアス 33.37L	4,839	3分の1	1,613	1,613
66	29	11	27	支出証明書	電話料金	8,027	2分の1	4,013	4,013
67	29	11	27	支出証明書	複合機リース料金	16,200	2分の1	8,100	0
68	29	11	27	支出証明書	あさがおテレビ利用料金	11,200	2分の1	5,600	5,600
69	29	12	2	領収書	レギュラーガソリン 40.52L	5,794	3分の1	1,931	1,931
70	29	12	4	支出証明書	自動車リース料金	96,250	2分の1	48,125	48,125
71	29	12	5	支出証明書	インターネット保守料金	10,800	2分の1	5,400	0
72	29	12	5	支出証明書	コピー帳用料金8月~11月分	26,407	2分の1	13,203	0
73	29	12	9	領収書	レギュラー 42.58L	5,505	3分の1	1,835	1,835
74	29	12	17	領収書	レギュラー 26.66L	3,709	3分の1	1,236	1,236
75	29	12	22	領収証	12月分コピー帳用料金	5,754	2分の1	2,877	0
76	29	12	23	領収書	レギュラー 44.71L	6,304	3分の1	2,101	2,101
77	29	12	25	支出証明書	電話料金	7,847	2分の1	3,923	3,923
78	29	12	26	支出証明書	NHK料金 12月、1月分	2,520	2分の1	1,260	1,260
79	29	12	26	支出証明書	あさがおテレビ利用料金	11,448	2分の1	5,724	5,724
80	29	12	26	領収書	レギュラーガソリン 41.50L	5,852	3分の1	1,950	1,950
81	29	12	27	支出証明書	複合機リース料金	16,200	2分の1	8,100	0
82	30	1	4	支出証明書	自動車リース料金	96,250	2分の1	48,125	48,125
83	30	1	17	領収書	出光ゼアス 40.36L	5,691	3分の1	1,897	1,897
84	30	1	22	領収書	レギュラーガソリン 41.50L	4,726	3分の1	1,575	1,575
85	30	1	24	領収証	12月分コピー帳用料金	3,486	2分の1	1,743	0
86	30	1	25	支出証明書	電話料金	13,710	2分の1	6,855	6,855
87	30	1	26	支出証明書	あさがおテレビ利用料金	10,401	2分の1	5,200	5,200
88	30	1	29	支出証明書	複合機リース料金	16,200	2分の1	8,100	0
89	30	2	2	支出証明書	自動車リース料金	96,250	2分の1	48,125	48,125
90	30	2	6	領収書	レギュラー 44.71L	5,373	3分の1	1,791	1,791
91	30	2	14	領収書	出光ゼアス 33.79L	4,866	3分の1	1,622	1,622
92	30	2	26	支出証明書	電話料金	5,697	2分の1	2,848	2,848
93	30	2	26	支出証明書	NHK料金 2月、3月分	2,520	2分の1	1,260	1,260
94	30	2	26	支出証明書	あさがおテレビ利用料金	10,017	2分の1	5,008	5,008
95	30	2	26	領収証	2月分コピー帳用料金	6,879	2分の1	3,439	0
96	30	2	26	領収書	レギュラーガソリン 38.00L	5,738	3分の1	1,912	1,912
97	30	2	27	支出証明書	複合機リース料金	16,200	2分の1	8,100	0
98	30	3	2	支出証明書	自動車リース料金	96,250	2分の1	48,125	48,125
99	30	3	13	領収書	レギュラーガソリン 43.61L	6,105	3分の1	2,035	2,035
100	30	3	26	支出証明書	電話料金	5,677	2分の1	2,838	2,838
101	30	3	26	支出証明書	あさがおテレビ利用料金	13,361	2分の1	6,680	6,680
102	30	3	26	領収書	レギュラー 38.00L	4,554	3分の1	1,518	1,518
103	30	3	26	領収証	3月分コピー帳用料金	4,957	2分の1	2,478	0
104	30	3	27	支出証明書	複合機リース料金	16,200	2分の1	8,100	0
								973,333	770,538

別紙 3-2

安居知世議員の事務費支出

支出期日 年 月 日	支出証 拠	支出内容	支出額	按分率	(円) 充当額	(円) 違法額
1 29 4 3	支出証明書	インターネット接続料	10,260	2分の1	5,130	0
2 29 4 8	領収証	ガソリン代	3,912	3分の1	1,304	1,304
3 29 4 11	支出証明書	コピー機 リース代	10,500	2分の1	5,250	0
4 29 4 12	領収証	白クラフ封筒	159	2分の1	79	0
5 29 4 21	領収書	議員電話使用料	326	2分の1	163	163
6 29 4 24	領収証	ガソリン代	4,832	3分の1	1,610	1,610
7 29 4 24	支出証明書	コピー、FAX 代	5,860	2分の1	2,930	0
8 29 4 25	支出証明書	アイフォン料金	11,458	2分の1	5,729	5,729
9 29 4 25	支出証明書	リース代:自動車	80,460		37,813	37,813
10 29 4 26	領収証	【印刷代】	8,424	2分の1	4,212	0
11 29 4 27	支出証明書	インターネット接続料	1,350	2分の1	675	0
12 29 5 1	支出証明書	固定電話	21,120	2分の1	10,560	10,560
13 29 5 1	支出証明書	携帯電話 4月分	6,239	2分の1	3,119	3,119
14 29 5 2	支出証明書	インターネット接続料	10,260	2分の1	5,130	0
15 29 5 11	支出証明書	コピー機 リース代	10,500	2分の1	5,250	0
16 29 5 19	領収書	議員電話使用料	81	2分の1	40	40
17 29 5 23	領収証	ガソリン代	10,780	3分の1	3,593	3,593
18 29 5 23	支出証明書	コピー、FAX 代	4,948	2分の1	2,474	0
19 29 5 25	支出証明書	リース代:自動車	80,460		37,813	37,813
20 29 5 25	支出証明書	アイフォン料金	12,365	2分の1	6,182	6,182
21 29 5 29	支出証明書	インターネット接続料	1,350	2分の1	675	0
22 29 5 31	支出証明書	固定電話	21,600	2分の1	10,800	10,800
23 29 5 31	支出証明書	携帯電話使用料 5月分	5,936	2分の1	2,968	2,968
24 29 6 2	支出証明書	インターネット接続料	10,260	2分の1	5,130	0
25 29 6 6	領収証	ガソリン代	6,167	3分の1	2,055	2,055
26 29 6 12	支出証明書	コピー機 リース代	10,500	2分の1	5,250	0
27 29 6 21	領収書	議員電話使用料	216	2分の1	108	108
28 29 6 23	支出証明書	コピー、FAX 代	3,024	2分の1	1,512	0
29 29 6 26	支出証明書	アイフォン料金	9,468	2分の1	4,734	4,734
30 29 6 26	支出証明書	リース代:自動車	80,460		37,813	37,813
31 29 6 27	支出証明書	インターネット接続料	1,350	2分の1	675	0
32 29 6 30	支出証明書	固定電話	21,327	2分の1	10,663	10,663
33 29 6 30	支出証明書	携帯電話利用料 6月分	5,958	2分の1	2,979	2,979
34 29 7 3	支出証明書	インターネット接続料	10,260	2分の1	5,130	0
35 29 7 8	領収証	ガソリン代	6,530	3分の1	2,193	2,193
36 29 7 11	支出証明書	コピー機 リース代	10,500	2分の1	5,250	0
37 29 7 21	領収書	議員電話使用料	270	2分の1	135	135
38 29 7 24	支出証明書	コピー、FAX 代	4,780	2分の1	2,390	0
39 29 7 25	支出証明書	リース代:自動車	80,460		37,813	37,813
40 29 7 25	支出証明書	アイフォン料金	17,335	2分の1	8,667	8,667
41 29 7 27	支出証明書	インターネット接続料	1,350	2分の1	675	0
42 29 7 30	領収書	ガソリン代	8,083	3分の1	2,694	2,694
43 29 7 31	支出証明書	固定電話	21,075	2分の1	10,537	10,537
44 29 7 31	支出証明書	携帯電話利用料 7月分	5,988	2分の1	2,994	2,994
45 29 8 2	支出証明書	インターネット接続料	10,260	2分の1	5,130	0
46 29 8 5	領収証	ガソリン代	5,040	3分の1	1,680	1,680
47 29 8 12	領収書	ガソリン代	7,840	3分の1	2,613	2,613
48 29 8 14	支出証明書	コピー機 リース代	10,500	2分の1	5,250	0
49 29 8 21	領収書	議員電話使用料	81	2分の1	40	40
50 29 8 23	支出証明書	コピー、FAX 代	3,957	2分の1	1,978	0

51	29	8	25	支出証明書	アイフォン料金	9,534	2分の1	4,767	4,767
52	29	8	25	支出証明書	リース代 自動車	80,460		37,813	37,813
53	29	8	28	支出証明書	インターネット接続料	1,350	2分の1	675	0
54	29	8	31	支出証明書	固定電話	21,741	2分の1	10,870	10,870
55	29	8	31	支出証明書	ドコモケイタイ利用料	5,956	2分の1	2,978	2,978
56	29	9	4	支出証明書	インターネット接続料	10,260	2分の1	5,130	0
57	29	9	5	領収書	ガソリン代	7,840	3分の1	2,613	2,613
58	29	9	11	支出証明書	コピー機 リース代	10,500	2分の1	5,250	0
59	29	9	21	領収書	議員電話使用料	9	2分の1	4	4
60	29	9	25	支出証明書	アイフォン料金	16,861	2分の1	8,430	8,430
61	29	9	25	支出証明書	リース代 自動車	80,460		37,813	37,813
62	29	9	25	支出証明書	コピー、FAX 料金	4,676	2分の1	2,338	0
63	29	9	27	支出証明書	インターネット接続料	1,350	2分の1	675	0
64	29	9	30	領収証	ガソリン代	9,982	3分の1	3,327	3,327
65	29	10	2	支出証明書	固定電話	20,743	2分の1	10,371	10,371
66	29	10	2	支出証明書	インターネット接続料	10,260	2分の1	5,130	0
67	29	10	2	支出証明書	ドコモケイタイ利用料	5,933	2分の1	2,966	2,966
68	29	10	7	領収書	ガソリン代	4,686	3分の1	1,562	1,562
69	29	10	11	支出証明書	コピー機 リース代	10,500	2分の1	5,250	0
70	29	10	20	領収書	ガソリン代	6,136	3分の1	2,045	2,045
71	29	10	20	領収書	議員電話使用料	682	2分の1	341	341
72	29	10	23	支出証明書	コピー、FAX 代	6,012	2分の1	3,006	0
73	29	10	25	支出証明書	アイフォン料金	14,137	2分の1	7,068	7,068
74	29	10	25	支出証明書	リース代 自動車	80,460		37,813	37,813
75	29	10	27	支出証明書	インターネット接続料	1,350	2分の1	675	0
76	29	10	29	領収証	FOMA ACアダプタ 02/P	115	2分の1	57	0
77	29	10	31	支出証明書	固定電話	21,594	2分の1	10,797	10,797
78	29	10	31	支出証明書	ドコモケイタイ利用料	5,940	2分の1	2,970	2,970
79	29	11	2	支出証明書	インターネット接続料	10,260	2分の1	5,130	0
80	29	11	10	領収証	ガソリン代	11,190	3分の1	3,730	3,730
81	29	11	13	支出証明書	コピー機 リース代	10,500	2分の1	5,250	0
82	29	11	21	領収書	議員電話使用料	54	2分の1	27	27
83	29	11	22	領収書	ガソリン代	1,987	3分の1	662	662
84	29	11	24	支出証明書	コピー、FAX 代	3,024	2分の1	1,512	0
85	29	11	25	領収書	ガソリン代	8,645	3分の1	2,881	2,881
86	29	11	27	支出証明書	リース代 自動車	80,460		37,813	37,813
87	29	11	27	支出証明書	インターネット接続料	1,350	2分の1	675	0
88	29	11	27	支出証明書	アイフォン料金	11,089	2分の1	5,544	5,544
89	29	11	30	支出証明書	固定電話	21,849	2分の1	10,924	10,924
90	29	11	30	支出証明書	ドコモケイタイ利用料	5,972	2分の1	2,986	2,986
91	29	12	4	領収書	ガソリン代	4,340	3分の1	1,446	1,446
92	29	12	4	支出証明書	インターネット接続料	10,260	2分の1	5,130	0
93	29	12	11	支出証明書	コピー機 リース代	10,500	2分の1	5,250	0
94	29	12	13	領収証	ガソリン代	10,368	3分の1	3,456	3,456
95	29	12	21	領収書	議員電話使用料	46	2分の1	23	23
96	29	12	25	領収書	ガソリン代	8,680	3分の1	2,893	2,893
97	29	12	25	支出証明書	リース代 自動車	80,460		37,813	37,813
98	29	12	25	支出証明書	コピー、FAX 代	5,817	2分の1	2,908	0
99	29	12	25	支出証明書	アイフォン料金	14,853	2分の1	7,426	7,426
100	29	12	27	支出証明書	インターネット接続料	1,350	2分の1	675	0

101	30	1	1	領収証	マンガタシロムジ 10マイ C3-9	190	2分の1	95	0
102	30	1	4	領収書	ガソリン代	6,951	3分の1	2,317	2,317
103	30	1	4	支出証明書	固定電話	21,313	2分の1	10,656	10,656
104	30	1	4	支出証明書	インターネット接続料	10,260	2分の1	5,130	0
105	30	1	4	支出証明書	ドコモ 利用料	5,998	2分の1	2,999	2,999
106	30	1	11	支出証明書	コピー機 リース代	10,500	2分の1	5,250	0
107	30	1	19	領収書	議員電話使用料	18	2分の1	9	9
108	30	1	23	領収書	ガソリン代	8,737	3分の1	2,912	2,912
109	30	1	23	支出証明書	コピー、FAX 料金	6,180	2分の1	3,090	0
110	30	1	25	支出証明書	アイフォン料金	14,520	2分の1	7,260	7,260
111	30	1	25	支出証明書	リース代 自動車	80,460		37,813	37,813
112	30	1	29	支出証明書	インターネット接続料	1,350	2分の1	675	0
113	30	1	31	支出証明書	固定電話	20,935	2分の1	10,467	10,467
114	30	1	31	支出証明書	ドコモケイタイ 利用料	5,995	2分の1	2,997	2,997
115	30	2	2	支出証明書	インターネット接続料	10,260	2分の1	5,130	0
116	30	2	13	支出証明書	コピー機 リース代	10,500	2分の1	5,250	0
117	30	2	15	領収書	ガソリン代	8,188	3分の1	2,729	2,729
118	30	2	21	領収書	議員電話使用料	9	2分の1	4	4
119	30	2	23	支出証明書	コピー、FAX 料金	3,024	2分の1	1,512	0
120	30	2	26	支出証明書	事務用機器 サイバー更新	12,096	2分の1	6,048	0
121	30	2	26	支出証明書	アイフォン料金	8,512	2分の1	4,256	4,256
122	30	2	26	支出証明書	リース代 自動車	80,460		37,813	37,813
123	30	2	27	支出証明書	インターネット接続料	1,350	2分の1	675	0
124	30	2	28	支出証明書	固定電話	20,960	2分の1	10,480	10,480
125	30	2	28	支出証明書	ドコモケイタイ	6,042	2分の1	3,021	3,021
126	30	3	2	支出証明書	インターネット接続料	10,260	2分の1	5,130	0
127	30	3	10	領収証	ガソリン代	12,939	3分の1	4,313	4,313
128	30	3	11	領収書	ガソリン代	1,000	3分の1	333	333
129	30	3	12	領収証	クラウンクリップ 2点	216	2分の1	108	0
130	30	3	12	支出証明書	コピー機 リース代	10,500	2分の1	5,250	0
131	30	3	20	領収書	議員電話使用料	63	2分の1	31	31
132	30	3	23	支出証明書	コピー、FAX 料金	6,543	2分の1	3,271	0
133	30	3	25	ご利用明細	B5 ノート30枚 A4 2P 等2点	216	2分の1	108	0
134	30	3	26	支出証明書	リース代 自動車	80,460		37,813	37,813
135	30	3	26	支出証明書	アイフォン料金	7,950	2分の1	3,975	3,975
136	30	3	27	支出証明書	インターネット接続料	1,350	2分の1	675	0
137	30	3	29	領収証	白封筒	1,080	2分の1	540	0
138	30	3	31	領収証	ガソリン代	10,368	3分の1	3,456	3,456
139	30	3	31	領収書	ガソリン代	6,089	3分の1	2,029	2,029
						912,095		739267	

別紙 3-3

細野義昭議員の事務費支出

支出期日 年 月 日	支出証 拠	支出内容	支出額	按分率	充当額	(円) 違法額
1 29 4 4	領収書	文具(のりなど)	1,037	2分の1	518	0
2 29 4 5	支出証明書	【事務所コピー機カウント料】	13,396	2分の1	6,698	0
3 29 4 12	領収書	ガソリン代	4,063	3分の1	1,354	1,354
4 29 4 21	領収書	議員電話使用料	27	2分の1	13	13
5 29 4 27	領収書	PLSR	1,998	2分の1	999	999
6 29 4 27	支出証明書	【議員車リース代 4月分】	83,484		41,325	41,325
7 29 4 29	領収書	ガソリン代	3,454	3分の1	1,151	1,151
8 29 5 1	支出証明書	【基本額メール&ウェブスタンダード 4月分】	5,054	2分の1	2,527	2,527
9 29 5 1	支出証明書	【フレッツ光基本料 4月分】	1,890	2分の1	945	945
10 29 5 1	支出証明書	【事務所電話料金 4月分】	16,743	2分の1	8,371	8,371
11 29 5 1	支出証明書	【議員携帯電話料金(ドコモ) 4月分】	26,657	2分の1	13,328	13,328
12 29 5 8	支出証明書	【事務所コピー機カウント料】	4,831	2分の1	2,415	0
13 29 5 17	領収書	ガソリン代	4,096	3分の1	1,365	1,365
14 29 5 19	領収書	議員電話使用料	63	2分の1	31	31
15 29 5 25	領収書	PLSR	1,998	2分の1	999	999
16 29 5 30	支出証明書	【議員車リース代 5月分】	83,484		41,325	41,325
17 29 5 31	支出証明書	【基本額メール&ウェブスタンダード 5月分】	5,054	2分の1	2,527	2,527
18 29 5 31	支出証明書	【フレッツ光基本料 5月分】	1,890	2分の1	945	945
19 29 5 31	支出証明書	【事務所電話料金 5月分】	18,769	2分の1	9,384	9,384
20 29 5 31	支出証明書	【議員携帯電話料金(ドコモ) 5月分】	10,488	2分の1	5,244	5,244
21 29 6 5	支出証明書	【事務所コピー機カウント料】	15,306	2分の1	7,653	0
22 29 6 7	領収書	ガソリン代	4,573	3分の1	1,524	1,524
23 29 6 21	領収書	議員電話使用料	27	2分の1	13	13
24 29 6 22	領収書	PLSR	1,998	2分の1	999	999
25 29 6 27	支出証明書	【議員車リース代 6月分】	83,484		41,325	41,325
26 29 6 30	支出証明書	【基本額メール&ウェブスタンダード 6月分】	5,054	2分の1	2,527	2,527
27 29 6 30	支出証明書	【フレッツ光基本料 6月分】	1,890	2分の1	945	945
28 29 6 30	支出証明書	【事務所電話料金 6月分】	21,485	2分の1	10,742	10,742
29 29 6 30	支出証明書	【議員携帯電話料金(ドコモ) 6月分】	10,394	2分の1	5,197	5,197
30 29 7 5	支出証明書	【事務所コピー機カウント料】	14,725	2分の1	7,362	0
31 29 7 18	領収書	コピー用紙代	3,024	2分の1	1,512	0
32 29 7 18	領収書	ガソリン代	4,452	3分の1	1,484	1,484
33 29 7 20	領収書	PLSR	1,998	2分の1	999	999
34 29 7 21	領収書	議員電話使用料	63	2分の1	31	31
35 29 7 24	領収書	ガソリン代	3,869	3分の1	1,289	1,289
36 29 7 27	支出証明書	【議員車リース代 7月分】	83,484		41,325	41,325
37 29 7 31	支出証明書	【基本額メール&ウェブスタンダード 7月分】	5,054	2分の1	2,527	2,527
38 29 7 31	支出証明書	【フレッツ光基本料 7月分】	1,890	2分の1	945	945
39 29 7 31	支出証明書	【事務所電話料金 7月分】	18,248	2分の1	9,124	9,124
40 29 7 31	支出証明書	【議員携帯電話料金(ドコモ) 7月分】	11,594	2分の1	5,797	5,797
41 29 8 5	領収書	ガソリン代	3,353	3分の1	1,117	1,117
42 29 8 7	支出証明書	【事務所コピー機カウント料】	10,411	2分の1	5,205	0
43 29 8 16	領収書	PLSR	1,998	2分の1	999	999
44 29 8 21	領収書	議員電話使用料	19	2分の1	9	9
45 29 8 22	領収書	ガソリン代	4,429	3分の1	1,476	1,476
46 29 8 28	支出証明書	【議員車リース代 8月分】	83,484		41,325	41,325
47 29 8 31	支出証明書	【基本額メール&ウェブスタンダード 8月分】	5,054	2分の1	2,527	2,527
48 29 8 31	支出証明書	【フレッツ光基本料 8月分】	1,890	2分の1	945	945
49 29 8 31	支出証明書	【事務所電話料金 8月分】	18,198	2分の1	9,099	9,099
50 29 8 31	支出証明書	【議員携帯電話料金(ドコモ) 8月分】	12,490	2分の1	6,245	6,245

51	29	9	5	支出証明書	【事務所コピー機カウント料】	16,314	2分の1	8,157	0
52	29	9	11	領収書	ガソリン代	4,685	3分の1	1,561	1,561
53	29	9	14	領収書	PLS2D	2,106	2分の1	1,053	1,053
54	29	9	21	領収書	議員電話使用料	18	2分の1	9	9
55	29	9	25	領収書	ガソリン代	3,750	3分の1	1,250	1,250
56	29	9	27	支出証明書	【議員車リース代 9月分】	83,484		41,325	41,325
57	29	10	2	支出証明書	【基本額メール&ウェブスタンダード 9月分】	5,054	2分の1	2,527	2,527
58	29	10	2	支出証明書	【フレッツ光基本料 9月分】	1,890	2分の1	945	945
59	29	10	2	支出証明書	【事務所電話料金 9月分】	18,245	2分の1	9,122	9,122
60	29	10	2	支出証明書	【議員携帯電話料金(ドコモ) 9月分】	56,733	2分の1	28,366	28,366
61	29	10	5	支出証明書	【事務所コピー機カウント料】	4,962	2分の1	2,481	0
62	29	10	12	領収書	PLS2D	2,106	2分の1	1,053	1,053
63	29	10	14	領収書	ガソリン代	4,824	3分の1	1,608	1,608
64	29	10	20	領収書	議員電話使用料	63	2分の1	31	31
65	29	10	25	領収書	ガソリン代	4,314	3分の1	1,438	1,438
66	29	10	27	支出証明書	【議員車リース代 10月分】	83,484		41,325	41,325
67	29	10	31	支出証明書	【基本額メール&ウェブスタンダード 10月分】	5,054	2分の1	2,527	2,527
68	29	10	31	支出証明書	【フレッツ光基本料 10月分】	1,890	2分の1	945	945
69	29	10	31	支出証明書	【事務所電話料金 10月分】	17,020	2分の1	8,510	8,510
70	29	10	31	支出証明書	【議員携帯電話料金(ドコモ) 10月分】	12,392	2分の1	6,196	6,196
71	29	11	6	支出証明書	【事務所コピー機カウント料】	16,403	2分の1	8,201	0
72	29	11	9	領収書	PLS2D	2,106	2分の1	1,053	1,053
73	29	11	16	領収書	ガソリン代	4,473	3分の1	1,491	1,491
74	29	11	21	領収書	議員電話使用料	18	2分の1	9	9
75	29	11	21	領収証	再生トナーパーク	36,126	2分の1	18,063	0
76	29	11	27	支出証明書	【議員車リース代 11月分】	83,484		41,325	41,325
77	29	11	30	支出証明書	【基本額メール&ウェブスタンダード 11月分】	5,054	2分の1	2,527	2,527
78	29	11	30	支出証明書	【フレッツ光基本料 11月分】	1,890	2分の1	945	945
79	29	11	30	支出証明書	【事務所電話料金 11月分】	28,609	2分の1	14,304	14,304
80	29	11	30	支出証明書	【議員携帯電話料金(ドコモ) 11月分】	12,419	2分の1	6,209	6,209
81	29	11	30	支出証明書	【NHK 受信料 1年分の内のH28 4月～11月分】	13,990		4,664	4,664
82	29	12	3	領収書	ガソリン代	5,129	3分の1	1,709	1,709
83	29	12	5	支出証明書	【事務所コピー機カウント料】	7,989	2分の1	3,994	0
84	29	12	7	領収書	PLS2D	2,106	2分の1	1,053	1,053
85	29	12	19	領収書	ガソリン代	4,962	3分の1	1,654	1,654
86	29	12	21	領収書	議員電話使用料	18	2分の1	9	9
87	29	12	26	支出証明書	【NHK 受信料 1年分の内のH29 12月～H30 3月分】	13,990		2,331	2,331
88	29	12	27	支出証明書	【議員車リース代 12月分】	83,484		41,325	41,325
89	29	12	31	領収書	ガソリン代	3,702	3分の1	1,234	1,234
90	30	1	4	支出証明書	【基本額メール&ウェブスタンダード 12月分】	8,834	2分の1	4,417	4,417
91	30	1	4	支出証明書	【フレッツ光基本料 12月分】	1,890	2分の1	945	945
92	30	1	4	支出証明書	【事務所電話料金 12月分】	18,828	2分の1	9,414	9,414
93	30	1	4	支出証明書	【議員携帯電話料金(ドコモ) 12月分】	12,466	2分の1	6,233	6,233
94	30	1	5	支出証明書	【事務所コピー機カウント料】	4,884	2分の1	2,442	0
95	30	1	5	領収書	PLS2D	2,106	2分の1	1,053	1,053
96	30	1	16	領収書	ガソリン代	5,086	3分の1	1,695	1,695
97	30	1	19	領収書	議員電話使用料	36	2分の1	18	18
98	30	1	22	支出証明書	【事務所コピー一代】	3,024	2分の1	1,512	0
99	30	1	29	支出証明書	【議員車リース代 1月分】	83,484		41,325	41,325
100	30	1	31	支出証明書	【事務所デジタル複合機 1年間のレンタル料】	13,608		5,670	0

101	30	1	31	支出証明書	【 基本額メール&ウェブスタンダード 1月分】	5,054	2分の1	2,527	2,527
102	30	1	31	支出証明書	【 フレッツ光基本料 1月分】	1,890	2分の1	945	945
103	30	1	31	支出証明書	【 事務所電話料金 1月分】	17,821	2分の1	8,910	8,910
104	30	1	31	支出証明書	【 議員携帯電話料金(ドコモ) 1月分】	11,870	2分の1	5,935	5,935
105	30	2	1	領収書	PLS2D	2,106	2分の1	1,053	1,053
106	30	2	5	支出証明書	【 事務所コピー機カウント料】	14,043	2分の1	7,021	0
107	30	2	9	領収書	ガソリン代	3,419	3分の1	1,139	1,139
108	30	2	21	領収書	議員電話使用料	45	2分の1	22	22
109	30	2	25	領収書	ガソリン代	4,465	3分の1	1,488	1,488
110	30	2	27	支出証明書	【 議員車リース代 2月分】	83,484		41,325	41,325
111	30	2	28	支出証明書	【 基本額メール&ウェブスタンダード 2月分】	5,054	2分の1	2,527	2,527
112	30	2	28	支出証明書	【 フレッツ光基本料 2月分】	1,890	2分の1	945	945
113	30	2	28	支出証明書	【 事務所電話料金 2月分】	17,107	2分の1	8,553	8,553
114	30	2	28	支出証明書	【 議員携帯電話料金(ドコモ) 2月分】	12,096	2分の1	6,048	6,048
115	30	3	1	領収書	PLS2D	2,106	2分の1	1,053	1,053
116	30	3	5	支出証明書	【 事務所コピー機カウント料】	10,733	2分の1	5,366	0
117	30	3	7	支出証明書	【 事務所デジタル複合機 1年間のレンタル料】	13,608		1,134	0
118	30	3	11	領収書	ガソリン代	4,308	3分の1	1,436	1,436
119	30	3	20	領収書	議員電話使用料	45	2分の1	22	22
120	30	3	27	支出証明書	【 議員車リース代 3月分】	83,484		41,325	41,325
121	30	3	29	領収書	PLS2D	2,106	2分の1	1,053	1,053
122	30	3	30	領収書	ガソリン代	4,443	3分の1	1,481	1,481
123	30	3	30	支出証明書	【 封筒印刷代】	23,760	2分の1	11,880	0
124	30	3	31	支出証明書	【 基本額メール&ウェブスタンダード 2月分】	5,054	2分の1	2,527	2,527
125	30	3	31	支出証明書	【 フレッツ光基本料 2月分】	1,890	2分の1	945	945
126	30	3	31	支出証明書	【 事務所電話料金 2月分】	16,583	2分の1	8,291	8,291
127	30	3	31	支出証明書	【 議員携帯電話料金(ドコモ) 2月分】	11,682	2分の1	5,841	5,841
								911,776	804492

別紙 4-1

稻村建男議員の人物費支出

支出期日 年 月 日			支出証拠	支出内容	支出金額	(円) 充当金額	(円) 充当額	(円) 違法額
1 29	4 12	領収証	政務活動補助給与	300,000	2分の1	150,000	150,000	150,000
2 29	5 10	領収証	政務活動補助給与	300,000	2分の1	150,000	150,000	150,000
3 29	6 13	領収証	政務活動補助給与	300,000	2分の1	150,000	150,000	150,000
4 29	7 10	領収証	政務活動補助給与	300,000	2分の1	150,000	150,000	150,000
5 29	8 9	領収証	政務活動補助給与	300,000	2分の1	150,000	150,000	150,000
6 29	9 11	領収証	政務活動補助給与	300,000	2分の1	150,000	150,000	150,000
7 29	10 10	領収証	政務活動補助給与	300,000	2分の1	150,000	150,000	150,000
8 29	11 11	領収証	政務活動補助給与	300,000	2分の1	150,000	150,000	150,000
9 29	12 11	領収証	政務活動補助給与	300,000	2分の1	150,000	150,000	150,000
10 30	1 10	領収証	政務活動補助給与	300,000	2分の1	150,000	150,000	150,000
11 30	2 9	領収証	政務活動補助給与	300,000	2分の1	150,000	150,000	150,000
12 30	3 9	領収証	政務活動補助給与	300,000	2分の1	150,000	150,000	150,000
						1,800,000	1,800,000	

別紙 4-2

向出 勘 議員の人物費支出

支出期日			支出証拠	支出内容	支出額	(円)	
年	月	日				充当金額	違法額
1 29	4	5	領収証	給与	336,528	150,000	150,000
2 29	5	2	領収証	給与	336,528	150,000	150,000
3 29	6	5	領収証	給与	336,528	150,000	150,000
4 29	7	5	領収証	給与	336,528	150,000	150,000
5 29	8	4	領収証	給与	336,528	150,000	150,000
6 29	9	5	領収証	給与	336,528	150,000	150,000
7 29	10	5	領収証	給与	336,528	150,000	150,000
8 29	11	2	領収証	給与	336,528	150,000	150,000
9 29	12	5	領収証	給与	336,528	150,000	150,000
10 29	12	29	領収証	給与	336,528	150,000	150,000
11 30	2	5	領収証	給与	336,528	150,000	150,000
12 30	3	5	領収証	給与	336,528	150,000	150,000
						1,800,000	1,800,000

別紙 4-3

下沢佳充議員の人物費支出

支出期日 年 月 日			支出証拠	支出内容	支出額	(円) 換算率	(円) 充当額	(円) 違法額
1 29 4 28	領収証	4月分給与	300,000	2分の1	150,000	150,000		
2 29 5 31	領収証	5月分給与	300,000	2分の1	150,000	150,000		
3 29 6 30	領収証	6月分給与	300,000	2分の1	150,000	150,000		
4 29 7 31	領収証	7月分給与	300,000	2分の1	150,000	150,000		
5 29 8 31	領収証	8月分給与	300,000	2分の1	150,000	150,000		
6 29 9 28	領収証	9月分給与	300,000	2分の1	150,000	150,000		
7 29 10 31	領収証	10月分給与	300,000	2分の1	150,000	150,000		
8 29 11 30	領収証	11月分給与	300,000	2分の1	150,000	150,000		
9 29 12 27	領収証	12月分給与	300,000	2分の1	150,000	150,000		
10 30 1 31	領収証	1月分給与	300,000	2分の1	150,000	150,000		
11 30 2 28	領収証	2月分給与	300,000	2分の1	150,000	150,000		
12 30 3 30	領収証	3月分給与	300,000	2分の1	150,000	150,000		
					1,800,000		1,800,000	

別紙 4-4

川 裕一郎議員の人物費支出

支出期日 年 月 日			支出証拠	支出内容	支出額	(円) 按分率	(円) 充当額	(円) 違法額
1 29 5	10	領収書	4月分給与(内 交通費 4,200円)	294,200	2分の1	147,100	147,100	
2 29 6	9	領収書	5月分給与(内 交通費 4,200円)	294,200	2分の1	147,100	147,100	
3 29 7	10	領収書	6月分給与(内 交通費 4,200円)	294,200	2分の1	147,100	147,100	
4 29 8	10	領収書	7月分給与(内 交通費 4,200円)	294,200	2分の1	147,100	147,100	
5 29 9	8	領収書	8月分給与(内 交通費 4,200円)	294,200	2分の1	147,100	147,100	
6 29 10	10	領収書	9月分給与(内 交通費 4,200円)	294,200	2分の1	147,100	147,100	
7 29 11	10	領収書	10月分給与(内 交通費 4,200円)	294,200	2分の1	147,100	147,100	
8 29 12	8	領収書	11月分給与(内 交通費 4,200円)	294,200	2分の1	147,100	147,100	
9 30 1	10	領収書	12月分給与(内 交通費 4,200円)	294,200	2分の1	147,100	147,100	
10 30 2	9	領収書	1月分給与(内 交通費 4,200円)	294,200	2分の1	147,100	147,100	
11 30 3	9	領収書	2月分給与(内 交通費 4,200円)	294,200	2分の1	147,100	147,100	
12 30 4	10	領収書	3月分給与(内 交通費 4,200円)	294,200	2分の1	147,100	147,100	
						1,765,200	1,765,200	

別紙 4-5

不破大仁議員の人物費支出

支出期日 年 月 日	支出証拠	支出内容	支出額	(円)		充当額	違法額
				按分率			
1 29 4 30	領収証	4月分給料	260,000	2分の1	130,000	130,000	
2 29 4 30	領収証	4月分交通費	5,000	2分の1	2,500	2,500	
3 29 5 31	領収証	5月分給料	260,000	2分の1	130,000	130,000	
4 29 5 31	領収証	5月分交通費	5,000	2分の1	2,500	2,500	
5 29 6 16	領収証書	労働保険料	38,223	4分の1	9,555	9,555	
6 29 6 30	領収証	6月分給料	260,000	2分の1	130,000	130,000	
7 29 6 30	領収証	6月分交通費	5,000	2分の1	2,500	2,500	
8 29 7 31	領収証	7月分給料	265,000	2分の1	132,500	132,500	
9 29 7 31	領収証	7月分交通費	5,000	2分の1	2,500	2,500	
10 29 8 31	領収証	8月分給料	265,000	2分の1	132,500	132,500	
11 29 8 31	領収証	8月分交通費	5,000	2分の1	2,500	2,500	
12 29 9 30	領収証	9月分給料	265,000	2分の1	132,500	132,500	
13 29 9 30	領収証	9月分交通費	5,000	2分の1	2,500	2,500	
14 29 10 31	領収証	10月分給料	265,000	2分の1	132,500	132,500	
15 29 10 31	領収証	10月分交通費	5,000	2分の1	2,500	2,500	
16 29 11 30	領収証	11月分給料	265,000	2分の1	132,500	132,500	
17 29 11 30	領収証	11月分交通費	5,000	2分の1	2,500	2,500	
18 29 12 31	領収証	12月分給料	265,000	2分の1	132,500	132,500	
19 29 12 31	領収証	12月分交通費	5,000	2分の1	2,500	2,500	
20 30 1 31	領収証	1月分給料	265,000	2分の1	132,500	132,500	
21 30 1 31	領収証	1月分交通費	5,000	2分の1	2,500	2,500	
22 30 2 28	領収証	2月分給料	265,000	2分の1	132,500	132,500	
23 30 2 28	領収証	2月分交通費	5,000	2分の1	2,500	2,500	
24 30 3 31	領収証	3月分給料	265,000	2分の1	132,500	132,500	
25 30 3 31	領収証	3月分交通費	5,000	2分の1	2,500	2,500	
					1,622,055	1,622,055	

別紙 4-6

金原 博 議員の人物費支出

支出期日 年 月 日	支出証拠	支出内容	支出額	(円)		充当額	違法額
				換算率	(円)		
1 29 4 25	領収証	H 29年4月 給与	251,000	2分の1	125,500	125,500	
2 29 5 25	領収証	H 29年5月 給与	251,000	2分の1	125,500	125,500	
3 29 6 23	領収証	H 29年6月 給与	251,000	2分の1	125,500	125,500	
4 29 7 25	領収証	H 29年 7月給与	251,000	2分の1	125,500	125,500	
5 29 8 25	領収証	H 29年8月 給与	251,000	2分の1	125,500	125,500	
6 29 9 25	領収証	H 29年9月 給与	251,000	2分の1	125,500	125,500	
7 29 10 25	領収証	H 29年10月 給与	251,000	2分の1	125,500	125,500	
8 29 11 24	領収証	H 29年11月 給与	251,000	2分の1	125,500	125,500	
9 30 12 25	領収証	H 29年12月 給与	251,000	2分の1	125,500	125,500	
10 30 1 25	領収証	H 30年1月 給与	251,000	2分の1	125,500	125,500	
11 30 2 23	領収証	H 30年2月 給与	251,000	2分の1	125,500	125,500	
12 30 3 23	領収証	H 30年3月 給与	251,000	2分の1	125,500	125,500	
					1,506,000		1,506,000

別紙 4-7

和田内幸三議員の人物費支出

支出期日 年 月 日			支出証拠	支出内容	支出額	按分率	(円) 充当額	(円) 違法額
1 29 4 10			領収証	3月分給与	200,000	2分の1	100,000	100,000
2 29 5 10			領収証	4月分給与	200,000	2分の1	100,000	100,000
3 29 6 12			領収証	5月分給与	230,000	2分の1	115,000	115,000
4 29 7 10			領収証	6月分給与	230,000	2分の1	115,000	115,000
5 29 8 10			領収証	7月分給与	230,000	2分の1	115,000	115,000
6 29 9 11			領収証	8月分給与	230,000	2分の1	115,000	115,000
7 29 10 10			領収証	9月分給与	230,000	2分の1	115,000	115,000
8 29 11 10			領収証	10月分給与	230,000	2分の1	115,000	115,000
9 29 12 11			領収証	11月分給与	230,000	2分の1	115,000	115,000
10 29 1 10			領収証	H 29年12月分給与	230,000	2分の1	115,000	115,000
11 30 2 13			領収証	1月分給与	230,000	2分の1	115,000	115,000
12 30 3 12			領収証	2月分給与	230,000	2分の1	115,000	115,000
							1,350,000	1,350,000

別紙 4-8

室谷弘幸議員の人物費支出

支出期日 年 月 日			支出証拠	支出内容	支出額	接分率	(円) 充当額	(円) 違法額
1 29 4 20	支出証明書	【 政務活動費支出証明書 】(借考欄に記載無)	230,000	2分の1	115,000		115,000	
2 29 5 23	支出証明書	【 政務活動費支出証明書 】(借考欄に記載無)	230,000	2分の1	115,000		115,000	
3 29 6 21	領収証書	「 人件費社会保険料の 1/4 」 手書き	34,855	4分の1	8,713		8,713	
4 29 6 21	支出証明書	【 政務活動費支出証明書 】(借考欄に記載無)	230,000	2分の1	115,000		115,000	
5 29 7 20	支出証明書	【 政務活動費支出証明書 】(借考欄に記載無)	230,000	2分の1	115,000		115,000	
6 29 8 24	支出証明書	【 政務活動費支出証明書 】(借考欄に記載無)	230,000	2分の1	115,000		115,000	
7 29 9 21	支出証明書	【 政務活動費支出証明書 】(借考欄に記載無)	215,000	2分の1	107,500		107,500	
8 29 10 20	支出証明書	【 政務活動費支出証明書 】(借考欄に記載無)	215,000	2分の1	107,500		107,500	
9 29 11 20	支出証明書	【 政務活動費支出証明書 】(借考欄に記載無)	215,000	2分の1	107,500		107,500	
10 29 12 20	支出証明書	【 政務活動費支出証明書 】(借考欄に記載無)	215,000	2分の1	107,500		107,500	
11 29 1 22	支出証明書	【 政務活動費支出証明書 】(借考欄に記載無)	215,000	2分の1	107,500		107,500	
12 30 2 20	支出証明書	【 政務活動費支出証明書 】(借考欄に記載無)	215,000	2分の1	107,500		107,500	
13 30 3 20	支出証明書	【 政務活動費支出証明書 】(借考欄に記載無)	215,000	2分の1	107,500		107,500	
							1,336,213	1,336,213

これは正本である。

令和3年3月22日

金沢地方裁判所

裁判所書記官 小坂

誠

